

官報

号外

平成十三年六月二十二日

○第一百五十一回 衆議院会議録 第四十二号

平成十三年六月二十一日(金曜日)

平成十三年六月二十二日(土曜日)

議事日程 第二十六号

平成十三年六月二十二日

午後一時開議

第一 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 電気通信役務利用放送法案(内閣提出、参議院送付)

第三 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案(内閣提出)

第四 障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第五 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第六 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第七 農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第八 農林中央金庫法案(内閣提出、参議院送付)

第九 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十一 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成十三年六月二十二日 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案外一案

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) 部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、電気通信役務利用放送法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五、国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第六、土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第八、農林中央金庫法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第九、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第十、不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

臣から提案理由の説明を聽取し、十九日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、電気通信役務利用放送法案について申し上げます。

本案は、最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送の制度を設けようとするものであります。

本案は、五月三十日参議院より送付され、六月一日日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月十四日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(綿貫民輔君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

十一日本委員会に付託されました。

日程第三 個別労働関係紛争の解決の促進に

関する法律案(内閣提出)

日程第四 障害者等による欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案外二案

の一部を改正する法律案、日程第四、障害者等による欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律案

法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して

議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鈴木俊一君。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案及び同報告書

障害者等による欠格事由の適正化等を図るために

の医師法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案について申し上げます。

本案は、社会経済情勢の変化に伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加していることにかんがみ、紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るために、都道府県労働局長が情報提供、助言、指導等を行うこととする

とともに、紛争調整委員会による紛争解決のためのあっせん制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る六月六日本委員会に付託され、同月十三日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日に質疑に入り、二十日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主黨・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守党の七会派共同により、地方公共団体の施策として、あっせんを明記するとともに、都道府県知事の委任を受けて地方労働委員会が行う場合には、中央労働委員会は当該地方労働委員会に対し、必要な助言または指導をすることができる旨の規定の追加を内容とする修正案が提出されました。

修正案の趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

修正案の趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

日程第五 国立学校設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長高市早苗君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○高市早苗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る四月六日参議院において修正議決の上、本院に送付され、六月七日本委員会に付託されました。

本案は、去る四月六日参議院において修正議決の上、本院に送付され、六月七日本委員会に付託されました。

○高市早苗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る四月六日参議院において修正議決の上、本院に送付され、六月七日本委員会に付託されました。

日程第六 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第六、土地改良法の一部を改正する法律案

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、農業協同組合法等の一部を改正する法律案

○議長(綿貫民輔君) 日程第八、農林中央金庫法案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第六、土地改良法の一部を改正する法律案

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、農業協同組合法等の一部を改正する法律案

第一に、徳島大学及び長崎大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の医学部に統合することとする規定を置き、その種類等を省令で定めることとする規定を廃止し、各国立大学が自主的に組織を編制できるようにすること

本委員会に付託され、翌十三日遠山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十一日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

土地改良法の一部を改正する法律案及び同報告書

農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

農林中央金庫法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔堀込征雄君登壇〕

○堀込征雄君　ただいま議題となりました参議院先議の二法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、土地改良法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、上地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、環境との調和に配慮した事業の施行、地域の意向を踏まえた事業の実施手続の整備等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る六月六日参議院から送付され、十日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十三日武部農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日から質疑を行いました。かくて、翌二十日質疑を終局したところ、民主党・無所属クラブから修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決されました。

次に、農業協同組合法等の一部を改正する法律案及び農林中央金庫法案について申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改止する法律案は、農業協同組合等の健全な発展を図るために、その正組合員資格、業務執行体制等について所要の措置を講じようとするものであり、これに参議院において、検討条項が追加修正されたものであります。

農林中央金庫法案は、農林中央金庫の適正かつ効率的な業務運営を確保するため、業務執行体制

の強化、業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。

両法律案は、去る八日参議院から送付され、十二日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十四日此部農林水産大臣から提案理由の説明を、また、参議院農林水産委員長代理者理事郡司彰村から参議院における修正部分の趣旨説明をそれぞれ聴取した後、同日から質疑を行いました。

かくて、昨二十一日質疑を終局し、討論の後、まず、農業協同組合法等の一部を改正する法律案について採決の結果、賛成多数をもって参議院交付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。次に、農林中央金庫法案について採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。委員長の報告を求めます。経済産業委員長山本有二君。

○議長(綿貫民輔君)　これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君)　起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七及び第八の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

まず、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君)　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九　電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君)　日程第九、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君)　日程第十、不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君)　日程第十、不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君)　日程第九、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君)　日程第十、不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

賄側の者と收賄側の外國公務員等の属する国がである場合には本法の適用除外としていた規定の削除等を行おうとするものであります。

両案は、去る六月一日参議院から送付され、同月八日本委員会に付託され、同月十三日平沼経済産業大臣からそれぞれの提案理由の説明を聴取し、同月二十日両案について質疑を行い、質疑を終局したところ、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案に対し、日本共产党提案による修正案が提出され、修正案の趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

本共产党提案による修正案が提出され、修正案の趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

月八日本委員会に付託され、同月十三日平沼経済産業大臣からそれぞれの提案理由の説明を聴取し、同月二十日両案について質疑を行い、質疑を終局したところ、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案に対し、日本共产党提案による修正案が提出され、修正案の趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、修正案は否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

かくて、昨二十一日質疑を終局し、討論の後、まず、農業協同組合法等の一部を改正する法律案について採決の結果、賛成多数をもって参議院交付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。次に、農林中央金庫法案について採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。委員長の報告を求めます。経済産業委員長山本有二君。

○議長(綿貫民輔君)　これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君)　起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七及び第八の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。

まず、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君)　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|--------|--------|
| 平井 韶也君 | 吉田 六左門君 | 中村 哲治君 | 松原 仁君 | 高木 陽介君 | 下地 幹郎君 | 谷本 牧 | 西川 京子君 | 牧 義夫君 | 前田 雄吉君 | 久保 哲司君 | 河野 太郎君 | 吉田 六左門君 | 平井 韶也君 | 高木 陽介君 | 中村 哲治君 | 吉田 六左門君 | 平井 韶也君 | 高木 仁君 | 相沢 英之君 | 浜田 靖一君 | 佐藤謙一郎君 | 平岡 秀夫君 | 小此木八郎君 | 北村 直人君 | 相沢 英之君 |
| 久保 哲司君 | 河野 太郎君 | 吉田 六左門君 | 平井 韶也君 | 高木 仁君 | 北村 直人君 | 相沢 英之君 | 浜田 靖一君 | 佐藤謙一郎君 | 平岡 秀夫君 | 小此木八郎君 | 北村 直人君 | 相沢 英之君 | 浜田 靖一君 | 佐藤謙一郎君 | 平岡 秀夫君 | 小此木八郎君 | 北村 直人君 | 相沢 英之君 | 浜田 靖一君 | 佐藤謙一郎君 | 平岡 秀夫君 | 小此木八郎君 | 北村 直人君 | 相沢 英之君 | |
| 農林水産委員会 辞任 | 農林水產委員会 補欠 | 農林水產委員会 辞任 | 農林水產委員会 補欠 | | | | |
| (特別委員辭任及び補欠選任) | | | |

| | |
|---|---|
| 一、去る二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 民法の一部を改正する法律案(漆原良夫君外二名提出) (議案付託) | 一、去る十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 民法の一部を改正する法律案(漆原良夫君外二名提出) (議案付託) |
| 一千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国との議許表の修正及び訂正に関する二千零一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(案約第四号)) | 一千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国との議許表の修正及び訂正に関する二千零一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(案約第四号)) |
| 投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第五号) | 投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第五号) |
| 投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第六号) | 投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第六号) |
| 六号(参議院送付) 農林水産委員会 付託 | 六号(参議院送付) 農林水産委員会 付託 |

| | |
|--|--|
| 一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 石炭対策特別委員 辞任 補欠 | 一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 石炭対策特別委員 辞任 補欠 |
| 一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 補欠 | 一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄及び北方問題に関する特別委員 辞任 補欠 |
| 一、去る十九日、議員から提出した内閣提出案は次のとおりである。 | 一、去る十九日、議員から提出した内閣提出案は次のとおりである。 |
| 民事訴訟法の一部を改正する法律案 六号(参議院送付) 農林水産委員会 付託 | 民事訴訟法の一部を改正する法律案 六号(参議院送付) 農林水産委員会 付託 |
| 一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の一とおりである。 | 一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の一とおりである。 |

| | |
|---|---|
| 一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 外国人登録証の常時携帯提示義務等に関する質問主意書(菅原喜重郎君提出) 問主意書(北川れん子君提出) 安保条約第六条の解釈に関する質問主意書は次のとおりである。 門美津子君提出 (答弁書受領) | 一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 外国人登録証の常時携帯提示義務等に関する質問主意書(菅原喜重郎君提出) 問主意書(北川れん子君提出) 安保条約第六条の解釈に関する質問主意書は次のとおりである。 門美津子君提出 (答弁書受領) |
| 一、去る十九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域に出 | 一、去る十九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域に出 |
| 一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領し評議に付託した。 | 一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領し評議に付託した。 |
| 衆議院議員川内博史君提出諫早湾干拓事業の再評議に関する質問に対する答弁書 質問 第七三号 提出者 川内 博史 講早湾干拓事業の再評議に関する質問主意書 | 衆議院議員長妻昭君提出外国人で禁止になつた食品添加物に関する質問に対する答弁書 質問 第七三号 提出者 川内 博史 講早湾干拓事業の再評議に関する質問主意書 |
| 一、去る二十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 特殊法人等改革基本法案(第一百五十九回国会衆法第一六号) | 一、去る二十日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 特殊法人等改革基本法案(第一百五十九回国会衆法第一六号) |
| 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) | 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) |

がその真偽は如何。もし遅れるのならば、再評価結果が決まらずに予算請求は出来無いと考えるが、どのようにして予算請求を行うつもりなのか、見解を明らかにせよ。また、公表が遅るのは本事業についてのみという認識でいいのか。そして、結果の公表に関してはいつまでに公表するのか、今後の計画を明らかにせよ。

六 第二委員会の日程は決まつたか。もし、概要が決まっているのならばその概要を教えていただきたい。また、詳細な議事録の公開や傍聴の可否に関して見解を明らかにせよ。また、再評価を行う際に必要だと思われる右記環境影響評価や諫早湾漁業調査委員会に関する報告については第一回第三者委員会までに間に合うのか。

七 本事業の再評価作業はこれまでと比べても困難を極めることが予想され、第三者委員会もこの状況に合わせて本事業専門の委員会を独立して組織する必要があると考えるが、それについて見解を明らかにせよ。

右質問する。

官報(号外)

官

内閣衆質一五一第七三号
平成十三年六月十九日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 締貫 民輔殿
衆議院議員川内博史君提出諫早湾干拓事業の再評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員川内博史君提出諫早湾干拓事業の再評価に関する質問に対する答弁書

一について
国営諫早湾土地改良事業（以下「本事業」という。）の再評価のための基礎資料については、「国営土地改良事業等再評価実施要領（平成十一年三月二十七日付け農林水産省構造改善局長、畜産局長通知。以下「再評価実施要領」という。）

に基づき、農林水産省九州農政局諫早湾干拓事務所（以下「諫早湾干拓事務所」という。）が、本年七月中の終了を目指して作業を進めているところである。

二について

本事業の再評価に当たっては、再評価実施要領に基づき、農林水産省九州農政局（以下「九州農政局」という。）に設置された国営事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）が関係団体の意見を聴取することになっているが、その聴取の時期は本年七月下旬を予定している。また、国営土地改良事業の再評価の際に意見を聴取する関係団体の範囲については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）において国営土地改良事業の土地改良事業計画の変更の際に農林水産大臣が直接的又は間接的に協議しなければならない相手方を勘案して運用することとしており、本事業においては、その意見を聴取する関係団体として、同法に基づき本事業の事業計画の決定及び変更の際に協議を行った長崎県、諫早市、森山町、高来町、吾妻町及び愛野町を予定している。

三について
お尋ねの「環境影響評価の検証作業」とは、九州農政局が平成十二年度から着手している本事業に係る環境影響評価レビュー（以下「レビュー」という。）であると考えられるが、この作業については、調整池の水質のように事業の進ちょくとともに変化するものがあること等から、その取りまとめに時間を要しているところである。

四について
現在、学識経験者から構成される委員会における助言等を踏まえ、九州農政局において本年七月上旬を目途としてレビューの結果の取りまとめを急いでいるところである。

五について
お尋ねの「環境影響評価の検証作業」は、農林水産省において平成十四年度予算概算要求時四日新基本法農政推進本部決定に基づき、農

六について
お尋ねの「第三者委員会」とは、再評価実施要領に基づき、再評価の結果の公表に先立つて、再評価の結果について意見を述べる目的で九州農政局に設置された学識経験者から構成される第三委員会のことと考案されるが、この第三委員会については、第一回委員会を本年六月九日に開催したところであり、今後の日程については、平成十四年度予算概算要求時までに行う再評価の結果の公表に向けて、事前に再評価

の結果を諮問できるよう調整していくこととしている。

また、議事録の公開及び傍聴の可否については、第一回委員会において検討された結果、議事録を公開することは可とするが、傍聴については公正中立な審議を確保する観点から不可とすることが決定されたところである。

なお、レビューの結果及び漁場調査委員会の立場から助言及び指導を行うために諫早湾干拓事務所に設置された諫早湾漁場調査委員会（以下「調査委員会」という。）であると考えられるが、調査委員会における検討の中で、タイラギの生息環境について更に十分調査することが必要であるとの結論に達したため、調査委員会に設置された学識経験者から構成される専門部

会において、議論を重ねてきている。専門部会においては、タイラギの生態について、なお未解明な部分があり、収集したデータの評価及び検討に時間を使っているところである。

現在、専門部会での評価及び検討を踏まえて、調査委員会においてできるだけ早く調査結果を取りまとめるべく努めているところである。

七について
本事業の再評価については、他の国営土地改良事業と同様、事業の効率的な執行及び透明性を確保する観点から、再評価実施要領に基づき、事業管理委員会が実施しているが、その際、専門的知見を有し公正中立の立場を堅持できる学識経験者で構成される第三委員会に再評価の結果を諮問することとしている。この第三者委員会に対しては、事業管理委員会が関係資料の提供を行うなど、その要望にこたえることにより十分な審議が確保されるよう努めることとしていることから、本事業の再評価のために専門の委員会を新たに設置する必要はないと考えている。

八について
お尋ねの「第三者委員会」とは、再評価実施要領に基づき、再評価の結果の公表に先立つて、再評価の結果について意見を述べる目的で九州農政局に設置された学識経験者から構成される第三委員会のことと考案されるが、この第三委員会については、第一回委員会を本年六月九日に開催したところであり、今後の日程については、平成十四年度予算概算要求時までに行う再評価の結果の公表に向けて、事前に再評価

の結果を諮問できるよう調整していくこととしている。

また、議事録の公開及び傍聴の可否については、第一回委員会において検討された結果、議事録を公開することは可とするが、傍聴については公正中立な審議を確保する観点から不可とすることが決定されたところである。

なお、レビューの結果及び漁場調査委員会の立場から助言及び指導を行うために諫早湾干拓事務所に設置された諫早湾漁場調査委員会（以下「調査委員会」という。）であると考案されるが、調査委員会における検討の中で、タイラギの生息環境について更に十分調査することが必要であるとの結論に達したため、調査委員会に設置された学識経験者から構成される専門部会においては、議論を重ねてきている。専門部会においては、タイラギの生態について、なお未解明な部分があり、収集したデータの評価及び検討に時間を使っているところである。

現在、専門部会での評価及び検討を踏まえて、調査委員会においてできるだけ早く調査結果を取りまとめるべく努めているところである。

七について
本事業の再評価については、他の国営土地改良事業と同様、事業の効率的な執行及び透明性を確保する観点から、再評価実施要領に基づき、事業管理委員会が実施しているが、その際、専門的知見を有し公正中立の立場を堅持できる学識経験者で構成される第三委員会に再評価の結果を諮問することとしている。この第三者委員会に対しては、事業管理委員会が関係資料の提供を行うなど、その要望にこたえることにより十分な審議が確保されるよう努めることとしていることから、本事業の再評価のためには専門の委員会を新たに設置する必要はないと考えている。

八について
お尋ねの「第三者委員会」とは、再評価実施要領に基づき、再評価の結果の公表に先立つて、再評価の結果について意見を述べる目的で九州農政局に設置された学識経験者から構成される第三委員会のことと考案されるが、この第三委員会については、第一回委員会を本年六月九日に開催したところであり、今後の日程については、平成十四年度予算概算要求時までに行う再評価の結果の公表に向けて、事前に再評価

の結果を諮問できるよう調整していくこととしている。

また、議事録の公開及び傍聴の可否については、第一回委員会において検討された結果、議事録を公開することは可とするが、傍聴については公正中立な審議を確保する観点から不可とすることが決定されたところである。

なお、レビューの結果及び漁場調査委員会の立場から助言及び指導を行うために諫早湾干拓事務所に設置された諫早湾漁場調査委員会（以下「調査委員会」という。）であると考案されるが、調査委員会における検討の中で、タイラギの生息環境について更に十分調査することが必要であるとの結論に達したため、調査委員会に設置された学識経験者から構成される専門部会においては、議論を重ねてきている。専門部会においては、タイラギの生態について、なお未解明な部分があり、収集したデータの評価及び検討に時間を使っているところである。

現在、専門部会での評価及び検討を踏まえて、調査委員会においてできるだけ早く調査結果を取りまとめるべく努めているところである。

七について
本事業の再評価については、他の国営土地改良事業と同様、事業の効率的な執行及び透明性を確保する観点から、再評価実施要領に基づき、事業管理委員会が実施しているが、その際、専門的知見を有し公正中立の立場を堅持できる学識経験者で構成される第三委員会に再評価の結果を諮問することとしている。この第三者委員会に対しては、事業管理委員会が関係資料の提供を行うなど、その要望にこたえることにより十分な審議が確保されるよう努めることとしていることから、本事業の再評価のためには専門の委員会を新たに設置する必要はないと考えている。

八について
お尋ねの「第三者委員会」とは、再評価実施要領に基づき、再評価の結果の公表に先立つて、再評価の結果について意見を述べる目的で九州農政局に設置された学識経験者から構成される第三委員会のことと考案されるが、この第三委員会については、第一回委員会を本年六月九日に開催したところであり、今後の日程については、平成十四年度予算概算要求時までに行う再評価の結果の公表に向けて、事前に再評価

の結果を諮問できるよう調整していくこととしている。

また、議事録の公開及び傍聴の可否については、第一回委員会において検討された結果、議事録を公開することは可とするが、傍聴については公正中立な審議を確保する観点から不可とすることが決定されたところである。

なお、レビューの結果及び漁場調査委員会の立場から助言及び指導を行うために諫早湾干拓事務所に設置された諫早湾漁場調査委員会（以下「調査委員会」という。）であると考案されるが、調査委員会における検討の中で、タイラギの生息環境について更に十分調査することが必要であるとの結論に達したため、調査委員会に設置された学識経験者から構成される専門部会においては、議論を重ねてきている。専門部会においては、タイラギの生態について、なお未解明な部分があり、収集したデータの評価及び検討に時間を使っているところである。

現在、専門部会での評価及び検討を踏まえて、調査委員会においてできるだけ早く調査結果を取りまとめるべく努めているところである。

官 報 (号 外)

ム、この二種類の食品添加物に関して、日本で指定(いわゆる認可)された際の安全性データが既に廃棄されていることもあり、日本国内での動物実験などによる再度の安全性検査を求めました。この点について、坂口力厚生労働大臣から、
「外国がそういうふうに一應これはだめだと言っているものというのは、それで日本はいいと、どこかでそれは考え方には若干の違いが今御指摘になりましたようにあるということもあるんだろうといふように思いますし、それは境界線上、どちらともとれるなということではないかというふうに思いますが、その辺のところを、ほかの問題も率直に言ってござります。添加物等の問題」ござりますから、あわせて一遍検討させていただきます。「きょういろいろ御指摘がございましたから、先生の御意見というのも十分に踏まえさせていただきたいと思います。」と答弁頂いておりま
す。
再検査するかしないかの結論は、いつまでに、どのような手順で出していくだけるか、具体的にお示しいただきたい。
右質問する。

新たに安全性に関する試験を実施する必要性について御議論いただき、その結果を踏まえて結論を得たいと考えているが、この結論がいつまでに得られるかということをあらかじめお示しすること

（答弁追加受領）
一、去る十九日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出「秘密漏えい事件調査報告書」に関する申請質問に対して、質問事項について検討する必要

七月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知书を受領した。

君提出コーラン廃棄事件(富山県)に関する質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十三年七月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する
一項後段の規定による通知書を受領した。

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 繩貫 民輔殿
郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正
する法律

（垂便料金法）一部改訂
第一条 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。
第十八条第五項中の「各号」を削り、同項第一号の二の次に次の一号を加える。
二の三 第五十二条の二第一項の規定による払出し

第十八条第五項第七号の次に次の二号を加え
る。

七の二 第六十三条の三第一項に規定する日
本銀行当座預金口座証の取扱いを受ける口

本銀行の預金口座に預けられた預金は、当該口座に当該口座の加入者が日本銀行において有する当座預金の口座からの払戻金を総務

省令で定める取扱いにより払い込む場合における払込み

七の三 第六十二条の二第一項の規定による
払出し

第十八条第五項第九号を削る。

第九号に規定する現金払の請求を削る。
第五十二条の次に次の二条を加える。

第五十二条の二 国民年金の保険料の拠出
郵便振替の加入者たる国民年金の保険料(国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第

八十七条第一項に規定する保険料をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者が当

該保険料をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、社会保険庁からの

保険料の納付の催告に応じて、保険料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出

前項の規定による払出しの料金は、社会保

陰厅において、これを納付する。
第六十三条の二の次に次の一条を加える。

第六六十三条の三(日本銀行当座預金口座払)
便振替の加入者たる銀行その他の総務省令で
郵

定める金融機関は、郵政事業庁長官の承認を受けて、当該加入者の口座で郵便貯金及び預

金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成十年法律第七十号)第二条第一項の規定による事務の委託又は同法第四条第一項の規定による事務の受託に係る資金の郵政事業府長官との間の授受に係るものその他総務省令で定めるものについて、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への振替

みによる払出し(次項において「日本銀行当座預金口座払」という。)の取扱いを受けることができる。

日本銀行当座預金口座払においては、郵政事業庁は、前項に規定する加入者の請求により、同項に規定する当該加入者の口座から預り金を払い出し、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への払出金の振込みによる方法により払い渡す。

前項の規定による払渡しのために必要な国庫金の払出しは、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十九条において準用する同法第十五条に規定する日本銀行を支払人とする小切手の振出しによるほか、総務大臣が財務大臣に協議して定める手続によることができる。

(簡易郵便局法の一部改正)

第一条 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十二条)の一部を次のよう改正する。

第六条中「国民年金の」の下に「保険料の収納及びを加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中郵便振替法第十八条第五項第二号の二の次に一号を加える改正規定及び同法第五十二条の次に一条を加える改正規定並びに第二条の規定は、平成十四年四月一日から施行するとともに、国民年金の保険料についてこれ

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

平成十三年六月二十二日 衆議院会議録第四十一号 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案及び同報告書

電気通信役務利用放送法案及び同報告書

八

を納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができる」とことするほか、簡易郵便局における委託事務に国民年金の保険料の収納に関する郵便窓口事務を加えることとすること等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

一 郵便振替法の一部改正

(一) 国民年金の保険料についてこれを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができる」とことすること。

(二) 郵便振替の加入者たる銀行その他の総務省令で定める金融機関は、郵政事業庁長官の承認を受けて、当該加入者の口座で郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律による事務の委託又は受託に係る資金の郵政事業局長官との間の授受に係るものその他総務省令で定めるものについて、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への振込みによる払出しに必要な国庫金の払出しは、会計法第四十九条において準用する同法第十五条に規定する日本銀行を支払人とする小切手の振出しによるほか、総務大臣が財務大臣に協議して定める手続によることとすること。

(三) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 簡易郵便局法の一部改正
郵政事業局長官が簡易郵便局の受託者と締結する委託契約により委託すべき事務に国民年金の保険料の収納に関する郵便窓口事務を加えることとすること。
3 施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、改正規定の一部につ

いては、平成十四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

郵便振替の加入者たる金融機関の利便の向上を図る等のため、郵便振替の加入者たる金融機関による払出しの特例を設ける等の本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成十三年六月十九日

総務委員長 御法川英文
衆議院議長 総務委員長 総務委員長
衆議院議長 総務委員長 総務委員長
衆議院議長 総務委員長 総務委員長

電気通信役務利用放送法案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年五月三十日

参議院議長 井上 裕

電気通信役務利用放送法

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 登録(第三条・第十条)
第三章 業務(第十一条・第十五条)
第四章 雜則(第十六条・第二十四条)
第五章 罰則(第二十五条・第二十九条)

附則
第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「電気通信役務利用放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とした。

第三条 この法律は、電気通信役務利用放送の業

目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものをいう。

2 この法律において「電気通信役務利用放送設備」とは、電気通信役務利用放送設備を構成する電気通信設備をいう。

3 この法律において「電気通信役務利用放送事業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

4 この法律において「電気通信」、「電気通信設備」、「電気通信役務」又は「電気通信事業」とは、それぞれ電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第一条第一号から第四号までに規定する電気通信、電気通信設備、電気通信役務又は電気通信事業をいう。

5 この法律において「登録」とは、第三条第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

6 この法律、電波法(昭和二十五年法律第百二十号)、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)、有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の規定により罰金以上の一刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

7 第九条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

8 法人であつて、その役員のうちに前一号のいずれかに該当する者があるもの

9 電気通信役務利用放送の業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

10 総務省令で定める技術基準に適合する電気通信役務利用放送設備を権原に基づいて利用できない者

11 電気通信役務利用放送ができるだけ多くの者によって行われるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しない者

12 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否し

1 前条第一項各号に掲げる事項
2 登録年月日及び登録番号
3 総務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
(登録の拒否)

4 総務大臣は、第三条第二項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

5 この法律、電波法(昭和二十五年法律第百二十号)、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)、有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)の規定により罰金以上の一刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

6 第九条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

7 法人であつて、その役員のうちに前一号のいずれかに該当する者があるもの

8 電気通信役務利用放送の業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有しない者

9 総務省令で定める技術基準に適合する電気通信役務利用放送設備を権原に基づいて利用できない者

10 電気通信役務利用放送ができるだけ多くの者によって行われるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しない者

11 電気通信役務利用放送ができるだけ多くの者によって行われるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しない者

12 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否し

官報(号外)

たときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
(変更登録等)
第六条 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第三条第二項、第四条及び前条の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第四条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第三条第二項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号(第一号を除く。)」と読み替えるものとする。

4 電気通信役務利用放送事業者は、第三条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があった場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)
第七条 電気通信役務利用放送事業者が電気通信役務利用放送の業務を行う事業の全部を譲渡し、又は電気通信役務利用放送事業者について相続、合併若しくは分割(電気通信役務利用放送の業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により電気通信役務利用放送の業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この項において同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併に

より設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該電気通信役務利用放送事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第五条第一項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により電気通信役務利用放送事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前条第四項後段の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(業務の廃止等の届出)

第八条 電気通信役務利用放送事業者は、電気通信役務利用放送の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 電気通信役務利用放送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産による場合にあっては、破産管財人は)は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
(登録の取消し)

第九条 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を取り消すことができる。
一 第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 電気通信役務利用放送事業者が第十六条第二項の規定による命令に違反した場合において、電気通信役務利用放送の受信者の利益を阻害すると認めるとき。

三 正當な理由がないのに、登録を受けてから一年以内に電気通信役務利用放送の業務を開始せず、又は一年を超えて引き続き電気通信役務利用放送の業務を休止したとき。

(登録の抹消)
第十一条 総務大臣は、第八条第一項若しくは第二項の規定による届出があつたとき、又は前条第二項の規定による登録の取消しをしたときは、当該電気通信役務利用放送事業者の登録を抹消しなければならない。

2 (登録の抹消)
第三章 業務
(設備の維持)

第十二条 電気通信役務利用放送事業者は、他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいい、同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。第十五条において同じ。)の同意を得なければ、その電気通信役務利用放送又は放送(同法第二条第一号に規定する放送をいい、委託して行わせるもの及び電波法第五条第五项に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。第十五条において同じ。)を受信し、これらを再送信してはならない。

(有料の電気通信役務利用放送)
第十三条 電気通信役務利用放送事業者は、有料の電気通信役務利用放送の役務を提供しようとするとときは、その国内の業務区域における料金

その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときは、その国内の業務区域における料金

「一般放送事業者(受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。)の放送局の放送区域(電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。)又

は委託して放送をさせる区域(以下この項において「放送区域等」という。)」とあり、及び「一般放送事業者の放送区域等」とあるのは電気通信役務利用放送事業者の業務区域と、「部分の放送区域等」とあるのは「部分の業務区域」と、「これら的一般放送事業者」とあるのは「これらの電気通信役務利用放送事業者」とあるのは「部分の電気通信役務利用放送事業者の」である。」とあるのは「国内及び外国において受信されることを目的とする電気通信役務利用放送」と、「放送対象地域」とあるのは「業務区域」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(改善命令等)

第十六条 総務大臣は、電気通信役務利用放送設備が第五条第一項第五号の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該技術基準に適合するよう当該電気通信役務利用放送設備を改善すべきことを命ずることができる。

総務大臣は、第十二条第一項の規定により届け出た契約約款に定める提供条件がその電気通信役務利用放送事業者の国内の業務区域における受信者の利益を阻害していると認めるときは、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三ヶ月以内の期間を定めて、電気通信役務利用放送の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(報告及び検査)

第十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信役務利用放送事業者に対する報告の状況その他必要な事項の報告を求め、若しくはその職員

に、電気通信役務利用放送事業者が電気通信役務利用放送設備を設置する場所に立ち入り、電気通信役務利用放送設備を検査させ、又は政令で定めるところにより、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送の業務の状況の報告を求めることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(電波監理審議会への諮問)

第十八条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

第一項第五号若しくは第六号又は第二十二条第一項第二号若しくは第三号の総務省令の制定又は改廃

二 第九条第一項の規定による登録の取消し

三 第十六条第二項の規定による命令

二 前項第一号及び第三号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が輕微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

(意見の聴取)

第十九条 電波監理審議会は、前条第一項第一号及び第二号の規定により諮問を受けた場合は、意見の聴取を行わなければならない。

電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項第三号の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。

(報告)

第十二条 電波監理審議会は、第十九条までの規定は、前二項の意見の聴取に準用する。

(勧告)

第二十条 電波監理審議会は、第十八条第一項各

号に掲げる事項に関して、総務大臣に対し、必要な勧告をることができる。

総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

(異議申立て及び訴訟)

第二十一条 電波法第七章及び第一百五十五条の規定による総務大臣の處分についての異議申立て及び訴訟に關し準用する。

(適用除外等)

第二十二条 この法律の規定は、次に掲げる電気通信役務利用放送については、適用しない。

一 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第一条に規定する有線ラジオ放送に該当する電気通信役務利用放送

二 有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送に該当する電気通信役務利用放送であつて、その規模が総務省令で定める基準を超えない電気通信役務利用放送

三 第二十二条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

一 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

二 第十六条第三項の規定による業務の停止の命令に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による届出をした契約約款によらないで、国内において有料の電気通信役務利用放送の運営の停止の命令に違反した者

二 第二十二条第一項の規定による届出をした契約約款によらないで、国内において有料の電気通信役務利用放送の運営の停止の命令に違反した者

三 第二十二条第一項の規定による届出をした契約約款によらないで、国内において有料の電気通信役務利用放送の運営の停止の命令に違反した者

(経過措置)

第二十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

三 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

四 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

五 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

六 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

七 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

八 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

九 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十一 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十二 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十三 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十四 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十五 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十六 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十七 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十八 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

十九 第二十二条第一項の規定に違反して電気通信役務利用放送の業務を行つた者

2

前項の場合において、当該行為者に対しても、た第二十六条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対しても効力を生じた告訴は、当該行為者に対しても効力を生じるものとする。

第二十九条 第六条第四項、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項(第一号に係る部分に限る)の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(電気通信役務利用放送に係る経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に電気通信役務利用放送(第二十一条第一項各号に掲げるものを除く。以下この項及び次条第一項において同一の業務を行っている者(次条第一項に規定する者を除く。)は、この法律の施行の日から六月間(当該期間内に第五条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該電気通信役務利用放送の業務を行うことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 第二条第一項において「電気通信役務利用放送」(第二十一条第一項各号に掲げるものを除く。以下この項及び次条第一項において同一の業務を行っている者(次条第一項に規定する者を除く。)は、この法律の施行の日から六月間(当該期間内に第五条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該電気通信役務利用放送の業務を行うことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

5 前条第一項の規定は、第一項に規定する者が前項に規定する者が第三条第一項の登録を受

けた場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「その実施前に」とあるのは、「第三条第一項の登録後遅滞なく」とする。

第六条 放送法の一部改正

第七条 第四項中「無線局」の下に「電気通信業

務による改正前の有線テレビジョン放送法(以

下この条において「旧有線テレビジョン放送法」という。)第十二条の規定による届出に係る有線

テレビジョン放送(電気通信役務利用放送に該當するものに限る。)の業務を行っている者は、

この法律の施行の日から三年間(当該期間内に

第三条第一項の登録又は第五条第一項の規定によ

る登録の拒否の処分があったときは、その日ま

での間)は、第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き当該有線テレビジョン放送の業務

を行うことができる。その者がその期間内に同

項の登録の申請をした場合において、その期間

を経過したときは、その申請について登録又は

登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とす

る。

2 前項の規定により引き続き当該有線テレビ

ジョン放送の業務を行うことができる場合にお

いては、同項に規定する者については、附則第

八条の規定による改正後の有線テレビジョン放

送法第三十一条の規定にかかるわらず、同法の規

定を適用する。

3 第一項に規定する者は、旧有線テレビジョン

放送法第十二条の規定により届け出た事項を変

更しようとするときは、総務省令で定める場合

を除き、同項の規定にかかるわらず、第三条第一

項の登録を受けなければならない。

4 第二項に規定する者であって旧有線テレビビ

ジョン放送法第十三条规定する同意を得ているものが第三条第一項の登録を受けたときは、当該同意は、第十二条に規定する同意とみなす。

5 前条第一項の規定は、第一項に規定する者に

ついて準用する。

(電波法の一部改正)

第五条 電波法の一部を次のように改正する。

第六条 放送法の一部改正

第七条 第四項中「同意を得なければ」を削り、「の

放送」を又は電気通信役務利用放送事業者電

気通信役務利用放送法(平成十三年法律第

四号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十

七条第一項において同じ。)を加える。

第七条第一項中「各号に」を各号のいずれに

も」に改め、同項第三号中「放送をするもの」を

「放送をする無線局(電気通信業務を行うこと)を

目的とするものを除く。」に改める。

第二十六条第二項及び第五十二条第一項中「放送をする無線局」の下に「(電気通信業務を行うこと)を目的とするものを除く。」を削り、「同じ。」の下に「及び電気通信業務を行うこと」を削り、「同じ。」の下に「及び電気通信業務を行うこと」を削る。

第九十九条の二中「電波及び放送」を「電波、放送」に改め、「第九十九条の二中「電波及び放送」を削り、「同じ。」の下に「及び電気通信役務利用放送法(平成十二年法律第

号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送を、放送法及び電気通信役務利用放送法を、放送法及び電気通信役務利用放送法に改める。

第九十九条の二中「放送事業者」の下に「各号に

規定する電気通信役務利用放送事業者」を加え

る。

第九十九条の二中「に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「放送事業者」の下に「

「電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を加える。

第九十九条の二中「に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「除く。」の下に「電気通信役務利用放送事業者」を加える。

第二十七条第五項中「除く。」の下に「及び電気通信役務利用放送事業者」を加える。

第三十条第二項中「除く。」の下に「及び電気通信役務利用放送事業者」を加える。

第三十二条第五項中「除く。」の下に「及び電気通信役務利用放送事業」を加える。

第五十二条第一項中「除く。」の下に「電気通信役務利用放送事業者」を加える。

第五十二条第五項中「除く。」の下に「電気通信役務利用放送事業」を加える。

第五十三条の九の二中「第五十二条の四第一項及び第三項を「第五十二条の四第一項、第四項及び第七項」に改め、同項を第五十二条の九の三とし、第五十三条の九の次に次の二条を加える。

(適用除外)
第五十三条の九の二中「この法律の規定は、電気通信役務利用放送に該当する放送については適用しない。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)
第七条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部を次のように改正する。
1 第二項に規定する者が第三条第一項の登録を受

けた場合における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「並びに電気通信業務を行ふ」とを「並びに電気通信業務を行ふ」と加える。

第六条 放送法の一部改正

第七条 第四項中「同意を得なければ」を削り、「の

放送」を又は電気通信役務利用放送事業者電

気通信役務利用放送法(平成十三年法律第

四号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十

七条第一項において同じ。)を加える。

第七条第一項中「各号に」を各号のいずれに

も」に改め、同項第三号中「放送をするもの」を

「放送をする無線局(電気通信業務を行うこと)を

目的とするものを除く。」に改める。

第二十六条第二項及び第五十二条第一項中「放送をする無線局」の下に「(電気通信業務を行うこと)を目的とするものを除く。」を削り、「同じ。」の下に「及び電気通信業務を行うこと」を削る。

第九十九条の二中「電波及び放送」を「電波、放送」に改め、「第九十九条の二中「電波及び放送」を削り、「同じ。」の下に「及び電気通信役務利用放送法(平成十二年法律第

号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送を、放送法及び電気通信役務利用放送法を、放送法及び電気通信役務利用放送法に改める。

第九十九条の二中「放送事業者」の下に「各号に

規定する電気通信役務利用放送事業者」を加え

る。

第九十九条の二中「に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「放送事業者」の下に「

「電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を加える。

第五十二条第一項中「除く。」の下に「電気通信役務利用放送事業」を加える。

第五十二条第五項中「除く。」の下に「電気通信役務利用放送事業」を加える。

第五十三条の九の二中「第五十二条の四第一項及び第三項を「第五十二条の四第一項、第四項及び第七項」に改め、同項を第五十二条の九の三とし、第五十三条の九の次に次の二条を加える。

(適用除外)
第五十三条の九の二中「この法律の規定は、電気通信役務利用放送に該当する放送については適用しない。

(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正)
第七条 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部を次のように改正する。
1 第二項に規定する者が第三条第一項の登録を受

第五条中「同意を得なければ」を削り、「以外のもの」の下に「及び電気通信役務利用放送法

(平成十三年法律第号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を加え、「ラジオ放送」を「同意を得なければ、そのラジオ放送」に改める。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)

第八条 有線テレビジョン放送法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「その他放送」の下に「及び電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第号)第二条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十一条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「行なわれる」を行われるに改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「行なわれる」を行われるに改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「行なわれる」を行われるに改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 電気通信役務利用放送(電気通信役務利

用放送法第二十二条第一項第二号に掲げるものを除く)に該当する有線テレビジョン放送

(公職選挙法の一部改正)

第九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一百五十二条第一項中「若しくは有線ラジオ放送」を、有線ラジオ放送に改め、「業務を行う者」の下に「若しくは電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第号)第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。次項において同じ。)の業務を行う者」を加え、同条第三項中「放送事業者」の下に「又は電気通信役務利用放送事業者」を加え、同条第五項中「放送事業者」の下に「又は電気通信役務利用放送事業者」を加え、同条第四項中「放送事業者」の下に「又は電気通信役務利用放送事業者」を加え、同条第五項中「放送」を「若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送」に改め、同条第六項中「又はテレビジョン多重放送」を「若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送」に

改める。

第三十一条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「行なわれる」を行われるに改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「行なわれる」を行われるに改め、同号を同条第二号とし、同条第一号として次の一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

第十二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百二十五号)」を、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)」とし、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第号)」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第十二条 総務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百二十五号)」を、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)」とし、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第号)」に改める。

設備、電気通信役務又は電気通信事業をいうものとすること。

2 登録

(一) 電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならぬものとすること。

(二) 総務大臣は、(一)の登録の申請があつた場合においては、(三)により登録を拒否せばならないものとすること。

(三) 総務大臣は、登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重複する事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否せばならないものとすること。

(1) この法律、電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)、有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四号)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(2) (1)により登録の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

(3) 法人であつて、その役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの

(4) この法律において「電気通信」、「電気通信設備」、「電気通信役務」又は「電気通信事業」とは、それぞれ電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号から第四号までに規定する電気通信、電気通信

電気通信役務利用放送法案(内閣提出、参

議院送付)に関する報告書

本案は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とするもので、その要旨は次のとおりである。

1 定義

(一) この法律において「電気通信役務利用放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であつて、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもののこと。

(二) この法律において「電気通信役務利用放送設備」とは、電気通信役務利用放送の用に供される電気通信設備をいうものとすること。

(三) この法律において「電気通信役務利用放送事業者」とは、(2)の登録を受けた者とすること。

(四) この法律において「電気通信」、「電気通信設備」、「電気通信役務」又は「電気通信事業」とは、それぞれ電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号から第四号までに規定する電気通信、電気通信

別表第一第四十八号の次のように加える。

四十八の二 電気通信役務利用放送事業者の登録
電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第一項(登録)の電気通信役務利用放送事業者の登録

号(第三登録件数 円 一件につき十五万

四十九の二 電気通信役務利用放送事業者の登録
電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第一項(登録)の電気通信役務利用放送事業者の登録

号(第三登録件数 円 一件につき十五万

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五回)の一部を次のように改正する。

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第二十五回)の一部を次のように改正する。

四十九の二 電気通信役務利用放送事業者の登録
電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第一項(登録)の電気通信役務利用放送事業者の登録

号(第三登録件数 円 一件につき十五万

(6) いて利用できない者
電気通信役務利用放送ができるだけ多くの者によって行われるようにするためのものとして総務省令で定める基準に合致しない者

(四) 変更登録等及び地位の承継について所要の規定を設けること。

(五) 電気通信役務利用放送の業務を廃止したとき等は、その旨を総務大臣に届け出なければならないものとすること。

(六) 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、(一)の登録を取り消すことができるものとすること。

(1) (2) 又は(3)のいずれかに該当するに至ったとき

(2) 電気通信役務利用放送事業者が(4)にによる命令に違反した場合において、電気通信役務利用放送の受信者の利益を阻害するとして認めること。

(3) 正當な理由がないのに、登録を受けてから一年以内に電気通信役務利用放送の業務を開始せず、又は一年を超えて引き続き電気通信役務利用放送の業務を休止したとき

(4) 不正の手段により(一)の登録又は(四)の変更登録を受けたとき

(七) 総務大臣は(五)による電気通信役務利用放送の業務の廃止等の届出があったとき、又は(六)による登録の取消しをしたときは、電気通信役務利用放送事業者の登録を抹消しなければならないものとすること。

(一) 電気通信役務利用放送事業者は、2(一)の登録に係る電気通信役務利用放送設備を2(二)の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないものとすること。

(二) 電気通信役務利用放送事業者は、有料の電気通信役務利用放送の役務を提供しようとするときは、その国内の業務区域における料金その他の提供条件について契約料款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならぬものとすること。

(三) 電気通信役務利用放送事業者は、正当な理由がなければ、その国内の業務区域における電気通信役務利用放送の役務の提供を拒んではならないものとすること。

(四) 電気通信役務利用放送事業者は、正當な理由がなければ、その国内の業務区域において電気通信役務利用放送設備を設置する場所に立ち入り、電気通信役務利用放送設備が電気通信役務利用放送の業務を経験させ、又は政令で定めるところにより、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送の業務の状況の報告を求めることができるものとすること。

(五) 放送法第三条、第三条の二(第二項を除く)、第三条の三から第五条まで、第五十一条から第五十二条の三まで及び第五十二条の二十七の規定は、電気通信役務利用放送について準用するものとすること。

(六) 総務大臣は、電気通信役務利用放送設備が(3)(5)の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該技術基準に適合するよう当該電気通信役務利用放送設備を改善すべきことを命ずることができるものとすること。

(七) 次に掲げる電気通信役務利用放送について、この法律を適用しないものとすること。

(1) 有線ラジオ放送に該当する電気通信役務利用放送

(2) 総務省令で定める規模を超えない有線テレビジョン放送に該当する電気通信役務利用放送

(3) その全部が電気通信事業法第九十条第一項第二号に規定する電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行われる電気通信役務利用放送その他その送信の技術及び役務の提供条件等からみて受信者の利益及び電気通信役務利用放送の健全な発達を阻害するおそれのないものとして総務省令で定める電気通信役務利用放送

は、三月以内の期間を定めて、電気通信役務利用放送の業務の停止を命ずることがでべきものとすること。

(四) 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信役務利用放送事業者に對し、電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、若しくはその職員に、電気通信役務利用放送事業者が電気通信役務利用放送設備を設置する場所に立ち入り、電気通信役務利用放送設備を検査させ、又は政令で定めるところにより、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送の業務の状況の報告を求めるものとする。

5 調則

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を

勘案し、必要があると認めるときは、この

法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(三) この法律の施行に關し必要な経過措置を設けること。

(四) 電波法、放送法等について所要の改正等を行ふこと。

(五) この法律の施行に關し準用するものとすること。

6 附則

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の

日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を

勘案し、必要があると認めるときは、この

法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

7 議案の可決理由

(一) 最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るために、電気通信役務を利用する規制の制度を設けようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

(二) 右報告する。

平成十三年六月二十一日

衆議院議長 総務委員長 御法川英文
綿貫 民輔殿

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十三年六月二十一日

内閣総理大臣 森 喜朗

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。)について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第二条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第三条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(当事者に対する助言及び指導)

第四条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和二十二年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び労働企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争を除く。)に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争を除く。)に關し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

都道府県労働局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に

関し専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格条項)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

3 事業主は、労働者が第一項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(あっせんの委任)

第五条 都道府県労働局長は、前条第一項に規定する個別労働関係紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。)について、当該個別労働関係紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)の双方又は一方からあっせんの申請があつた場合において当該個別労働関係紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

2 前条第三項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(委員会の設置)

第六条 都道府県労働局に、紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条第一項のあっせんを行う機関とする。

(委員会の組織)

第七条 委員会は、委員二人以上十二人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者の中から、厚生労働大臣が任命する。

3 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

6 委員は、再任されることがある。

3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の任期等)

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補

員となることができない。

1 破産者で復権を得ないもの

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わったときにはその執行を受けることがなくなった者

3 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の解任)

第十条 厚生労働大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

2 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

3 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

4 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

5 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

6 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

7 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

8 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

9 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

10 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

11 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

12 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

13 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

14 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

15 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

16 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

17 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

18 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

19 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

20 委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。

し、これを紛争当事者に提示することができ
る。

2 前項のあっせん案の作成は、あっせん委員の全員一致をもって行うものとする。

3 委員会は、紛争当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する労働者団体又は事業主団体が指名する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第十五条 あっせん委員は、あっせんに係る紛争について、あっせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

第十六条 前条の規定によりあっせんが打ち切られた場合において、当該あっせんの申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内にあっせんの目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、あっせんの申請の時に、訴えの提起があつたものとみ認められる。

第十七条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(あっせん状況の報告)

第十八条 委員会は、都道府県労働局長に対し、厚生労働省令で定めるところにより、あっせんの状況について報告しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、委員会及びあっせんの手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(地方公共団体の施策等)

第二十条 地方公共団体は、国の施策と相まつ

(小字及び
は修正)

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律

(医師法の一部改正)

第一条 医師法(昭和二十三年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

(三)第三条中「被保佐人、日が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」を「又は被保佐人に改める。

第四条中「左の各号の「に」を次の各号のい

ずれかに」に改め、同条第三号中「外」を「ほか」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を

同条第三号とし、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を又はに改め、同号を同

条第三号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 心身の障害により医師の業務を適正に行

うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六条第一項中「免許は」の下に「、医師国家試験に合格した者の申請により」を加え、「これをする」を「行う」に改め、同条の次に次の二号を加える。

第六条の二 厚生労働大臣は、医師免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽取させなければならない。

第七条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「疾病がなおり、又は改しゆ

んの情が顯著であるとき」を「その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたとき」に改める。

第十二条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除 第三十一条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条第一項第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第一項中「これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」を「三年以下」に改め、同条第一項中「これが三年以下の罰金に併科する」に改める。

第三十二条を次のように改める。

心身の障害によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師等に關する法律(昭和二十二年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「にを」を「いずれかに」に改め、第二号を削り、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を又はに改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 心身の障害により医業の業務を適正に行

うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六条第一項中「免許は」の下に「、医師国家試験に合格した者の申請により」を加え、「これをする」を「行う」に改め、同条の次に次の二号を加える。

第六条の二 厚生労働大臣は、医師免許を申請した者について、第四条第一号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽取させなければならない。

第七条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「疾病がなおり、又は改しゆ

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正)

第二条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に關する法律(昭和二十二年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第四号を削り、同項第二号中「前条第一項」を「前号に該当する者を除く」とし、同号に第一号として次の二号を加える。

一 心身の障害により前条第一項に規定する医業類似行為の業務を適正に行うことがで

きない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二条を次のように改める。

心身の障害により医業の業務を適正に行

うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第六条第一項中「妨げ」を「妨げ、」に改め、同号を第十二条の九とする。

第十三条の七中「に」を「いずれかに」に、

「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「妨げ」を「妨げ、」に改め、同号を第十二条の九とする。

第三条第四号を削り、同条第三号中「第一條」を「前号に該当する者を除くほか、第一條」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 罰金以上の刑に処せられた者

第三条の三第一項中「免許は」の下に「、試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二号を加える。

三 罰金以上の刑に処せられた者

第三条の三第一項中「免許は」の下に「、試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二号を加える。

五 第九条の二第一項又は第二項(第十二条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十二条第一項(第十二条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二条の二第一項中「に」を「いずれかに」に改め、第二号を削り、同項第一号中「精神病

者又は」を削り、若しくは「又は」に改め、

同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 心身の障害により前条第一項に規定する医業類似行為の業務を適正に行うことがで

きない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二条を次のように改める。

心身の障害により前条第一項に規定する医業類似行為の業務を適正に行うことがで

きない者として厚生労働省令で定めるもの

第十二条の七を第十三条の八とする。

第十二条の六第一項中「一」を「いずれかに二三十万円」を「五十万円」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第一項中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同条を第十三条の七とする。

第十三条の五中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の六とする。

第十三条の四中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の五とする。

第十三条の四中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の六とする。

第十三条の四中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十三条の五とし、第十三条の三の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十四条を削り、第十四条の一中「第十三条の七第一号若しくは第四号又は前条第一号若しくは第二号」を第十三条の八第一号又は第五号から第七号までに改め、同条を第十四条とする。

第十四条を削り、第十四条の一中「第十三条の七第一号若しくは第四号又は前条第一号若しくは第二号」を第十三条の八第一号又は第五号から第七号までに改め、同条を第十四条とする。

第十四条を削り、第十四条の一中「第十三条の七第一号若しくは第四号又は前条第一号若しくは第二号」を第十三条の八第一号又は第五号から第七号までに改め、同条を第十四条とする。

第十四条を削り、第十四条の一中「第十三条の七第一号若しくは第四号又は前条第一号若しくは第二号」を第十三条の八第一号又は第五号から第七号までに改め、同条を第十四条とする。

を加える。

第八条 厚生労働大臣は、理容師の免許を申請した者について、前条第一号に掲げる者に該

当すると認め、同条の規定により理容師の免許を与えない」ととするときは、あらかじめ

が附たときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第十条第二項中「第八条」を「前条」に改め、同条を第十六条を削り、第十七条中「前一条」を前

条第二号から第五号までに、「外」を「ほか」に改め、同条を第十六条とし、第十七条の二を第十七条とし、第十七条の三を第十七条の二」とす

る。

第十二条第一項中「当該職員」を「当該職員」に、「第八条」を「第九条」に改める。

第十四条第二項中「第八条」を「第九条」に改め、同項ただし書中「尽した」を「よくした」に改める。

第十四条の四及び第十四条の五中「三十万円」を「百万円」に改める。

第十四条の六中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条の二第一項中「免許は」の下に「、理容師試験に合格した者の申請により」を加える。

第七条第一号を次のように改める。

（理容師法の一部改正）

第二条 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改定する。

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、理容師試験に合格した者の申請により」を加える。

第七条第一号を次のように改める。

（理容師法の一部改正）

第二条 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の一部を次のように改定する。

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、理容師試験に合格した者の申請により」を加える。

第七条第一号を次のように改める。

使用した者

四 第十三条第一項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第十四条の規定による理容所の閉鎖处分に違反した者

第六条 第十三条第一項中「外」を「ほか」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「精神患者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 虚偽の届出をした者

第三条 第二項中「に」を「に」に改め、同条第三項中「疾病がなくなり、又は改しゆんの情が顯著であるとき」を「その者がその取消し的理由となつた事項に該当しなくなつたとき」に改め、同条を第十六条とし、第十七条の二を第十七条とし、第十七条の三を第十七条の二」とす

る。

第四条 命養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の一部を次のように改定する。

第三条第一項中「に」を「いずれかに」に、「者に対する行為」を「者には」に、「与えない」を「与えないと」に改め、同条の次に次

に、「これをなす」を「行う」に改め、同条の次に次

第四条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第三号中「外」を「ほか」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「精神患者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 虚偽の届出をした者

二 第十九条第一項各号列記以外の部分を次の

四 第十三条及び第十四条を次のように改める。

第五条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改定する。

第三条中「被保佐人、目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者」を「又は被保佐人に改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条第一項第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十二条 第七条第二項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、歯科医業を行つたものは、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十三条 第二十八条の規定により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(保健婦産婦看護婦法の一部改正)

第六条 保健婦産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改定する。

第九条を削る。

第十一条中「左の各号の一に」を「次の各号のいづれかに」に、「免許」を「前二条の規定による免許(以下「免許」という。)」に改め、同条第一号中「外をほか」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 心身の障害により保健婦、助産婦、看護

婦又は准看護婦の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十条第四号中「精神病者、を削り、一若しくはを、又はに改め、又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同条を第九条とする。

第十二条を第十条とし、第十二条を第十二条とする。

第十三条第一項中「免許はのとに」、「保健婦国家試験、助産婦国家試験若しくは看護婦国家試験又は准看護婦試験に合格した者の申請により」を加え、「これをする」を「行う」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十四条 第二項第二号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」を「三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

該当するに至つたとき」に、「又は看護婦としても、同様とする。

第四十二条第三項各号列記以外の部分を次のよう改める。

第四項中「、第十条各号の一に該当し」を「第九条各号のいづれかに該当するに至つたとき」に、「業務」を「その業務」に改め、同項を同条第一項とし、同条二項とし、同条第五項中「疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるとき」を「その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたとき」に、「第十三条を第十二条に改め、同項二項とし、同条第三項とする。

第十五条第一項中「、第三項又は第五項」を「又は第二項に」、「なすに當つては」を「しようとするときは」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第二項中「、第四項又は第五項」を「又は第二項に」、「なすに當つては」を「しようとするときは」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第三項中「又は第三項」を削り、同条第九項及び第十項第一号中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同条第六項中「前条第四項」を「前条第二項」に改め、同条第十七条中「前条第三項」を「前条第一項」に、「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同条第十四項中「前条第四項」を「前条第二項」に改める。

第四章の二中第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四章中第四十二条の次に第一条を加え「前項の規定により准看護婦免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

2 都道府県知事は、准看護婦免許を申請した者について、第九条第二号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により准看護婦免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、当該都道府県知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第三十五条から第三十八までの規定に違反した者

第四十四条 第二十七条の規定に違反して、業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

第四十四条の二 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四条の次に次の二条を加える。

二 第十四条第一項又は第二項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

第四十四条の三 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起す

る)とができない。

第四十五条中「これを五千円」を「五十万円」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正)
第七条 歯科衛生士法(昭和二十二年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条第一項中「第七条第二項及び第八条第一項」を「次号、第六条第三項及び第八条第一項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 心身の障害により業務を適正に行うことのできない者として厚生労働省令で定める

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しくは」を又はに改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を次号、第六条第三項及び第八条第一項に改め、同条第二号を次のように改める。

三 心身の障害により業務を適正に行うことのできない者として厚生労働省令で定める

第五条第一項中「免許は」の下に「試験に合格した者の申請により」を加え、「これをなす」を行ふに改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第六条を第五条とする。

第七条第一項中「免許は」の下に「試験に合格した者の申請により」を加え、「これをなす」を行ふに改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第二号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えない」ととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「疾病が治り、又は改善の情が顯著であるとき」を「その者がその取

消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたとき」に、「前条第一項を「第六条第一項」に改め、同

項を同条第二項とする。

第八条の六第一項中「第六条及び第七条第二項」を「第五条及び第六条第二項」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第五条中」に改め。

第十四条を次のように改める。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第五条第二項を削り、第六条の三中「一に」を「いずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十一条とする。

第十六条及び第十七条の二を削る。

第十五条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十七条を削り、第十八条の三中「一に」を「いずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条の二第二項第二号を削り、同項第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を又はに改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

二 心身の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十八条 第二項中「左の」を「次の」に改め、同条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第二項中「行為があつたとき」の下に「特定毒物研究者については、第六条の二第二項第一号から第三号までに該当するに至つたときを含む。」を加える。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 十八歳未満の者

第十八条第二項第二号を削り、同項第一号中「左の」を「次の」に改め、第一号を次の二号とし、同項第三号を「基く」を「基づく」に、「五万円」を「三十万円」に改める。

第十九条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第九条)の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号) 外

二百一十八号の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十七条」に改める。

第四条を削る。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条中「免許」を「前条の規定による免許(第二十条第一号を除き、以下免許)」に改め、第

一号を次のように改める。

一 心身の障害により診療放射線技師の業務(第二十四条の二)に規定する業務を含む。

同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。)を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条第二号中(第二十四条の二)に規定する業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。)を削り、同条を第四条とする。

(意見の聴取)

第六条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に

ついて、第四条第一号に掲げる者に該当する

と認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者に

その旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽取させなければならない。

第九条第一項を削り、同条第一項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項とし、同条第三項中「前二項を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第

一項」を「第一項」に、「疾病がなおり、又は改しゆんの情が顯著であるとき」を「その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項第七号を同項第七号とし、同項

号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適する」を「若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第三十一条中「又は三十万円以下の罰金に処する」を「若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改める。

第三十二条中「六月以下の懲役又は「十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条第九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたものは、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条を第三十七条とし、第三十四条中二十二万円を三十三万円に改め、同条を第三十

六条とする。

第三十三条の次に次の二条を加える。

第三十四条 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第十一条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年

法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第八号を同項第七号とし、同項

第五号中「精神病者」を削り、同号を同項第六

号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 心身の障害により精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五十条第二項第二号中「今まで」を「トまで」に改め、同号へ中「今まで」を「今まで」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「精神病者」を

削り、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次の二号を加える。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第五十一条第一項中「第六号までの各号の一に」を「第七号までの各号のいずれかに」に改め、同条第二項中「今までの一に」を「トまでのいずれかに」に改める。

本 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五十二条第一項中「第六号までの各号の一に」を「第七号までの各号のいずれかに」に改め、同条第二項中「今までの一に」を「トまでのいずれかに」に改める。

本 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五十三条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第五十四条 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(あへん法の一部改正)

第十一 条 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、第一号を次のように改める。

心身の障害によりこの法律の規定に基づき適正にけしの栽培の業務を行つことができない者として厚生労働省令で定めるもの

のいずれかに改める。

第三十五条 第二十九条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十

万円以下の罰金に処する。

(歯科技工士法の一部改正)

第十二条 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百八

二号)の一部を次のように改める。

第十三条 第二十九条第一項を「第二十条の二に」に、「第一項」を「第二項」に改める。

三十二条を「第二十三条」に改める。

第四条を削る。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「精神病人」を削り、一若しくは「又は」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

五 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五十条第二項第二号中「今まで」を「トまで」に改め、同号へ中「今まで」を「今まで」に改め、同号へを同号トとし、同号ホ中「精神病人」を

削り、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次の二号を加える。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第五十二条第一項中「第六号までの各号の一に」を「第七号までの各号のいずれかに」に改め、同条第二項中「今までの一に」を「トまでのいずれかに」に改める。

本 心身の障害により歯科技工士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五十三条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第五十四条 第二十六条第一項又は第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(歯科技工士法の一部改正)

第十二条 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百八

二号)の一部を次のように改める。

心身の障害によりこの法律の規定に基づき適正にけしの栽培の業務を行つことがで

きない者として厚生労働省令で定めるもの

のいずれかに改める。

第三十五条 第二十九条の規定に違反して、業

務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十

万円以下の罰金に処する。

(歯科技工士法の一部改正)

第十四条第七号中「前条各号の一」を「前条各

号のいずれかに改める。

第十五条 第二十九条第一項を「第二十条の二に」に、「第一項」を「第二項」に改める。

第四章中「第二十条の次に次の二条を加える。

(秘密を守る義務)

第二十条の二 齢科技工士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。歯科技工士でなくなつた後においても、同様とする。

第二十八条第一項「一に」を「いずれかに」に、「又は一万円以下の罰金に処する」を若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するに改め、同条第一項中「基いて」を「基づいて」に改める。

(号外)

第三十一条「第二十九条第四号又は前条第二号若しくは第三号」を「第三十条第三号又は前条第三号若しくは第四号」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に、「五千円を三十万円」に改め、同条第一項中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第三号を「同条第四号」とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

第三十条を削り、第二十九条中「一に」を「いずれかに」に、「又は五千円以下の罰金に処する」を「若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、第一号を次のように改める。

一 第八条第一項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

第二十九条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第三号を第三十条とし、同条の次に次の二号を加える。

第三十二条 第二十条の二の規定に違反して、故意

十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起す

ることができない。

第二十九条 第十三条の規定に違反して、故意

若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(美容師法の一部改正)

第三十二条 美容師法(昭和三十二年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号を次のように改める。

一心身の障害により美容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、美容師試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二号を加える。

(意見の聴取)

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、美容師試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二号を加える。

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、美容師試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二号を加える。

(意見の聴取)

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、美容師試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二号を加える。

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、美容師試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二号を加える。

(意見の聴取)

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、美容師試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二号を加える。

(意見の聴取)

第五条の二第一項中「免許は」の下に「、美容師試験に合格した者の申請により」を加え、同条の次に次の二号を加える。

(意見の聴取)

き、その他その後の事情により再び免許を「ねえ

るのが適當であると認められるに至つたとき改める。

第十四条第一項中「当該職員」を「当該職員に改め、第二号を第三号とし、同条第一号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一心身の障害により臨床検査技師又は衛生

検査技師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条を第四条とし、第六条を第五条とす

る。

第七条第一項中「免許は」の下に「、試験に合

格した者又は第二条第一項に規定する者の申請により」を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の二号を加える。

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に

ついて、第四条第一号に掲げる者に該当する

と認め、同条の規定により免許を与えないこ

ととするときは、あらかじめ、当該申請者に

その旨を通知し、その求めがあつたときは、

厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽

取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条

各号の一に」を「第四条各号のいずれかに」に改

め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前

一項を「前項」に、「行なわれる」を「行われる」

に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中

「第一項」を「第一項」に、「疾病がなおり、又は

改しゆんの情が顕著であるとき」を「その者がそ

第四条を削る。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「免許」を「前条第一項又は第二項の免許(以下「免許」という。)」に改め、第二号を第三号とし、同条第一号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

又は伝染性の疾病にかかっている者」を削り、「又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一心身の障害により臨床検査技師又は衛生

検査技師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条を第四条とし、第六条を第五条とす

る。

第七条第一項中「免許は」の下に「、試験に合

格した者又は第二条第一項に規定する者の申請により」を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の二号を加える。

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に

ついて、第四条第一号に掲げる者に該当する

と認め、同条の規定により免許を与えないこ

ととするときは、あらかじめ、当該申請者に

その旨を通知し、その求めがあつたときは、

厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽

取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条

各号の一に」を「第四条各号のいずれかに」に改

め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前

一項を「前項」に、「行なわれる」を「行われる」

に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中

「第一項」を「第一項」に、「疾病がなおり、又は

改しゆんの情が顕著であるとき」を「その者がそ

の取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときに改め、同項を同条第三項とする。

第九条中「又は第一項」を削る。

第二十条第二項及び第二十二条の二第二項中「第八条第二項」を「第八条第一項」に改める。

第二十二条中「第二十条の十又は前条第一項第五号若しくは第六号」を「第二十二条又は前条第一項第三号若しくは第四号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、第一号を次のように改める。

一 第八条第一項の規定により臨床検査技師

又は衛生検査技師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、當該停止を命ぜられた期間中に、臨床検査技師又は衛生検査技師の名称を使用したもの

第二十二条第一項第二号及び第三号を削り、同項中第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第一項を削り、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二十三条 第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十条の十中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十二条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第二十二条 第十四条の規定に違反して故意若

しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(調理師法の一部改正)

第十五条 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第二十条の二号に該当し、同条の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者には」に改め、各号を削る。

第四条の二中「精神病者に対するは」を「次の各号のいずれかに該当する者には」に改め、同条を次のように改める。

二 罰金以上の刑に処せられた者

一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者

二 罰金以上の刑に処せられた者

労働省令で定めるもの

第一十八条第二項中「行なう」を「行う」に、

「行なつたうえ」を「行つた上」に改め、同条第三項第一号中「二まで」を「ホまで」に改める。

第三十条第一項第一号中「二まで」を「ホまで」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第一号中「二まで」を「ホまで」に改める。

第三十二条中「五万円」を「五十万円」に改め、同條第一号を次のように改める。

第三十二条を削る。

第三十三条中「三万円」を「五十万円」に改め、同條第一号を次のように改める。

第三十四条第一項中「二号」とし、第二号の第一号を次のように改める。

第三十五条の見出しを「(相対的欠格事由)」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第一号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 第九条の規定に違反した者

三 第二十条の規定に違反した者

四 第三十一条中第三号を第三十二号とし、第三十条の次に次の二号を加える。

五 第三十二条の規定に違反して故意若

しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

六 第三十三条中「第三十一号」を「前条」に改める。

第七条の二 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第五条第一号に掲げる者に該当するとして認めた場合に免許を与えないとする旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第八条第一項中「第四条各号のいずれかに該当するに至つた」を「成年被後見人又は被保佐人になつた」に改め、同条第四項中「前条」を「第七条」に改める。

第三十四条第一項中「二十条」を「第十九条」に、第三十五条第一項中「二十条」を「第十九条」に改める。

第三十六条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改定する。

第六条第一号中「精神病者」を削り、同号

木を次のように改める。

木 心身の障害により薬局開設者の業務を

適正に行なうことができない者として厚生

第八条第一項中「第四条各号のいずれかに該当するに至つた」を「成年被後見人又は被保佐人になつた」に改め、同条第四項中「前条」を「第七条」に改める。

第三十四条第一項中「二十条」を「第十九条」に、第三十五条第一項中「二十条」を「第十九条」に改める。

第三十六条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改定する。

第六条第一号中「精神病者」を削り、同号

木を次のように改める。

木 心身の障害により薬局開設者の業務を

適正に行なうことができない者として厚生

第八条第一項中「第四条各号のいずれかに該当するに至つた」を「成年被後見人又は被保佐人になつた」に改め、同条第四項中「前条」を「第七条」に改める。

第三十四条第一項中「二十条」を「第十九条」に、第三十五条第一項中「二十条」を「第十九条」に改める。

第三十六条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改定する。

第六条第一号中「精神病者」を削り、同号

木を次のように改める。

木 心身の障害により薬局開設者の業務を

適正に行なうことができない者として厚生

第八条第一項中「第四条各号のいずれかに該当するに至つた」を「成年被後見人又は被保佐人になつた」に改め、同条第四項中「前条」を「第七条」に改める。

第三十四条第一項中「二十条」を「第十九条」に、第三十五条第一項中「二十条」を「第十九条」に改める。

第三十六条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改定する。

第六条第一号中「精神病者」を削り、同号

木を次のように改める。

木 心身の障害により薬局開設者の業務を

適正に行なうことができない者として厚生

第八条第一項中「第四条各号のいずれかに該当するに至つた」を「成年被後見人又は被保佐人になつた」に改め、同条第四項中「前条」を「第七条」に改める。

第三十四条第一項中「二十条」を「第十九条」に、第三十五条第一項中「二十条」を「第十九条」に改める。

第三十六条 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の一部を次のように改定する。

第六条第一号中「精神病者」を削り、同号

木を次のように改める。

木 心身の障害により薬局開設者の業務を

適正に行なうことができない者として厚生

第二号を次のように改める。

三、心身の障害により理学療法士又は作業療法士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第四条第四号中「精神病者」を削り、「若しくはを」又は「に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削る。

第六条第一項中「免許は」の下に「理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格した者の申請により」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)

第六条の二 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第七条第三項中「前条を」第六条に改める。

第六章 罰則

第二十条 前条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者

は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中

に、理学療法士又は作業療法士の名称を使用したもの

二 第十七条の規定に違反した者

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合における第六条第一項の規定の適用については、同項中「理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格した者の申請により」とあるのは、「外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であつて、

（製菓衛生師法の一部改正）

第五条第一項中「免許は」の下に「試験に合格した者の申請により」を加える。

（絶対的欠格事由）

第六条第八条第一項の規定により免許の取消

処分を受けた後一年を経過しない者には、免

許を与えない。

第六条の二中「精神病者」を「麻薬、あへん、

大麻又は覚せい剤の中毒者」に改める。

第八条第一項を削り、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒

者

第八条第一項を同条とする。

第十条の二中「三十万円」を「百万円」に改め

る。

第十九条中「五千円」を「二十万円」に改める。

第二十条 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の四—第二十九条」を「第二十六条 第三十一条」に改める。

第四条第二号を削り、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

二 心身の障害により柔道整復師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（柔道整復師法の一部改正）

第六条第四号を削り、同条第三号中「柔道整復」を「前号に該当する者を除くほか、柔道整復」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前

に次の二号を加える。

三 罰金以上の刑に処せられた者

第六条第一項中「免許は」の下に「試験に合格した者の申請により」を加える。

第七条を次のように改める。

（意見の聴取）

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に

ついて、第四条第一号に掲げる者に該当する

と認め、同条の規定により免許を与えないこ

ととするときは、あらかじめ、当該申請者に

その旨を通知し、その求めがあつたときは、

厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴

取させなければならない。

第二十九条中「第二十七条第四号若しくは第

五号又は前条を「第三十条第四号から第七号ま

でに改め、同条を第二十二条とする。

第二十八条を削る。

第二十七条の二中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「規定に基づく業務の停止命令に違反した者」を「規定により業務の停止命令に違反した者で、当該停止を命ぜられた期間中に業務を行つたもの」に改め、同条に次の二号を加える。

六 第十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者）

七 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（第二十七条を第三十条とする）

八 第二十六条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第二項中「前項第三号」を「前項第一号」に改め、同条を第二十九条とする。

九 第二十五条の五中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の二号を加える。

十 第二十八条 第二十二条第一項又は第十三条の五の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条中「第二十七条第四号若しくは第五号又は前条を「第三十条第四号から第七号までに改め、同条を第二十六号とする。」

（規能訓練士法の一部改正）

第二十二条 規能訓練士法(昭和四十六年法律第

六十四号の一部を次のように改正する。

四次中「・第二十二条を「第一二十四条」に改める。

第四条を削る。

第五条の見出しを「欠格事由」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 心身の障害により視能訓練士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかる者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条第一項中「免許は」の下に「試験に合格した者の申請により」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に、

「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」に、「前条を「第六条」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条第二項中「第八条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 罰則

第二十一条 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十三条 第十九条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定により視能訓練士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、視能訓練士の名称を使用したもの

二 第二十条の規定に違反した者

(労働安全衛生法の一部改正)

第七十条 労働安全衛生法昭和四十七年法律第五十七条の一部を次のように改定する。

第一十二条 労働安全衛生法昭和四十七年法律第五十七条第一項中「厚生労働省令で定めるところにより」を削り、同条第二項中「者は」

第七十一条に次の一項を加える。

三 当該免許が第六十一条第一項の免許である場合にあつては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となつたところにより」を削り、同条第二項中「者は」

第七十二条に次の一項を加える。

三 前項第三号に該当し、同項の規定により免

3 前項第三号に該当し、同項の規定により免

3 前項第三号に該当し、同項の規定により免

3 前項第三号に該当し、同項の規定により免

の障害により当該免許に係る業務を適正に行うことのできない者として厚生労働省令で定めるものには、同項の免許を与えないことがある。

六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第七十三条第一項中「厚生労働省令で定めるところにより」を削る。

第七十四条第一項中「第七十二条第二項第一号又は第三号」を「第七十二条第二項第一号」に改め、同条第一項中「六月を超えない範囲内で期間」を「期間(第一号、第二号、第四号又は第五号)に該当する場合にあつては、六月を超えない範囲内に改め、同条第一項中「前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第四号とし、第二号の次に

二 第二十二条の規定に違反した者

(労働安全衛生法の一部改正)

第七十二条 労働安全衛生法昭和四十七年法律第五十七条の一部を次のように改定する。

第七十二条第一項中「厚生労働省令で定めるところにより」を削り、同条第二項中「者は」

第七十三条に次の一項を加える。

三 当該免許が第六十一条第一項の免許であ

る場合にあつては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となつたと

ころにより」を削り、同条第二項中「者は」

第七十四条に次の一項を加える。

三 当該免許が第六十一条第一項の免許であ

る場合にあつては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となつたと

ころにより」を削り、同条第二項中「者は」

第七十五条に次の一項を加える。

三 当該免許が第六十一条第一項の免許であ

る場合にあつては、第七十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者となつたと

ころにより」を削り、同条第二項中「者は」

第七十六条に次の一項を加える。

第七十四条の次に次の二条を加える。

(厚生労働省令への委任)

第七十四条の二 前三条に定めるものほか、免許証の交付の手続その他免許に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

四 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

五 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

六 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

七 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

八 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

九 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十一 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十二 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十三 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十四 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十五 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十六 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十七 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十八 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

十九 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

二十 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

二十一 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

二十二 都道府県労働局長は、前項の規定により第六十二条第一項の免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該免許を申請した者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、都道府県労働局長の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

外 報 号

第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条」を「第四十九条」に改め
第三号を次のように改める。

第四条を削る。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条
省令で定めるもの

三、心身の障害により臨床工学校士の業務を

適正に行うことができない者として厚生労
働省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しく
は」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかか
つてゐる者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条第一項中「免許
は」の下に「、試験に合格した者の申請により」
を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の二
条を加える。

(意見の聴取)
第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に
ついて、第四条第三号に掲げる者に該当する
と認め、同条の規定により免許を与えないこ
ととするときは、あらかじめ、当該申請者に
その旨を通知し、その求めがあつたときは、
厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽
取させなければならない。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に
違反して、不正の採点をした者は、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

は「を又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかか
つてゐる者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条第一項中「免許
は」の下に「、試験に合格した者の申請により」
を加え、同条を第六条とし、同条の次に次の二
条を加える。

(意見の聴取)
第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に
ついて、第四条第三号に掲げる者に該当する
と認め、同条の規定により免許を与えないこ
ととするときは、あらかじめ、当該申請者に
その旨を通知し、その求めがあつたときは、
厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽
取させなければならない。

第八条第一項を削り、同条第二項中「第五条
各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一
項とし、同条第三項中「前条」を「第六条」に改
め、同項を同条第二項とする。

第三十七条第二項中「第八条第一項」を「第八
条第一項」に改める。

第四十七条中「第八条第一項」を「第六条」に改
め、同条を第四十九条とする。

第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、
同条の次に次の二条を加える。

第五条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条
省令で定めるもの

三、心身の障害により救急救命士の業務を適
正に行うことができない者として厚生労働
省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者」を削り、「若しく
は」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にか
かつてゐる者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、
同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)
第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者に
ついて、第四条第三号に掲げる者に該当する
と認め、同条の規定により免許を与えないこ
ととするときは、あらかじめ、当該申請者に
その旨を通知し、その求めがあつたときは、
厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聽
取させなければならない。

第四十六条 第三十八条の規定に違反した者
は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の
罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十七条 第四十一条の規定に違反した者は、
五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起す
ることができない。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に
違反して、不正の採点をした者は、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 救急救命士法(平成三年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改
め、同条を第四十七条とし、第五章中同条の前
に次の二条を加える。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に
違反して、不正の採点をした者は、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 救急救命士法(平成三年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改
め、同条を第四十七条とし、第五章中同条の前
に次の二条を加える。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に
違反して、不正の採点をした者は、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 救急救命士法(平成三年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改
め、同条を第四十七条とし、第五章中同条の前
に次の二条を加える。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に
違反して、不正の採点をした者は、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 救急救命士法(平成三年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改
め、同条を第四十七条とし、第五章中同条の前
に次の二条を加える。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に
違反して、不正の採点をした者は、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 救急救命士法(平成三年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改
め、同条を第四十七条とし、第五章中同条の前
に次の二条を加える。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に
違反して、不正の採点をした者は、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 救急救命士法(平成三年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改
め、同条を第四十七条とし、第五章中同条の前
に次の二条を加える。

第四十三条 第十三条又は第二十二条の規定に
違反して、不正の採点をした者は、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 救急救命士法(平成三年法律第二十
六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十六条」に改
め、同条を第四十七条とし、第五章中同条の前
に次の二条を加える。

官 報 (号) 外

厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

第九条第一項を削り、同条第二項中「第五条各号」を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七条」を「第六条」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「第六条、第七条第二項(第九条第三項)」を「第五条、第六条第二項(第九条第二項)」に、「第六条中」を「第五条中」に、「第七条第二項中」を「第六条第二項中」に改める。

第四十三条第二項中「第九条第二項」を「第九条第一項」に改める。

第四十四条第二項中「第五十三条第三号」を「第五十三条第二号」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十三条 第三十三条又は第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十三条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第九条第二項」を「第九条第一項」に改め、同条中「第二号及び第三号を削り、第四号を第一号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条を第五十五条とする。

第五十二条の次に次の二条を加える。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十四条第一項の規定に違反して、同項の規定に基づく厚生労働省令の規定で定

められた職員にその意見を聴取させなければならない。

各号を「第四条各号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七条」を「第六条」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「第六条、第七条第二項(第九条第三項)」を「第五条、第六条第二項(第九条第二項)」に、「第六条中」を「第五条中」に、「第七条第二項中」を「第六条第二項中」に改める。

第四十三条第二項中「第九条第二項」を「第九条第一項」に改める。

第四十四条第二項中「第五十三条第三号」を「第五十三条第二号」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十三条 第三十三条又は第三十九条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第五十二条规定する。

第五十五条 第三十二条又は第三十八条の規定に違反して、不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第三十二条を次のように改める。

第五十七条 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十二条」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十三条の見出しを「(欠格事由)」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 心身の障害により言語聴覚士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第五条第四号中「精神病者、」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は伝染性の疾病にかかるている者」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(意見の聴取)

第七条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当する

項とし、同条の規定により免許を与えないことをとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、

務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(言語聴覚士法の一部改正)

第十六条第一項中「第六条、第七条第二項(第九条第三項)」を「第五条、第六条第二項(第九条第二項)」に、「第六条中」を「第五条中」に、「第七条第二項中」を「第六条第二項中」に改める。

第四十二条第二項中「第九条第二項」を「第九条第一項」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第五十条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第九条第二項」を「第九条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第四十九条の次に次の二条を加える。

第五十条 第四十四条の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

政府は、この法律の施行後五年を以て、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(再免許に係る経過措置)

第二条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞれの法律により再免許を与えることができる取消事由(以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。)に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなしして、この法律による改正後のそれぞれの法律の再免許に関する規定を適用する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一(六)、(六)イ、(六)イ及

び(六)イ中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一

部改正)

第五条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第三百一十九号)の一部を次

ように改正する。

第六条第三項の表第七条第三項の項を次のよ

うに改める。

第七条第三項

| | |
|----------|-------------|
| 取消処分 | 禁止処分 |
| 取消し | 禁止 |
| 再び免許を与える | 禁止処分を取り消す |
| 再免許を与える | その禁止処分を取り消す |

第一百条第三項の表第三十二条第一号の項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一号」に改める。
第一百条第二項の表第七条第三項の項を次のように改める。

第七条第三項

| | |
|----------|-------------|
| 取消処分 | 禁止処分 |
| 取消し | 禁止 |
| 再び免許を与える | 禁止処分を取り消す |
| 再免許を与える | その禁止処分を取り消す |

第一百一条第二項の表第三十条第一号の項中

「第三十条第一号」を「第三十条」に改める。
(精神保健法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七

第六条 精神保健法等の一部を改正する法律(平成五年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第五条の規定による改正後の

同法(以下この条において「新法」という。)第九条第四項を「診療放射線技師法第九条第三項」に、「新法第九条第二項」を「同条第一項」に改める。

(栄養士法の一部を改正する法律の一部改正)
(ハ) 栄養士法の一部を改正する法律(平成十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条 栄養士法の一部を改正するもので、その主な内容は次のとおりである。
二 医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において資格等を与えないこと等とされる欠格事由のうち、「目が見えない者」等障害

第三条の改正規定を次のように改める。

第三条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」

を特定しているものについて、障害を特定しないこととし、業務を行う能力に応じて資格等を与えることができるとしてすること。
2 調理師等の資格及び医師国家試験の受験資格等について、障害者に係る欠格事由を廃止すること。

3 医師等の資格制度等において資格等を与えないこととする場合の意見聴取規定を設けること。

4 栄養士等の資格制度等の素行が著しく不良である者及び伝染性の疾病にかかっている者に係る欠格事由を廃止すること。

5 保健婦、看護婦、准看護婦及び歯科技工士について、守秘義務規定を整備するとともに、守秘義務規定に違反した場合の罰則規定を整備すること。

6 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

7 施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の目的及び要旨
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、障害者の社会経済活動への参加を促進するため、医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において定められている障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るため、所要の

改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において資格等を与えないこと等とされる欠格事由のうち、「目が見えない者」等障害

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために医師法等の一部を改正する法律案及び同報告書
平成十二年六月二十日
衆議院議長 厚生労働委員長 鈴木 俊一
〔別紙〕

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るために医師法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 障害者の社会参加と平等、人権の尊重という我が国の本格的なIT社会への展開に際し、新たな技術革新が障害者の資格取得や就業における格差を生じることのないよう、デジタル・ディバイドの解消とユーザビリティに基づいた開発、ユーバーサルデザインの普及・普遍化に努めること。また、政府調達等により、その推進に努めること。

二 我が国の社会経済活動への参加を促進するため、医師等の資格制度、薬局開設等の許認可要件等において定められている障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るため、所要の改正を行おうとするものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

四 大学・専門学校等の教育・養成機関が、受験と教育の両面において必ずしも障害者に開かれていはない現状にかんがみ、これら教育・養成機関での障害者に配慮した受験制度及び就学環境の改善を進め、障害者の資格取得支援のため

の条件整備について所要の措置を講ずること。

また、この趣旨を各教育機関に周知徹底するよう、関係機関と連携すること。

五 本法改正を実効あるものとする観点から、障害及び障害者の機能を補完する機器の開発、職場介助者等の職場における補助的手段の導入に対する事業主への助成など、関係行政機関が主体となって総合的な障害者の就業環境の整備に努めること。

六 現在の厳しい雇用環境にかんがみ、障害者に対する差別・偏見を除去するための啓蒙・啓発を更に進め障害者雇用の促進を図るとともに、障害を理由とする解雇を無くすよう厳しく指導すること。さらに、とりわけ立ち遅れている精神障害者雇用の進展のため、障害者雇用促進法における雇用率の制度の在り方も含め、雇用支援策の充実について早急に検討を進めてること。

七 本法改正に伴う省令等の策定に当たっては、障害者団体・関係団体など幅広い分野からの意見聴取等を行い、これを反映するよう努力し、障害者欠格条項の見直しの本来の趣旨に照らし、相対的欠格事由の的確な運用に齟齬の生じないよう努めること。

八 免許を与えないこととするときの不服申立てについては、まず本人の意見を十分に聴くとともに、専門家の意見を聴くことを含め、適切な措置を講じ、障害者団体・関係団体の意見を聽取しつつ、事例の積み重ねを通じて、判断の在り方を明らかにするよう努めること。

九 障害者に係る欠格条項の見直しの趣旨にかんがみ、その実効性が確保されるよう、個人支援技術の開発普及を急ぎ、できる限りの補助手段を用い環境を調整してその人の望む姿での社会参加を実現することを、一層推進すること。

十 障害者の自立を促進するため、所得保障及び雇用確保の在り方について速やかに検討を進めること。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年六月一日

参議院議長 井上 裕
衆議院議長 綿貫 民輔殿

国立学校設置法の一項を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の五第二項の表徳島大学医療技術短期大学部の項及び長崎大学医療技術短期大学部の項を削る。

第七条を削り、第六条の二を第七条とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律中第七条を削り、第六条の二を第七条とする改正規定は平成十四年四月一日から、

第三条の五第二項の表の改正規定及び次項の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

2 徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五第二項の規定にかかるらず、平成十七年二月三十一日

日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に存続しなくなる日までの間、存続するものとする。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び組織編制の弾力化を図るため、所要の改正を行うもので、その内容は次のとおりである。

1 徳島大学医療技術短期大学部及び長崎大学医療技術短期大学部を廃止すること。

2 国立大学の学部等に講座、学科目等を置き、その種類等を省令で定めることとする規定を削除すること。

3 この法律中2に關する規定は平成十四年四月一日から、1に關する規定は平成十七年四月一日から施行すること。

4 本法は、国立の大学における教育研究体制の整備及び組織編制の弾力化を図るため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

第五条第一項中「あわせた」を「合わせた」に改め、同条第三項中「の意見をきかなければ」を「と協議しなければ」に改め、同条第五項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六条第一項中「申請」の下に「、第八十七条の二第四項の規定による同意」を加える。

第七条第一項中「第九十二条第四項」の下に「及び第九十六条の四」を加え、同条第八項中「行なう」を「行う」に改め、「定めるもの」の下に「下この条において「特定受益者」という。」を加え、「その者」を「特定受益者」に改め、同条第九項を次のよう改める。

9 土地改良区は、前項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の徵収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見を聽かなければならぬ。

10 前項の規定により特定受益者又は市町村長の意見が述べられたときは、第八項の認可を申請するには、その申請書に、当該意見を記載した書面を添付しなければならない。

第五十三条の二第二項中「あるのは、」を「あるのはに、」又は「を若しくは」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は当該換地計画に係る地

一部を次のように改正する。

第一条第二項中「当つて」を「当たつて」に改め、「事業は」の下に「、環境との調和に配慮しつつ」を加える。

第三条第八項中「同条第十項において準用する場合を含む。」、第八十七条の二第六項を及び第十項、第八十七条の二第十項に、及び第九十六条の二第五項を並びに第九十六条の二第五項に改める。

第五条第一項中「あわせた」を「合わせた」に改め、同条第三項中「の意見をきかなければ」を「と協議しなければ」に改め、同条第五項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六条第一項中「申請」の下に「、第八十七条の二第四項の規定による同意」を加える。

第七条第一項中「第九十二条第四項」の下に「及び第九十六条の四」を加え、同条第八項中「行なう」を「行う」に改め、「定めるもの」の下に「下この条において「特定受益者」という。」を加え、「その者」を「特定受益者」に改め、同条第九項を次のよう改める。

9 土地改良区は、前項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の徵収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見を聽かなければならぬ。

10 前項の規定により特定受益者又は市町村長の意見が述べられたときは、第八項の認可を申請するには、その申請書に、当該意見を記載した書面を添付しなければならない。

第五十三条の二第二項中「あるのは、」を「あるのはに、」又は「を若しくは」に改め、「農地保

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)の

土地改良法の一部を改正する法律

衆議院議長 綿貫 民輔殿

参議院議長 井上 裕

文部科学委員長 高市 早苗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十三年六月一日

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年六月一日

域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるもののうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、「あつては土地改良区、市町村」との下に、「その者」とあるのは、「それぞれ、その者」とを加える。

第八十五条第六項中「添附し」を「添付し」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 第一項の者は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

7 前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第一項の者に対し意見書を提出することができる。第八十五条に次の二項を加える。

9 第七項の規定による意見書の提出があつたときは、第一項の規定による申請をするには、その申請書に、前項に規定するものほか、当該意見書の写しを添付しなければならない。第八十五条の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「第七項」の下に「並びに前条第六項、第七項及び第九項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは、「第八十五条の二第二項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは、「同項の規定による公告」と、同条第九項中「前項」とあるの

は、「第八十五条の二第二項」と読み替えるものとする。

第八十五条の二第七項中「きく」を「聴く」に改め、同条第九項中「添附し」を「添付し」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 第六項の場合には、前条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするのは

第八十五条の二第七項の規定により同項に規定する事項を示す」と、「当該協議に係る」とあるのは、「その示す」と、同条第九項中「前項」とあるのは、「第八十五条の二第二項」と読み替えるものとする。

第八十五条の二第一項中「この条」の下に「及び第八十七条の二第四項」を、「次項」の下に「及び第八十七条の二第四項」を加え、同項第二号中「又は都道府県を」、「都道府県又は市町村に改め、同条第四項中「第七項」の下に「並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第八十五条の二第四項」と、同条第九項中「前項」とあるのは、「第八十五条の二第五項」と読み替えるものとする。

第八十五条の三第十項を次のように改める。

10 第六項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第八十五条の二第二項」と、「当該協議」とあるのは、「同項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは、「同項の規定による公告」と、同条第九項中「前項」とあるのは、「第八十五条の三第十一項」と読み替えるものとする。

第八十五条の四第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中の意見を「きかなければ」を「と協議しなければ」に改め、同項ただし書中「市町村」を「市町村の長」に改め、同条第三項に改め、同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

3 第一項の場合には、第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするのは「第八十五条の二第二項」と、「当該協議」とあるのは、「当該協議」(同条第一号の事業を行つて当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、同項の規定による申請)と、「当該協議」とあるのは、「当該協議(同条第二項ただし書の場合は、当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、当該申請)」と、同条第九項中「前項」とあるのは、「第八十五条の二第二項」と読み替えるものとする。

第八十五条の二第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「前条第三項」を「行なう」に改める。

第八十七条の二第二項及び第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条中第六項を第十項とし、第五項を第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

第八十五条の三第十項を次のように改める。

8 農林水産大臣又は都道府県知事は、第八項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは、「第八十五条の二第二項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは、「同項の規定による公告」と、同条第九項中「前項」とあるのは、「第八十五条の三第十一項」と読み替えるものとする。

前項の規定により縦覧に供された土地改良事

業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣又は都道府県知事に対し意見書を提出することができる。

第八十七条の二第四項中「前項」を「第二項」と改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、同項第三号の事業のうち施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行つて当該農用地造成事業に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、同項の規定による申請)と、「当該協議」とあるのは、「当該協議(同条第二項ただし書の場合は、当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、当該申請)」と、同条第九項中「前項」とあるのは、「第八十五条の二第二項」と読み替えるものとする。

第八十六条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、「前条第三項」を「行なう」に改める。

第八十七条の二第二項及び第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条中第六項を第十項とし、第五項を第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

一 施設更新事業の施行に係る地域の全部を土

地改良区管理区域の全部又は一部とする場合当該土地改良区の同意

官 報 (号 外)

農林水産省令で定める事項」とを、「その変更」の下に「又は廃止」を加え、同条第十四項中「変更」の下に「又は土地改良事業の廃止」を加え、同条第十五項中「に係る土地改良事業計画につき」を「につき、土地改良事業計画の」に改め、「変更する」を「変更し、又は土地改良事業を廃止する」に、前条第四項及び第五項を「前条第八項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加え
る。

て」と「を加える。

第一百二十二条第二項中「第八十七条の二第六項」を、第八十七条の二第十項に、「附加増置し」を

付加し若しくは増置しに改める。
第一百三十六条の四中 第八十五条第六項、第八十五
条の二第九項を第八十五条第八項、第八十
五条の二第十項に、「第八十五条の四第三項を
第八十五条の四第四項」に改める。

附
則

この場合において、同条第八項中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」

と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要」要又は廃止する旨廃止の理由その他農林水産

省令で定める事項」と読み替えるものとする。
第九十条第一項中「ところにより」の下に「(国)」
土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林
水産大臣が当該廃止に係る国営土地改良事業の施
行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又
は一部とする都道府県の知事と協議して定めると
ころにより」を加え、同条第二項中「行なう」を
「行う」に改める。

「第九十六条の四中〔第六十五条まで〕の「ト」に「、第九十条第四項」を加え、「において準用する」を「において読み替えて準用する」に改め、「負担者」と「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、大役又は現品」と、「土地改良区から、その同意を得らる」とあるのは「土地改良区から、その同意を得る」に掲げる者は第九十六条の四において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する

いて準用する場合を含む。)において準用する旧法第五条第三項の規定又は旧法第八十五条の四第二項の規定による意見の聴取に係る土地改良事業の開始の手続については、新法第八十五条第六項(新法第八十五条の二第四項及び第十項並びに第八十五条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しな

えた準用する旧法第八十七条の二第四項の規定による協議に係る土地改良事業計画の変更の手続については、新法第八十七条の三第六項又は第十五項において読み替えて準用する新法第八十七条の二第八項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二
第二項の規定による公告に係る土地改良事業の
開始の手続については、新法第八十五条の二第
五項において読み替えて準用する新法第八十五
条第八項の規定は、適用しない。

(特定受益者からの経費の徴収に関する経過措置)は、新法第八十七条の三第十項において読み替えて準用する新法第八十七条の二第八項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第七項の規定による意見の聴取又は同意の取得に係る土地改良事業の開始の手続については、

第四条 この法律の施行前にした旧法第三十一条
第八項の規定による認可の申請であつて、この
法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認

新法第八十五条の二第九項において読み替えて適用する新法第八十五条第六項の規定は、適用しない。

可の処分がなされていないものの処理について
は、なお従前の例による。

業の開始の手続については、新法第八十五回の四第二項において読み替えて準用する新法第八十五条第六項の規定は、適用しない。

「第八十五条の四第四項」に改める。

6 5 この法律の施行前にした旧法第八十七条の二
第四項の規定又は同条第十五項において読み替
開始の手続については、新法第八十七条の二、第一
八項の規定は、適用しない。

(水資源開発公団法の一部改正)
第六条 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正する。
第二十条の三中「第八十七条の二第六項」を
第八十七条の二第十項に改める。

官報(号外)

土地改良法の一部を改正する法律案(内閣)

提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業をめぐる社会経済情勢にかんがみ、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、環境との調和に配慮しつつその事業を施行することとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 環境との調和への配慮

土地改良事業の施行に当たっての原則に「環境との調和への配慮」を位置付けること。

2 地域の意向を踏まえた土地改良事業の実施

のための手続の整備

土地改良事業計画の概要を策定する段階における市町村の位置付けを高めるとともに、

国営又は都道府県営の土地改良事業について、あらかじめ計画の概要を公告・総覽し、これに意見がある者は意見書を提出できる仕組みを設けること。

3 土地改良施設の適切な維持保全のための手続の整備

土地改良区が国又は都道府県に対して更新の事業を行うべきことを申請できる土地改良施設に、市町村が管理するものを追加するとともに、土地改良区の特別議決により行うことができる土地改良施設の更新の事業の範囲を拡充し、土地改良施設の適時・適切な更新を容易にすること。

4 国営又は都道府県営の土地改良事業の廃止のための手続の整備

国営又は都道府県営の土地改良事業につい

て、廃止に係る手続を規定すること。

5 土地改良区の組合員以外の受益者からの経費の徴収に関する手続の整備

土地改良区は、組合員以外の受益者からの経費の徴収の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、その徴収の方法について、

当該受益者等の意見を聽かなければならないものとすること。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、土地改良事業の円滑かつ効果的な推進を図るために妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブか

ら、土地改良事業の施行に当たって「環境の保全」に配慮すること等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成十三年六月二十日

農林水産委員長 堀之内 征雄

衆議院議長 締貫 民輔殿

(小字及び
は修正)

農業協同組合法等の一部を改正する法律

第二章 農業協同組合中央会
第一節 通則(第七十三条の十五—第七十
三条の二十一)
第二節 事業(第七十三条の二十一—第七
十七条の二十七)
第三節 会員(第七十三条の二十八—第七
十七条の三十二)
第四節 管理(第七十三条の三十三—第七
十七条の四十三)

三 条の二十一

第二章 農業協同組合中央会
第一節 通則(第七十三条の十五—第七十
三条の二十一)
第二節 事業(第七十三条の二十一—第七
十七条の二十七)
第三節 会員(第七十三条の二十八—第七
十七条の三十二)
第四節 管理(第七十三条の三十三—第七
十七条の四十三)

三 条の二十七

第二章 農業協同組合中央会
第一節 通則(第七十三条の十五—第七十
三条の二十一)
第二節 事業(第七十三条の二十一—第七
十七条の二十七)
第三節 会員(第七十三条の二十八—第七
十七条の三十二)
第四節 管理(第七十三条の三十三—第七
十七条の四十三)

三 条の三十二

第二章 農業協同組合中央会
第一節 通則(第七十三条の十五—第七十
三条の二十一)
第二節 事業(第七十三条の二十一—第七
十七条の二十七)
第三節 会員(第七十三条の二十八—第七
十七条の三十二)
第四節 管理(第七十三条の三十三—第七
十七条の四十三)

三 条の四十七

第二章 農業協同組合中央会
第一節 通則(第七十三条の十五—第七十
三条の二十一)
第二節 事業(第七十三条の二十一—第七
十七条の二十七)
第三節 会員(第七十三条の二十八—第七
十七条の三十二)
第四節 管理(第七十三条の三十三—第七
十七条の四十三)

三 条の四十九

第二章 農業協同組合中央会
第一節 通則(第七十三条の十五—第七十
三条の二十一)
第二節 事業(第七十三条の二十一—第七
十七条の二十七)
第三節 会員(第七十三条の二十八—第七
十七条の三十二)
第四節 管理(第七十三条の三十三—第七
十七条の四十三)

三 条の五十一

第二章 農業協同組合中央会
第一節 通則(第七十三条の十五—第七十
三条の二十一)
第二節 事業(第七十三条の二十一—第七
十七条の二十七)
第三節 会員(第七十三条の二十八—第七
十七条の三十二)
第四節 管理(第七十三条の三十三—第七
十七条の四十三)

附則

第一条中、「農民」を、「農業者」に、「促進し、以て」を「促進することにより、「に」と農民」を及び農業者」に、「併せて」を「もつて」に、「を期する」を「に寄与する」に改める。

第三条第一項中、「農民」を「農民」に、「みずから」を「自ら」に改め、同条第二項中、「農業」を「農業」に、「附隨する」を「付隨する」に改め、同条第三項中「みずから」を「自ら」に、「附隨する」を「付隨する」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律において「農業者」とは、農民又は農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が三百人を超えて、かつ、その資本の額又は出資の総額が三億円を超える法人を除く。)をいう。

官 報 (号 外)

第八条中「(以下この章において組合員と総称する。)」を削る。

第九条中第七十三条の十の二」を第七十三条の十四に改める。

第十二条第一項中第十二号を第五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中組合員の農業に関する技術及び經營の向上を図るための教育又は二号を削り、同号を同項第十三号とし、同項中第九号の二を第十一号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の二号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「受人」を「受入れ」に改め、同号を同項第一号とし、二号とし、同項第一号中「貸付」を「貸付け」に改め、同号を同項第一号とし、同項に第一号とし、て次の二号を加える。

に次の二項を加える。
組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。い。

第十一条の二第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同項第二号は「農業協同組合にあつては、第十二条の十六第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。」
第十二条の三、第十二条の三の一及び第五十四条の二において同じ。」を削る。

第十一条の二の二第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前項の組合は、貯金又は定期積金の受入れ以外の信用事業に関しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか」を「前項及び他の法律に定めるもののほか、同項の組合は」に改める。

第十一條の四第一項及び第十一條の五から第十一條の七までの規定中「第十條第一項第八号」を「第十條第一項第十号」に改める。

第十一條の十五第一項中「第十條第一項第十号」を「第十條第一項第十四号」に改める。

第十一條の十五の二第三項中「第十六條第一項ただし書に規定する組合員」を「又は総会員（第十一條第一項第二号から第四号までの規定による組合員又は同條第二項第二号若しくは第三号の規定による会員）に、「次項」を「第五項」に改め、同條第四項中「前項」を「前二項」に改め、「組合員」の下に「又は総会員」を加え、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該農業の経営を行うことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

第十一條の十六第一項中「第十條第一項第二号」を「第十條第一項第三号」に改め、「次に掲げ

は、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第七項の十五の二第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。)のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導員に」に改め、「、組合員」の下に「(農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者)」を加え、同条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第一号及び第三号」に改め、同条第四項中「組合員」の下に「又は会員」を加え、「非出資組合」を「同項第三号又は第十号」に改め、同条第六項中「第一項第一号」を「第一項第三号」に改め、同条第七項及び第八項中「第一項第一号及び第二号」

号及び第三号」に、「農業協同組合連合会」を「組合」に改め、同条第二十項中「農業協同組合連合会」を「組合」に、「主務大臣」を「行政庁」に改め、同条第二十二項中「農業協同組合連合会」を「組合」に改め、同条第二十三項ただし書中「第一項第一号」を「第一項第二号」に改め、同条第二十七項中「二十四項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第一号及び第三号」に、「に第一項第一号」を「に第一項第二号」に改め、同条第二十九項中「第一項第一号、第二号、第八号若しくは第九号の二」を「第一項第一号、第三号、第十号若しくは第十一号」に、「第一項第一号」を「第一項第二号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に、「同項第八号又は第九号の二」を「同項第十号又は第十二号」に改め、同条第二十八項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「第一項第一号」を「第一項第一号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同条第二十九項中「第一項第八号」を「第一項第十号」に改める。

第十二条第一項中「前条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号及び第一号」を「第十条第一項第一号及び第三号」に改め、同条第三項中「変更」の下に「(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。)」を加え、同条

組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。い。

第十二条の二第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同項第一号由「農業協同組合にあつては、第十二条の十六第六項各号に掲げる会社に該当するものに限る。」

第十二条の三、第十二条の三の一及び第五十四条の二において同じ。」を削る。

第十二条の二の二第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同項第一号由「前項の組合は、貯金又は定期積金の受入れ以外の信用事業に關しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか」を「前項及び他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、同項の組合は」に改める。

第十二条の三第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同項第一号由「子会社」の下に「第十二条の二第二項に規定する子会社」をいう。次条、次節、第十二条、第三十条、第五十四条の二及び第一百一条において同じ。」を加え、「を除く。」を「以外のもの。」に、「同項ただし書」を「前項ただし書」に改め、一条を加える。

第十二条の三の二中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十一條の四第一項及び第十一條の五から第十一條の七までの規定中「第十條第一項第八号」を「第十條第一項第十号」に改める。

第十條第一項第一項中「第十條第一項第十号」を「第十條第一項第十四号」に改める。

第十條の十五の二第三項中「第十六條第一項ただし書に規定する組合員」を「又は総会員による組合員又は同条第二項第一号若しくは第三号の規定による会員」に、「次項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「組合員」の下に「又は総会員」を加え、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該農業の経営を行うことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

第十條の十六第一項中「第十條第一項第二号」を「第十條第一項第三号」に改め、「次に掲げる」の下に「業務を専ら営む国内の」を加え、「国内の」を「第一号に掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる」に改め、「(第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下この節、第十二条、第三十条及び第一百一条にお

いて同じ。」を削り、同項第一号中「第九項」を「第四項」に改め、「を専ら営む会社であつて、主として当該農業協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社」を削り、同項第二号中「第十条第一項第一号又は第二号」を「第十条第一項第二号又は第三号」に改め、「を専ら営む会社」を削り、同条第八項第一号中「第一項第一号に掲げる会社」を「子会社対象会社」に改め、「とき」の下に「第五十条の二第三項又は一部の譲受けをしたとき(主務省令で定める場合に限る。)その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二 第六十五条第二項の認可を受けて当該農業協同組合が合併により設立されたときの設立された日

三 当該農業協同組合が第六十五条第二項の認可を受けて合併をしたとき(当該農業協同組合が存続する場合に限る。)その合併をした日

四 第十一条の十八第五項中「第六十五条第二項の合併の」を「前項各号に規定する」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改める。

三 従属業務 第十条第一項第三号の事業又は前項第五号に改め、「同号を同項第一号」とし、同項第四号中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同号口中「前項第六号」を「前項第五号」に改め、「同号を同項第一号」とし、同項に次の一号を加える。

三 次に掲げる業務を専ら営む会社(イ)に掲げる業務を営む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限り、ロに掲げる業務を営む会社のうち証券専門関連業務を営む会社にあつては当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えるものに限る。)

項に次の各号を加える。

一 当該農業協同組合が第五十条の二第三項の認可を受けて信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき(主務省令で定める場合に限る。)その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日

二 第六十五条第二項の認可を受けて当該農業協同組合が合併により設立されたときの設立された日

三 第十一条の十八第五項中「第六十五条第二項の合併の」を「前項各号に規定する」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改める。

三 従属業務 第十条第一項第三号の事業又は前項第五号に改め、「同号を同項第一号」とし、同項第六号中「第七項及び」を「以下」の項及び第十項並びに、「を営んでいる会社」を又は第十条第一項第一号若しくは第三号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものとし、第一項の農業協同組合連合会が認可対象会社を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

三 第十一条の十八第五項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

三 第十一条の十八第五項中「第六十五条第二項の合併の」を「前項各号に規定する」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改め、「同号を同項第一号」とし、同項第六号中「第七項及び」を「以下」の項及び第十項並びに、「を営んでいる会社」を又は第十条第一項第一号若しくは第三号の事業に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものとし、第一項の農業協同組合連合会が認可対象会社を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

三 第十一条の十八第五項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

イ 従属業務
ロ 金融関連業務

五号中「次条第二項第二号」を「次条第三項」に改め、「合算して、のトに「同条第一項に規定する」を加え、「同号を同項第四号」とし、同項第六号を同項第五号」とし、同条第二項第一号及び第二号を削り、「同項第二号」を同項第一号とし、同項第四号中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、「同号口中「前項第六号」」を「前項第五号」に改め、「同号を同項第一号」とし、同項に次の一号を加える。

三 第十一条の十八第五項中「第六十五条第二項の合併の」を「前項各号に規定する」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改め、「同号を同項第一号」とし、同項第六号中「第七項及び」を「以下」の項及び第十項並びに、「を営んでいる会社」を又は第十条第一項第一号若しくは第三号の事業に付隨し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものとし、第一項の農業協同組合連合会が認可対象会社を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

三 第十一条の十八第五項を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、認可対象会社が、第一項の農業協同組合連合会又はその子会社の担保権

る。)に改め、「ときは、」の下に「第五十条の二第三項又は「を、「規定により」の下に「信用事業の全部若しくは一部の譲受け又はを加え、同条第四項中「前項」を「第四項」に改め、「同条第六項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、「とき」の下に「第五十条の二第三項又は「を加え、「合算して、のトに「同条第一項に規定する」を加え、「同号を同項第四号」とし、同項第六号を同項第五号」とし、同条第二項第一号及び第二号を削り、「同項第二号」を同項第一号とし、同項第四号中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、「同号口中「前項第六号」」を「前項第五号」に改め、「同号を同項第一号」とし、同項に次の一号を加える。

三 第十一条の十八第五項中「第六十五条第二項の合併の」を「前項各号に規定する」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改め、「同号を同項第一号」とし、同項第六号中「第七項及び」を「以下」の項及び第十項並びに、「を営んでいる会社」を又は第十条第一項第一号若しくは第三号の事業に付隨し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものとし、第一項の農業協同組合連合会が認可対象会社を子会社としている場合には、当該農業協同組合連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により当該農業協同組合連合会の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合連合会は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて行政庁の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

第十二条の十八第二項の次に次の二項を加え

第十二条の十六第二項の規定は、第一項の農業協同組合連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第十二条の十八第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

第十二条の十九第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、「從属業務」の下に又は同条第二項第四号に掲げる金融関連業務」を加え、「特定從属会社を除く」を「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の証券子会社等(同項第一号に掲げる証券子会社等をいふ。以下この項において同じ。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が、当該農業協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えるものに限るに、「同項第四号及び第六号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第二項中「から第六項までの規定」を削り、

「国内の会社」との下に、「同条第四項中「第一項」とあるのは「第十二条の十九第一項」と、「信用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、「第五十条の二第三項の認可を受けて次四項又は第五十条の二第三項の認可を受けて次四項に規定する認可対象会社を子会社として信用事業の全部又は一部」とあるのは「当該会社」と、「第五十条の二第三項の認可を受けて次四項に規定する認可対象会社を子会社として信用事業の全部又は一部」とあるのは「当該会社」と、「准組合員」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

第十二条第一項第一号から第五号までを「ただし、第十二条第一項第一号から第四号までに、「准組合員」を「准組合員」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十二条の十九第一項中「次に各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 組合員及び会員

第十二条第一項第一号を次のように改める。

一 農業者(組合を除く)

第十二条第一項第一号を削り、同項第三号中「個人で当該組合」を「個人又は当該農業協同組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であつて、当該農業協同組合」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「第一号及び前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項第三号中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、

(以下この章において「組合員」と総称する。)を用事業会社である国内の会社」とあるのは「国内の会社」と、「第五十条の二第三項の認可を受けて次四項に規定する認可対象会社を子会社として信用事業の全部又は一部」とあるのは「当該会社」と、「准組合員」を「准組合員」に改め、同条第四項に規定する認可対象会社を子会社として信用事業の全部又は一部」とあるのは「当該会社」と、「准組合員」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

第十六条第一項第一号から第五号までに、「准組合員」を「准組合員」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十六条第三項の次に次の二項を加える。

組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第二十八条第一項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第六号中「払込」を「払込み」に改め、同項第九号中「積立」を「積立て」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項を削る。

第三十一条の二第一項、第三十七条第一項及び第三十七条の二第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第三十九条第二項中「第一百六十二条第二項」を「第二百六十二条第一項第一項中「取締役会」とあるのは「理事会(農業協同組合法第三十条の二第三項ノ組合ニ在リテハ經營管理委員会)」と、同条第三項に改める。

第四十三条の二第三項中「この項」の下に「及び第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の役員にあつては、「に改め、同条第十項中「及び法人たる組合員及び又は法人」を削り、「同じ」の下に「たる個人又は組合員たる法人の役員」を加え、同項ただし書中「農民」を「農業者(法人にあつては、その役員)」に改め、組合員

使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第四十四条第一項第五号中「損失処理案及び附属明細書」を「及び損失処理案」に改め、同条第二項中「変更」の下に「(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るもの)を除く。」を加え、同条第四項中「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第四十八条第一項中「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第七項中「(第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定を除く。)」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第四十八条の二第一項中「定款の定めるところにより、遅滞なくこれを組合員(准組合員を除く)の投票に付さなければ」を「当該議決の日から十日以内に、組合員(准組合員を除く)に当該議決の内容を通知しなければ」に改め、同条第一項を次のように改める。

組合員(准組合員を除く)が総組合員(准組合員を除く)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会(第二十条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会。以下この項において同じ)に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日

から三週間以内に総会を招集すべき」とを決しないなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

第四十八条の二に次の二項を加える。

第四十二条の三第三項及び第四項の規定は、前項の規定による書面の提出について準用する。

第二項の請求の日から一週間以内に理事(第三十条の二第三項の組合にあつては、經營管理委員)が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第二項又は前項の総会において第一項の通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

第五十条の二第一項を次のように改める。

第十条第一項第三号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、その信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合に譲り渡すことができる。

第五十条の二第一項の次に次の二項を加える。

出資組合は、次に掲げる金額を資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

第五十二条の三中「第十一条の三」の下に「、第十二条の三の三」を加える。

第五十四条の二第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第十条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を「譲渡」の下に「又は譲受け」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十条第一項第三号の事業を行う組合は、組合の信用事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

前二項に規定する信用事業の全部又は一部

の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十条の三第一項中「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第五十五条第一項中「第十条第一項第二号」に改め、同条第一項中「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第一項中「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第四項中「第十条第一項第二号」に改め、同条第三項の次に次の二項を加え

る。

利益準備金をもつて損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

第五十二条の三中「第十一条の三」の下に「、第十二条の三の三」を加える。

第五十四条の二第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第五十五条第一項中「農民」を「農業者」に改める。

第五十四条の二第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第一項及び第四項中「信用事業及び信用事業に係る」を「業務及び」に改め、同条第二項及び第四項中「信用事業及び信用事業に係る」を「業務及び」に改める。

第五十五条第一項中「農民」を「農業者」に改める。

第五十七条第一項中「農民」を「農業者(法人にあつては、その役員)」に、「理事若しくは經營管理委員」を「理事(第三十条の二第三項の組合にあつては、經營管理委員)」に改め、同条第三項中「農民」を「農業者」に、「以て」を「もつて」に改める。

第五十八条第四項ただし書中「但し」を「ただ

前項第一号の超過額のうち、合併によつて消滅した組合の利益準備金その他の当該組合が合併の直前において留保していた利益の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れることができる。この場合においては、その利益準備金の額に相当する金額は、これを合併後存続する組合又は合併によって設立した組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

第五十二条第一項中「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第三号中「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第四号中「前条第四項」を「前条第七項」に改め、同項第三号中「準備金」を「利益準備金」に改め、同項第四号中「前条第四項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「こえない」を「超えない」に改める。

第五十二条の三中「第十一条の三」の下に「、第十二条の三の三」を加える。

第五十四条の二第一項中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第五十五条第一項中「農民」を「農業者」に改める。

第五十七条第一項中「農民」を「農業者(法人にあつては、その役員)」に、「理事若しくは經營管理委員」を「理事(第三十条の二第三項の組合にあつては、經營管理委員)」に改め、同条第三項中「農民」を「農業者」に、「以て」を「もつて」に改める。

第五十八条第四項ただし書中「但し」を「ただ

を「超える」に、「第七十三条の十四」を「第七十条の三十」に改め、同項第三号中「こえる」を「超える」に、「又は経営管理委員」を「(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員)」に改め、同項に次の「号」を加える。

四 農林中央金庫の経営管理委員一人

第七十三条の二十二第三項中「第七十三条の十四第二項」を「第七十三条の三十第一項」に改め、同条を第七十二条の四十」とする。

第七十三条の二十一第一項中「各々」を「各自」に改め、同条第四項中「又は経営管理委員」を「(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員)」に改め、同条第七項中「第三十条第五項」を「同条第五項」に、「第七十三条の十四第二項」を「第七十三条の三十第一項」に改め、同二項を第七十三条の三十一第一項に改め、同条を第七十三条の四十」とする。

第七十三条の二十一第一項中「第七十三条の九第一項第二号」を「第七十三条の二十一第一項第二号」に、「当らせる」を「当たらせる」に改め、同条を第七十三条の三十八とする。

第七十三条の二十一第一項中「第三十五条、第四十三条の三第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「及び第七十二条の十一の二中「理事会」を「中「理事会」に、「この項において同じ」とあるのは「会長」」を「この項及び第四項において同じ。」とあるのは「会長」に改め、「会長は」との下に「、同条第四項中「理事会」とあるのは「会長」とを加え、「理事(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」を「理事(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委

員」に改め、同条を第七十三条の二十七とする。

第七十三条の十九の二を第七十二条の三十六とし、第七十三条の十九を第七十三条の三十五とする。

第七十三条の十八第五項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえては」を「超えては」に改め、同条を第七十二条の三十四とする。

第七十三条の十七第一項中「左の」を次に掲げるに改め、同項第八号中「第七十三条の二十一第一項」を「第七十三条の四十第一項」に改め、同条第一項中「変更」の下に「軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るもの」を除く)」を加え、同条に次の「項」を加える。

中央会は、前項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

第七十三条の十七を第七十三条の三十三とし、同条の前に次の節名を付する。

第四節 管理

第七十三条の十六を第七十三条の三十一とし、第七十三条の十五を第七十三条の三十一とする。

第七十三条の二十一第一項中「第三十五条、第四十三条の三第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「及び第七十二条の十一の二中「理事会」を「中「理事会」に、「この項において同じ」とあるのは「会長」」を「この項及び第四項において同じ。」とあるのは「会長」に改め、「会長は」との下に「、同条第四項中「理事会」とあるのは「会長」とを加え、「理事(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」を「理事(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」に改め、同条第二項中「第七十三条の二十三

る。

第七十三条の十二第一項中「附された」を「付された」に、「附しては」を「付しては」に改め、同条第四項中「前条第四項第三号の下に」又は「(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」に改め、同条を第七十三条の二十九と

する。

第七十三条の十を第七十三条の二十三とする。

第七十三条の十一第一項中「地区とする」を「その地区の全部又は一部とする」に改め、同条第四項に次の「号」を加える。

四 農林中央金庫

第七十三条の十二を第七十三条の二十八とし、同条の前に次の節名を付する。

第三節 会員

第七十三条の十一の二第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項中「基く」を「基づく」に、「当つて」を「當たつて」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同条第七項中「前五項」を「前各項」に改め、同条を第七十三条の二十七とする。

第七十三条の十一第一項中「第七十三条の九第一項第二号」を「第七十三条の二十一第一項第二号」に改め、同条第二項中「第七十三条の二十一第一項」を「第七十三条の二十六」とする。

第七十三条の十六を第七十三条の三十一とし、第七十三条の十五を第七十三条の三十一とする。

第七十三条の二十一第一項中「第七十三条の九第一項」の下に「から第四項まで」を加え、「及び第七十二条の十一の二中「理事会」を「中「理事会」に、「この項において同じ」とあるのは「会長」」を「この項及び第四項において同じ。」とあるのは「会長」に改め、「会長は」との下に「、同条第四項中「理事会」とあるのは「会長」とを加え、「理事(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」を「理事(第三十条の二)第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」に改め、同条第二項中「第七十三条の二十三

ことができる。

第七十三条の二十一第一項第一号の指導を受けた組合の理事は、当該指導の内容を、農林水産省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第七十三条の十を第七十三条の二十三とする。

第七十三条の九第一項中「左の」を次に掲げるに改め、同項第六号中「外」を「ほか」に改め、同条に次の「項」を加える。

中央会は、組合の定款について、模範定款例を定めることができる。

第七十三条の九を第七十三条の二十二とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 事業

第七十三条の八を第七十三条の七までを十三条ずつ繰り下げる。

第七十三条の三中「都道府県中央会」を「都道府県中央会」に、「全国中央会」を「全国中央会」に改め、同条を第七十三条の十六とする。

第七十三条の二中「以下中央会」を「以下「中央会」に改め、同条を第七十三条の十五とし、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第七十三条の二十一第一項中「第七十三条の二十一第一項」を「第七十三条の二十四」とし、同条に次の「一条」を加える。

第一節 通則

第七十三条の二十一第一項中「第七十三条の二十一第一項」を「第七十三条の二十四」とし、同条に次の「一条」を加える。

第四節 組織変更

第七十三条の二中第七十三条の次に次の「節」を加える。

第二章の二中第七十三条の次に次の「節」を加える。

第七十三条の二中第七十三条の次に次の「節」を加える。

第七十三条の三 出資農事組合法人は、前条の

組織変更(以下「組織変更」という。)をするには、組織変更計画書を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

前項の総会においては、その議決により、定款その他会社の組織に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならない。

前項の場合には、第七十二条の十四に規定する議決によらなければならない。

第一項の総会の招集に対する第七十三条第

二項において準用する民法第六十二条の規定の適用については、同条中「五日前」とあるのは「一週間前」と、「會議ノ目的タル事項」とあらわすのは「會議ノ目的タル事項、組織変更計画書ノ要領」組織変更後ノ会社ノ定款及び農業協同組合法第七十三条の第二項ニ定メタル者ノ選任ニ関スル議案ノ要領」とする。

出資農事組合法人は、組織変更計画書において政令で定める事項を記載しなければならない。

第七十三条の四 出資農事組合法人が、組織変更の議決を行ったときは、当該議決の日から二週間以内に、議決の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。

前項の場合については、商法第一百条の規定を準用する。

第七十三条の五 組織変更を行う出資農事組合法人の組合員で、第七十三条の三第一項の総会に先立つて当該出資農事組合法人に對し書面をもつて組織変更に反対の意思を通知した

ものは、組織変更の議決の日から三十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求すること

により、組織変更の日に当該出資農事組合法本の額に不足するときは、組織変更の議決の人を脱退することができる。

前項の規定による組合員の脱退については、第二十三条から第二十六条までの規定を

準用する。この場合において、組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

前項の場合には、組織変更の日を第二十三

条第二項に規定する脱退した事業年度の終わりとみなす。

第七十三条の六 組織変更を行う出資農事組合法人の組合員(前条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。以下この条において同じ。)は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の会社の株式又は持分の割当てを受けるものとする。

前項の株式又は持分の割当ては、組合員の出資口数に応じてしなければならない。

前項の株式又は持分の割当てについて

は、商法第二百七十二条第一項及び第二項並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第二百三十二条の規定を準用する。

第一項の規定により組合員に割り当てた株式を発行する場合には、当該株式を商法第六十六条第一項第六号、第二項及び第三項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

第七十三条の七 組織変更後の会社の資本の額は、組織変更時に組織変更前の出資農事組合法人に現に存する純資産額を上回ることがで

きない。

前項の場合において、組織変更時における組織変更後の会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更の議決の残額については、商法第二百八十八条ノ二第一項の資本準備金として積み立てなければならない。

前項の残額については、商法第二百八十八条ノ二第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「合併ニ因リ消滅シタル会社」とあるのは、「組織変更前ノ出資農事組合法人」と読み替えるものとする。

第七十三条の九 出資農事組合法人の持分を目的とする質権は、当該出資農事組合法人の組合員が組織変更により受けるべき金銭、株式又は持分の上に存在する。

出資農事組合法人は、組織変更の議決を行つたときは、当該議決の日から一週間に以内に、その旨を前項の質権を有する者で知れいるものに各別に通知しなければならない。

第七十三条の十 組織変更は、本店の所在地において第八十一条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

前項の訴えについては、商法第八十八条、第一百五条第一項から第四項まで、第一百六条、第一百八条から第一百十条まで、第二百四十九条及び第四百十五条规定並びに非訟事件手続法第二百二十五条ノ六及び第二百四十条の規定を準用する。

第七十三条の十一 組織変更を行う出資農事組合法人の組合員で第七十三条の六第一項の規定により株式又は持分を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の会社の株主し、同条の次に次の一条を加える。

「第六十四条第六項第一号」に改める。

第八十条を削り、第八十一条を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

又は社員となる。

前項の場合においては、当該組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日とみなし、当該組織変更を同法第二百一十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

第七十三条の十二 出資農事組合法人は、組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十三条の十三 会社の取締役は、第七十三条の四に規定する手続の経過、組織変更の日、組織変更時に組織変更前の出資農事組合法人に現に存する純資産額その他の組織変更に関する事項を記載した書面を、組織変更の日から六月間、本店に備え置かなければならぬ。

第七十三条の十四 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができない。

前項の書面については、商法第四百八条ノ二第一項の規定を準用する。

第七十三条の十五条 組織変更の無効は、本店の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができない。

前項の訴えについては、商法第八十八条、第一百五条第一項から第四項まで、第一百六条、第一百八条から第一百十条まで、第二百四十九条及び第四百十五条规定並びに非訟事件手続法第二百二十五条ノ六及び第二百四十条の規定を準用する。

第七十八条中「第六十四条第七項第一号」を

第八十一条 出資農事組合法人が組織変更に必要な行為を終わったときは、主たる事務所及び本店の所在地においては一週間以内に、從たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の出資農事組合法人にについては解散の登記、組織変更後の株式会社については商法第一百八十八条第二項に規定する登記、組織変更後の有限会社については有限公司法第十三条第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十三条第一項中「払込」を「払込み」に、添附しなければを「添付しなければ」に改め、同条第二項中「因る」を「よる」に、「合併に因つて」を、「合併によつて」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第三項中「因つて」を「よつて」に改め、同項ただし書中「因つて」を「よつて」に改め、同項ただし書「催告」の下に「(合併を行う)出資組合又は出資農事組合法人が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該出資組合又は出資農事組合法人にあつては、これらの公告。第八十五条第二項において同じ。」を加える。

第八十七条から第八十九条までを次のように改める。

第八十七条 削除

第八十八条 組合若しくは農事組合法人又は中央会の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十二条の二第一項又は第七十三条第四項若しくは第七十三条の四十八第三項において準用する商法第四百一十七条第一項の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第八十九条 第八十一条の規定による組織変更後の会社についてする登記の申請書には、商業登記法第十八条に定める書類及び組織変更後の株式会社については同法第七十九条に定める書類、組織変更後の有限会社については同法第九十四条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書
二 定款
三 出資農事組合法人の総会の議事録
四 第七十三条の四第一項の公告をしたことを証する書面

五 第七十三条の四第二項において準用する商法第一百条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

六 組織変更時に組織変更前の出資農事組合法人に現に存する純資産額を証する書面

七 会社の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

八 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者のとの契約を証する書面

第九十二条中「第六十九条、第七十条」を「第六十九条から第七十一条まで、第七十三条に、「第七十三条の三十第三項」を「第七十三条の四十八第三項」に改める。
第九十四条第三項中「第十条第一項第二号又は第八号」を「第十条第一項第三号又は第十号」に、「第七十三条の三十第三項」を「第七十三条の四十八第三項」に改める。
第九十八条の二中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」に改める。
第九十九条第三項中「第十条第一項第二号」を「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同条第四号中「第六十四条第七項第一号」を「第六十四第六項第一号」に改める。

項中「第十条第一項第一号又は第八号」を「第十一条第一項第三号又は第十号」に改める。

第九十四条の二第一項及び第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第三項中「第十条第一項第三号」を「第十条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第九十五条の二の次に次の二条を加える。

第一条 第九十五条の三「行政庁は、組合又は農事組合法人の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

第九十六条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第九十八条第一項中「第七十三条の九第二項」を「第七十三条の二十一第二項」に、「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」に改める。

第九十九条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」に改める。

第九十条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」に改める。

第九十一条第一項中「第六十九条、第七十条」を「第六十九条から第七十一条まで、第七十三条に、「第七十三条の三十第三項」を「第七十三条の四十八第三項」に改める。
第九十二条中「第十条第一項第二号」に改め、同条第二号中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、同条第四号中「第六十四条第七項第一号」を「第六十四第六項第一号」に改める。

第九十八条の四及び第九十八条の五中「第十一条第一項第一号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第九十九条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条第二項中「因りそ」よりに改める。

第九十九条第二項中「五十万円」を「五十万円」に、に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第一百条第一項中「二十万円」を「五十万円」に、に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第一百条の二 次に掲げる場合には、出資農事組合法人の役員又は株式会社若しくは有限会社の取締役(商法第一百八十八条第三項若しくは商法第六十七条ノ二又は同法第二百五十八条第二項(有限会社法第三十二条において準用する場合を含む。)の職務代行者を含む。)は、百万円以下の過料に処する。

第一百条の三の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二 第七十三条の四第一項又は同条第二項において準用する商法第一百条に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

三 第七十三条の八第一項の規定に違反して、準備金を積み立てず、又はこれを取り崩したとき。

四 第七十三条の十二の規定による届出をせ

す、又は虚偽の届出をしたとき

五 第七十三条の十三第二項の規定に違反して、書面を備え置かないとき。

第七十三条の十三第二項において準用する商法第四百八条ノ一二第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面の開鑑又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだときは。

七 第八十一条に定める登記を怠つたとき。
第一百一十条第一項中「二十万円」を「五十万円」に
改め、同項第一号中「基いて」を「基づいて」に改
め、同項第二号中「第十一條第一項」の下に「又
は第十一條の三の三」を加え、同項中第一号の
七を削り、第一号の六を第二号の七とし、第二
号の二から第一号の五までを「号ずつ繰り下
げ、第一号の次に次の二号を加える。

項、第六十四条第四項若しくは第七項、第七十二条の十二第二項、第七十二条の十六第四項、第七十二条の十七第三項、第七十二条の十八第三項又は第七十二条の三十二第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第一百一一条第一項第二号の八中「第十二条の十一
六第八項」を「第十二条の十六第三項」に、「第十二
一条の十八第六項」を「第十二条の十八第九項」
に改め、同項第二号の十一中「第十二条の十八
第三項」を「第十二条の十八第四項」に、「同条第
四項」を「同条第六項」に、「同条第三項」を「同条
第四項」に改め、同項第四号中「第七十二条の十
三第一項」を「第七十三条の二十九第二項」に改
め、同項第五号中「第七十三条の十三第一項」を

第七十三条の二十九第一項に改め、同項第五号の四から第七号までの規定中「第七十三条の二十一」を「第七十三条の三十七」に改め、「第七十三条の二十一」を「第七十三条の三十一第三項」を「第七十三条の四十八第三項」に改め、同項第八号中「第七十三条の二十」を「第七十三条の三十七」に、「又は第七十三条の二十一」の「第一項」を「第四十八条の二第二項若しくは第四項又は第七十三条の三十九第一項」に改め、同項第八号の二の次に次の二号を加える。

八の三 第四十八条の二第一項の規定に違反して通知をすることを怠り、又は不正の通

知をしたとき、

「共済事業」を削り、「譲渡し」の下に「若しくは譲り受け、共済事業の全部若しくは一部を譲渡

しを加え、同項第九号の二中「第五十条の二第一五項」を「第五十条の二第七項」に改め、同項第

十一号中「第三項まで」を「第六項まで」に、「第四項」を「第七項」に改め、同項第十二号を削り、

第七十三条の四十八第二項に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「第七十三条

の三十第三項」を「第七十二条の四十八第二項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五

号中第七十三条の三十第三項」を第七十三条の四十八第三項に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「第七十三条の三十第三項」を第七十三条の四十八第三項に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「第七十三条の三十第三項」を第七十三条の四十八第

第三項に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号を同項第十七号とし、同項第十九号中「第十一条の十六第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)又は第十一条の十八第三項第二十号中による登記」の下に「(第八十一条に定める登記を除く。)」を加え、同号を同項第十九号とする。

第一百一条の二中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第一百一条の三中「第七十三条の九第一項第二号」を「第七十三条の二十一第一項第二号」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第一百二条中「第七十三条の四」を「第七十三条の十七」に改める。

第二条 農業協同組合法の一部を次のよう改正する。

第三十条第九項中「第二項」を「第四項」に改め、同条第十項中「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十一条第一項第三号の事業を行う組合には、役員として、信用事業を担当する専任の理事一人以上を含めて常勤の理事三人以上を置かなければならない。

第三十条の二第一項中「組合」の下に「(次項に規定する農業協同組合連合会を除く。)」を加え、同条第四項中「前条第三項及び第九項を「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第三項を「第四項」に改め、同条第一項の次に次の二項を

第三十条第九項中「第二項」を「第四項」に改め、同条第十項中「次条第二項」を「次条第三項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

理事一人以上を含めて常勤の理事三人以上を置かなければならない。

規定する農業協同組合連合会を除く。」を加え、同条第四項中「前条第三項及び第九項」を「前条第四項及び第十項」に改め、同条第五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会その他の政令で定める農業協同組合連合会は、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置かなければならない。

二 農業協同組合連合会

第三十七条の二第九項中「主務省令」を「農林
産省令」に改め、同条第十項中「同法第十六条
第一項」を「商法特例法第十六条第一項」に、「第
一条の二第二項」を「第九十三条第三項」に改
る。

官報(号外)

ならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十三条 指定支援法人は、農林中央金庫の要請を受けて、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づき行われる信用事業の再編及び信用

事業強化措置(以下この条において「信用事業の再編等」という。)につき必要な優先出資(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号))に規定する優先出資をいつ。の引受け、劣後特約付金

錢消費貸借(元利金の支払について劣後の内

容を有する特約が付された金錢の消費貸

借であつて、主務省令で定めるものをい

う。)による貸付け、金錢の贈与、資金の貸

付け及び預入れ、損害担保貸付けに係る

債務の全部又は一部の弁済がなされないこ

ととなつた場合において、あらかじめ締結

する契約に基づきその債権者に対してその

弁済がなされないこととなつた額の一部を

補てんするものをいう。)並びに債務の保証

を行うこと。

二 信用事業の再編等につき必要な資金の貸

付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。

三 信用事業の再編等に伴い債権を譲り受け

る債権回収会社(債権管理回収業に関する

特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第

二条第三項に規定する債権回収会社をい

う。)に対し、当該債権の譲受けに必要な資金の貸付けを行い、及び当該資金の借入人

に係る債務の保証を行うこと。

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行

う。)こと。

(業務の委託)

第三十四条 指定支援法人は、主務大臣の認可を受けて、支援業務の一部を金融機関に委託

することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務

を行うことができる。

(基金)

第三十五条 指定支援法人は、支援業務に関する

基金(第四十一条において単に「基金」とい

う。)を設けるものとする。

(事業計画等)

第三十六条 指定支援法人は、毎事業年度、主

務省令で定めるところにより、支援業務に関

し事業計画書及び收支予算書を作成し、主務

大臣の認可を受けなければならない。これを

変更しようとするときも、同様とする。

2 指定支援法人は、主務省令で定めるところ

により、毎事業年度終了後、支援業務に関し

事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十七条 指定支援法人は、支援業務に係る

経理とその他の経理とを区分して整理しなけ

ればならない。

(報告及び検査)

第三十八条 主務大臣は、支援業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務若しくは資産の状況に必要な報告をさせ、又はその職員に、指定支援法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検

査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示することができる。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十九条 主務大臣は、この章の規定を施行するためには必要な限度において、指定支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令を下すことができる。

(指定期消し)

第四十条 主務大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十二条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)を取り消すことができる。

1 支援業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

2 指定に関し不正の行為があつたとき。

3 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

4 若しくは処分に違反したとき。

5 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

ない。

(負担金についての損金算入の特例)

第四十一条 基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、

損金算入の特例の適用があるものとする。

第二章中第十七条を第二十三条とし、第六

条を第二十二条とする。

第三十五条中「第二十三条规定」を「第七十六条」に改め、同条を第二十二条とする。

第三十四条第一項中「その出資者たる」を削り、「第八条において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第四十八条」を「第七十九条」に、「出資者の」を「信用農業協同組合連合会の農林中央金庫に対する」に改め、同条第二項中「出資者の」を削り、同条を第二十条とする。

第三十九条第一項中「(大正十二年法律第四十二号)第十六条」を「第五十四条第三項」に改め、「に対し」の下に、「同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けない」を加え、同条を第十九条とする。

第三十三条第一項中「(大正十二年法律第四十二号)第十六条」を「第五十四条第三項」に改め、「認可を受けた合併の実行の届出及び認可の失効」

第十二条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一十三条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一十四条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一十五条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一十六条農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会は、第十五条第一項の認可を受けて合併を行ったときは、運営なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会が第十五条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた合併を行わないときは、その認可は、効力を失う。ただし、や

むを得ない理由がある場合において、あらかじめ主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十一条を第十六条とし、第十一条を第十五条とす。

第九条第三項中「出資者」を「会員」に改め、同条第十四条とする。

第八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「出資者」を「会員」に改め、同条第十三条とす。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 合併を行う農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会が、第一項の公告を、官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会による各別の催告は、する」とを要しない。

第七条を第十二条とする。

第六条第一項中「出資者(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資者を除く。以下同じ。)」を「会員」に改め、同条第二項中「出資者」を「会員が総会員」に、「理事長」を「経営管理委員会」に、「理事長は」を「経営管理委員会は」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「又は第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項又は前項」に、「第四条第二項」を「第九条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「理事長」を「経営管理委員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項とす。

第三条を第八条とする。

第二章を第二章とし、第一章の次に次の一章を加える。

3 農林中央金庫は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の承認を受けなければならない。この場合には、出席

第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)により議決権を行うことが定款で定められており、該書面の提出に代えて、当該

書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、経営管理委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該経営管理委員に到達したものとみなす。

第六条を第十二条とし、第五条を第十条とする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 信用事業の再編及び信用事業の強化の基本的方向

二 信用事業の再編のために必要とされる合併及び事業譲渡に関する事項

三 信用事業の合理化その他の信用事業の強化を図るために特定農業協同組合等が行う主務省令で定める措置(第三十三条第一号において「信用事業強化措置」という。)に関する事項

四 その他信用事業の再編及び信用事業の強化に関する事項

(報告又は資料の提出)

第五条 農林中央金庫は、第二条の規定による指導を行うため必要があるときは、特定農業協同組合等に対し、その業務又は会計の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 農林中央金庫は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の承認を受けなければならない。この場合には、出席

(協力依頼)

第六条 農林中央金庫は、第三条の規定による指導を行うため必要があるときは、官庁、公共団体、農業協同組合中央会、信用農業協同組合連合会その他の者に照会し、又は協力を

にかかわらず、経営管理委員会の承認を受け、特定農業協同組合等に対し、農林中央金庫及び特定農業協同組合等の信用事業の強化(以下「信用事業の再編」という。)並びに特定農業協同組合等による合併及び事業譲渡(以下「信用事業の再編」という。)並びに特定農業協同組合等の信用事業の強化(以下「信用事業の強化」という。)を図るために必要な指導を行うことができる。

6 農林中央金庫は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に届け出なければならない。

7 主務大臣は、前項の規定による届出に係る基本方針が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、農林中央金庫に対し、相当の期限を定め、その基本方針を変更すべきことを命ずることができる。

一 その内容が信用事業の再編及び信用事業の強化に資するものであること。

二 その内容が不當に差別的でないこと。

三 その内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

4 前二項の規定により總会又は総代会の承認を受けようとするときは、あらかじめ、基本方針について経営管理委員会の承認を受けなければならぬ。

5 前二項の規定により總会又は總代会の承認を受けようとするときは、あらかじめ、基本方針について経営管理委員会の承認を受けなければならぬ。

6 農林中央金庫は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に届け出なければならない。

7 主務大臣は、前項の規定による届出に係る基本方針が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、農林中央金庫に対し、相当の期限を定め、その基本方針を変更すべきことを命ずることができる。

した總代の議決権の過半数による議決を必要とする。

5 前二項の規定により總会又は總代会の承認を受けようとするときは、あらかじめ、基本方針について経営管理委員会の承認を受けなければならぬ。

6 農林中央金庫は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に届け出なければならない。

7 主務大臣は、前項の規定による届出に係る基本方針が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、農林中央金庫に対し、相当の期限を定め、その基本方針を変更すべきことを命ずることができる。

一 その内容が信用事業の再編及び信用事業の強化に資するものであること。

二 その内容が不當に差別的でないこと。

三 その内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

(報告又は資料の提出)

第五条 農林中央金庫は、第二条の規定による指導を行うため必要があるときは、特定農業協同組合等に対し、その業務又は会計の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 農林中央金庫は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の承認を受けなければならない。この場合には、出席

(協力依頼)

第六条 農林中央金庫は、第三条の規定による指導を行うため必要があるときは、官庁、公共団体、農業協同組合中央会、信用農業協同組合連合会その他の者に照会し、又は協力を

求めることができる。

(監査結果の提出等)

第七条 前条の規定により農林中央金庫から協

力を求められた農業協同組合中央会は、農業

協同組合法第一百一条の三の規定にかかわら

ず、特定農業協同組合等について行った同法

第七十二条の二十二第一項第二号の監査の結

果を記載した書類その他の監査に関する資料

を農林中央金庫に対し提出し、又はその職員

に閲覧させることができる。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第四条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四

八年法律第五十三号)の一部を次のように改正

する。

第二条第一項第一号及び第二号中「第十条第

一項第二号」を第十条第一項第三号に改め、

八年法律第五十三号)の一部を次のように改正

する。

同条第四項第一号及び第二号」を第十条第一

項第二号」を第十条第一項第三号に改め、

八年法律第五十三号)の一部を次のように改正

する。

第五条第三項中「大正十二年法律第四十一

号」第十六号」を(平成十三年法律第

四十五号)に改める。

第四十一条第四項中「第十六号」を第五十四

条第三項に改め、「対し」の下に「同項の規定

による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を

受けないで」を加える。

第四十九条第一項第二号中「農業協同組合に

あつては、農業協同組合法第六十四条第四項に

規定する解散の事由に係る認可を含む。以下同

じ。」を削り、「同条第五項から第七項(第一号

を除く。)まで」を農業協同組合法第六十四条第

四項から第六項(第一号を除く。)まで」に改め、右しくは農林中央金庫法第八条において準用する産業組合法(明治三十二年法律第二十四号)下に「前条第一項の資金援助にあつては当該項後段」を「第六十四条第四項後段若しくは第七項に改め、同項第三号中「第六十四条第七項第二号」を「第六十四条第八項第一号」に改める。

第五十七条第三項第二号中「第六十四条第五項」を「第六十二条第二項第一号及び第一号中「第九二号」を「第六十四条第八項第一号」に改める。

第六十二条第二項第一号及び第一号中「第九三号」を「第二十四条第三項」に改め、同条

の次に次の二条を加える。

第六十二条の一 指定支援法人(農林中央金庫

及び特定農業協同組合等による信用事業の再

編及び強化に関する法律(平成八年法律第百

十八号。以下「再編強化法」という。)第三十二

条第二項に規定する指定支援法人をいう。以

下同じ。)が、再編強化法第三条の規定による

農林中央金庫の指導に基づき行われる合併等

(付保貯金移転を除く。第六十四条第四項に

おいて同じ。)について再編強化法第三十三条

に規定する業務を行う場合において、当該指

定支援法人は、機構が当該業務について資金

援助(第六十一条第一項第一号、第二号又は

第四号に掲げるものに限る。)を行ふことを、

機構に申し込むことができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定による申

込みを行つた指定支援法人について準用す

る。

第六十三条第一項中「第六十二条の二第一項」

の下に「第六十二条第一項」を加え、「第五项

及び第六项」を「第六项及び第七项」に改め、同

条第一項中「前条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条第四項第四号中「前条第一項の資

金援助にあつては、」を「第六十二条第一項の資金援助にあつては」に改め、「規定する援助」の下に「前条第一項の資金援助にあつては当該資金援助に係る同項に規定する業務」を加える。

第六十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次

の次に次の二条を加える。

4 指定支援法人は、第一項のあつせんを受けた同項の他の農水産業協同組合に対し合併等

について再編強化法第三十三条に規定する業務を行ふ場合には、前条第一項の規定にかかわらず、第六十二条の二第一項の規定による

申込みを行うことができる。

第五十五条第一項中「又は第六十二条第一項」を「第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項」に改め、「行つた農水産業協同組合」の下

に「若しくは指定支援法人」を加え、同条第六項

中「又は第六十二条第一項」を「第六十二条第一項又は第六十二条の二第一項」に改め、「當該農水産業協同組合と」を「農水産業協同組合又は指定支援法人」とに改め、「當該農水産業協同組合」の下

に「若しくは當該指定支援法人」を加える。

第六十七条第一項中「農林中央金庫と信用農

業協同組合連合会との合併等に関する法律(平

成八年法律第百八十八号)」を「再編強化法」に、

「若しくは総代会の決議」に「若しくは総代会の議事録又は當該投票の結果を証する書面」を「又は総代会の議事録」に改める。

第六十八条第三項中「農林中央金庫と信用農

業協同組合連合会との合併等に関する法律第十

三条第一項」を「再編強化法第十九条第一項」に、「同法第二十二条」を「再編強化法第二十七条」に改める。

第八十五条第一項中「第八条において準用す

る商法」を「第五十条において準用する商法」に、「第五十条の二第四項」を「第五十条の二第六項」に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十四条第二項及び農林中央金庫法第八条」を「再編強化法第三十条第二項及び農林中央金庫法第五十三条第三項に、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十四条第二項及び農林中央金庫法第八条」を「再編強化法第三十六条第二項及び農林中央金庫法第五十三条第三項に、農林中央金庫と信用農業協同組合委員並びに農林中央金庫の理事長及び副理事長」を「農業協同組合連合会及び農林中央金庫の經營管理委員」に改める。

第八十六条第三項中「第七十三条の九第一項及び第七十三条の十第一項」を「第七十三条の二十二第一項及び第七十三条の二十二第二項」に改める。

第九十二条第一項中「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第四条第四項(同法第十九条第二項)を「再編強化法第九条第四項(再編強化法第二十五条第二項)に、「及び水産業協同組合法」を「水産業協同組合法」に改め、「第九条第四項(再編強化法第二十五条第二項)に、「及び水産業協同組合法」を「水産業協同組合法」に改め、「第九条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。」の下に「及び農林中央金庫法第四十九条第一項(同法第五十二条第二項において准用する場合を含む。)」を加え、「第一、会員若しくは出資者」を「若しくは会員」に改める。

第九十四条第一項中「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九条第二項」を「再編強化法第二十五条第二項」に、「同法第四条第四項」を「再編強化法第九条第四項」に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十条第四項」を「再編強化法第二十六条第三項」に、「第八条において準用する産業組合法第六十二条」を「第四十九条第一項」に改め、同条第一項中「第八条において準用する産業組合法第二十七条」を「第二十八条」に改め、同条第二項中「第三十条第三項及び第九項並びに第三十一条の二第四項」を「第三十条第四項及び第十項並びに第三十一条の二第五項」に、「第十一条第一項」を「第二十条第一項」、「第二十三条第一項及び第二十四条第一項」に改め、同条第十項中「会員又は出資者」を「又は会員」に改める。

第一百七条第三項中「第五十二条」を「第五十二条から第五十四条まで」に改める。

第一百十三条第一項中「総会員又は総出資者」を「又は総会員」に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九条第二項及び第二十条第五項」を「再編強化法第二十五条第二項及び第二十六条第四項」に、「同法第五条」を「再編強化法第十条」に、「第八条において準用する民法第六十二条」を「第四十七条第三項」に改め、同条第一項中「総会員又は総出資者」を「又は総会員」に改める。

第一百十四条第二項中「第五十条の二第四項」を「第五十条の二第六項」に、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十一条」を「再編強化法第二十七条」に、「同

法第七条」を「再編強化法第十二条第一項、第二项、第四項及び第五項」に改める。

第一百六条第二項中「第九条第三項」を「第二十四条第三項」に改める。

第一百一十七条中「及び農業協同組合連合会の経営管理委員並びに農林中央金庫の理事長及び副理事長」を「農業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員」に改める。

第一百三十二条第三項中「三十万円」を「百万円」に改め、同項第一号中「第三十五条第一項各号又は農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九条各号」を「第三十五条第一項各号又は再編強化法第四十七条各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会
再編強化法第四十七条各号

第一百三十二条第四項中「次の各号に掲げるを削り、「農水産業協同組合」の下に、「ある農業協同組合又は農業協同組合連合会」を加え、「当該各号に定める規定」を「農業協同組合法第百一条第一項各号」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同項各号を削り、同条に次の二項を加える。

5 農水産業協同組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の管理人は、水産業協同組合法第三十条第一項各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条及び第十九条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中農水産業協同組合貯金保険法第九十四条第二項の改正規定(第三十条第三項及び第九項並びに第三十条の二第四項)を「第三十条第四項及び第十項並びに第三十条の二第五項」に改める部分に限る。)及び附則第十二条から第十五条までの規定 平成十五年四月一日

(第一条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正後の農業協同組合法(以下この条から附則第十二条までにおいて「新農協法」という。)第十一条第三項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更又は新農協法第四十四条第二項若しくは第七十三条の三十三第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更について行われた第一条の規定による改正前の農業協同組合法(以下この項及び附則第七条第二項において「旧農協法」という。)第十二条第三項の承認又は旧農協法第四十四条第二項若しくは第七十三条の十七第二項の認可の申請は、それぞれ新農協法第十二条第四項又は新農協法第四十四条第四項若しくは第七十三条の三十三第二項の届出とみなす。

2 この法律の施行前に行われた前項に規定する信用事業規程又は定款の変更(同項に規定する申請が行われたものを除く。)は、新農協法第十二条第四項、第四十四条第四項又は第七十三条第十二条の二第二項後段において準用する同条

の三十三第三項の規定の適用については、この同一人に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。)の額が合算して合算信用供与等限度額(同条第二項に規定する合算信用供与等限度額をいう。以下この項において同じ。)を超えている新農協法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び当該農業協同組合の子会社等(新農協法第十二条の三第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該農業協同組合の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該農業協同組合がこの法律の施行の日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第九十八条第一項に規定する行政庁をいう。以下この項において同じ。)に届け出たときは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間法律の施行の日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新農協法第九十八条第一項に規定する行政庁をいう。以下この項において同じ。)に届け出たときは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該農業協同組合及び当該農業協同組合の子会社等又は当該農業協同組合の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において当該農業協同組合が同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該農業協同組合は、同日の翌日において新農協法第十二条の二第二項後段において準用する同条

官 報 (号) 外

第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四条 この法律の施行の際現に存する農業協同組合については、新農協法第十一條の三の三の規定は、平成十四年四月一日以後に開始する事業年度から適用する。

第五条 新農協法第四十八条の一(新農協法第七十条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に議決される解散若しくは合併又は権利義務の承継については、なお従前の例による。

第六条 新農協法第五十条の二(第一項から第三項まで及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後に議決される信用事業(新農協法第十一條第二項に規定する信用事業をいう。以下この条において同じ。)の全部又は一部の譲渡又は譲受けについて適用し、同日前に議決され、又は行われた信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

第七条 新農協法第五十一条第一項から第六項まで(これらの規定を新農協法第七十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同

じ。)の規定は、この法律の施行の日以後に開始する場合を含む。以下この項において同じ。)の準備金及び前項の規定によりなお従前同一の利益準備金として積み立てられたものとみなす。

第八条 新農協法第五十四条の二の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

第九条 新農協法第五十四条の三第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第十条 新農協法第六十条(新農協法第四十四条第三項及び第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に申請された新農協法第四十四条第二項、第五十九条第一項及び第六十五条第二項の認可について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による認可については、なお従前の例による。

第十二条 新農協法第六十六条(新農協法第四十四条第三項及び第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に申請された新農協法第四十四条第二項、第五十九条第一項及び第六十五条第二項の認可について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による認可については、なお従前の例による。

第十三条 第二条の規定の施行の際現に存する農業協同組合連合会については、新農協法第三十条の二第二項の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第十四条 第二条の規定の施行の際現に存する組合の理事、監事又は参考については、新農協法第三十一条の二第一項の規定は、第一条の規定について適用し、同日前に申請されたこれらの規定による認可については、なお従前の例による。

第十五条 第二条の規定の施行の際現に存する農業協同組合連合会(新農協法第七十三条の四十一第四項において準用する場合を含む。)及び第七十三条の四十第四項(新農協法第七十三条の四十一第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了の時までは、適用しない。

(第二条の規定による農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第二条の規定の施行の際現に存する農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条及び附則第十四条において「組合」という。)については、第二条の規定による改正後の農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下この条及び附則第十五条において「組合」という。)の準備金及び前項の規定によりなお従前同一の利益準備金として積み立てられたものとみなす。

第十六条 農林中央金庫は、この法律の施行前に組合又は農業協同組合連合会(以下この条及び附則第十五条において「組合」という。)の再編及び強化に関する法律(以下この条において「新農協法」という。)第三十条第三項の規定は、第二条の規定の施行の日以後最初に招集される通常総会(新農協法第三十条の二第四項の組合にあっては、経営管理委員会)の終了の時ままでの規定の例により、同条第一項に規定する基本方針を定め、これを主務大臣(再編強化法第四十二条第一項に規定する主務大臣をいう。)に届け出ることができる。

2 この法律の施行前に前項の規定によりされた届出は、この法律の施行の日において再編強化法第四条第六項の規定によりされた届出とみなす。

第十七条 農林中央金庫の会員は、農林中央金庫に対し、この法律の施行の日から起算して一ヶ月を経過した日までの間に限り、書面をもって持分の払戻しを請求することにより、同日に農林中央金庫を脱退することができる。

2 農林中央金庫の会員は、前項の規定により脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

3 前項の持分は、この法律の施行の日から起算して一ヶ月を経過した日における農林中央金庫の財産によってこれを定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる

農業協同組合から当該主務大臣の認可を受けた
再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事
業譲渡により「に、「場合には、当該不動産」を
場合又は当該信用農業協同組合連合会が、平
成十四年一月一日から平成十六年三月三十日
までの間に、当該特定農業協同組合から農業協
同組合法第五十条の二第三項に規定する行政庁
の認可を受けて同条第一項の規定により信用事
業の全部を譲り受けたことにより不動産に関す
る権利を取得した場合には、「これらの不動産」
に、「当該取得」を「これらの取得」に改め、同項
第一号イ中「農林中央金庫併法第二条第二項に規
定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業
の全部を譲渡する場合」を「再編強化法第二十五
条第一項に規定する全部事業譲渡を受けた場合
又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定
により信用事業の全部を譲り受けた場合」に改
め、同号ロ中「農林中央金庫併法第二条第一項に
規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事
業の一部を譲渡する場合」を「再編強化法第二十
六条第一項に規定する事業譲渡を受けた場合(農
林中央金庫が再編強化法第二条第三項に規定す
る信用農業協同組合連合会から取得した場合に
限る。)に改める。

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第二十七条 農業近代化資金助成法(昭和三十六
年法律第二百一号)の一部を次のように改定す
る。

第二条第二項第一号中「第十一条第一項第一号」
を「第十条第一項第二号」に、「行なう」を「行う」
に改め、同項第二号中「第十条第一項第一号及
び第十条第一項第二号」に、「行なう」を「行う」に改
める。

び第二号」を「第十一条第一項第一号及び第三号」
に、「あわせ行なう」を「併せ行う」に改め、同項
第三号中「第十条第一項第八号」を「第十条第一
項第十号」に、「行なう」を行うに改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二十八条 農業信用保証保険法(昭和三十六年
法律第二百四号)の一部を次のように改定す
る。

第一条第二項第一号中「第十条第一項第一号」
を「第十条第一項第二号」に、「行なう」を「行う」
に改め、同項第二号中「第十条第一項第一号及
び第二号」を「第十条第一項第二号及び第三号」
に、「あわせ行なう」を「併せ行う」に改め、同項
第三号中「第十条第一項第八号」を「第十条第一
項第十号」に、「行なう」を行うに改める。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時
措置法の一部改正)

第三十一条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子
補給臨時措置法(昭和四十八年法律第三十二号)
の一部を次のように改定する。

第二条第一項中「に」を「いずれかに」に、
「第十条第一項第一号」を「第十条第一項第二号」
に、「を行なう」を「を行う」に改め、同項第二号
中「行なう」を「行う」に、「行なわれた」を「行わ
れた」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第三十二条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六
年法律第九十二号)の一部を次のように改定す
る。

第六条第一項第一号及び第六条の二第一項中
「第十条第一項第八号」を「第十条第一項第十号」
に改める。

第六条の三第二項中「第十条第一項第一号」を
「第十条第一項第三号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三
十五号)の一部を次のように改定する。

(農事組合法人が組織変更により受ける設立
登記の税額)

更し、株式会社又は有限会社となる場合にお
ける組織変更による株式会社又は有限会社の
設立の登記に係る登録免許税の額は、税率を
千分の七として計算した金額(当該金額が十
五万円(有限会社を設立する場合にあつて
は、六万円。以下この条において同じ。)に満
たないときは、十五万円)とする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時
措置法の一部改正)

第三十一条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子
補給臨時措置法(昭和四十八年法律第三十二号)
の一部を次のように改定する。

第二十二条第一項中「農林中央金庫」の下に
「及び連合会等」を加え、同条第三項を削る。

第二十四条第二項中「農林中央金庫」の下に
「並びに経営管理委員を置く農業協同組合及び
農業協同組合連合会」を加える。

第二十六条第一項中「農林中央金庫」の下に
「農業協同組合及び農業協同組合連合会」を加
える。

(農畜産業振興事業団法の一部改正)

第二十四条 農畜産業振興事業団法(平成八年法
律第五十三号)の一部を次のように改定する。

第六号」を「第十条第一項第一号中「第十条第一項第
二号中「第十条第一項第一号及び第二号」を「第十
条第一項第一号及び第三号」に改める。

(土地の再評価に関する法律等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「第十条第一
項第一号」を「第十条第一項第三号」に改め
る。

一 土地の再評価に関する法律(平成十年法律
第三十四号、第三条第一項第六号)

二 資産の流動化に関する法律(平成十年法律
第三十三号)

第一百五号)第百三十二条第一項第四号
三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百一十六号)第一条第一項第一号

本
四 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律(平成十年法律第百一十七号)第二

条第一項
五 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)第五十二条第一項第一号
六 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百四十三号)第二

条第一項第三号
七 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)第一条

第四項第一号及び第一号
八 中間法人法(平成十三年法律第

一百五十五条第一号)
(検討)

第二十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘査し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と。

二 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の改正

(一) 法律の題名を「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に改める」と。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における我が国農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るために、所要の措置等を講

じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 農業協同組合法の改正

(一) 地域農業の振興に重点を置いた事業展開を図るため、農業を営むすべての法人に正組合員資格を付与するほか、當農指導を農業協同組合が行う事業の第一番目に位置付けること。

(二) 農業協同組合の業務執行体制の強化を図るため、信用事業を行なう農業協同組合における複数常勤理事の設置、常勤理事等の兼職・兼業規制の強化、信用農業協同組合連合会等に対する経営管理委員設置の義務付け等に関する改正規定は、平成十五年四月一日から施行するものとする。

成十五年四月一日から施行するものとする。

(三) 農協系統の自己責任体制の確立を図るため、農業協同組合の標準範囲款例を農業協同組合中央会が定めることができるところとともに、同中央会の監査対象の拡大等を行なうこと。

(四) 農業協同組合の標準範囲款例を農業協同組合等に対する経営管理委員設置の義務付け等の措置を講じること。

七 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)第一条

第四項第一号及び第一号
八 中間法人法(平成十三年法律第

一百五十五条第一号)
(検討)

第二十六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況等を勘査し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と。

二 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の改正

(一) 法律の題名を「農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に改める」と。

農業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における我が国農業及び金融をめぐる情勢の変化に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るために、所要の措置等を講

法人制度を設けること。

3 農水産業協同組合貯金保険法の改正

農水産業協同組合貯金保険機構から指定支援法人に対して資金援助を行うことができる

4 施行期日

この法律は、平成十四年一月一日から施行するものとする。ただし、信用事業を行なう農業協同組合における複数常勤理事の設置、常勤理事等の兼職・兼業規制の強化、信用農業協同組合連合会等に対する経営管理委員設置の義務付け等に関する改正規定は、平

成十五年四月一日から施行するものとする。

成十五年四月一日から施行するものとする。

5 検討案項に関する事項

政府は、この法律の施行後五年を目途として、「」の法律による改正後の規定の実施状況等を勘査し、組合員である農業者の利益の増進を図る観点から、組合の役員に関する制度の在り方、組合の事業運営の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と。

6 議案の可決理由

一 組合員の當農支援が農業協同組合の本来事業であることを十分認識の上、當農指導事業の充実、生資材コストの大削減、農産物の有利販売などに全力を挙げ、組合員の農業経営基盤が確立されるよう、農協系統の取組みを強化すること。

二 農協系統の事業運営に当たっては、担い手のニーズに対応し、スケールメリットが生かされる生資材価格の設定など、利用しやすい事業展開に努めること。

三 青年・女性・法人経営者等農業の担い手の意向を組合運営に十分反映できるようにするため、これらの者の経営管理委員や理事への登用を積極的に進める」と。

平成十三年六月二十一日 農林水産委員長 堀込 征雄

衆議院議長 緋貫 民輔殿

(別紙)

農業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

四 農協等において迅速かつ適正な経営判断を行
い得る業務執行体制を確立し、農業者の利益の
増進に資するため、常勤理事等については、學
識経験者等の積極的な起用を図ること。併せ
て、省令で例外的に認めることとしている兼
職・兼業の範囲については極力限定し、職務に
支障がなく、かつ、農業振興の上で真に必要な
もの以外は認めないこととする。

五 農協等の経営の健全性を確保するため、監事
による監査、中央会監査、行政検査等の体制の
一層の充実を図ること。特に、中央会監査につ
いては、公認会計士を帯同して行うなどにより
監査法人と比し遼遠のない監査を行うこと。

六 農協系統金融機関については、組合員等が安
心して利用できるよう、問題農協等の早期発
見・早期改善を軸とし、破綻することのない農
協金融システムを早急に確立すること。また、
ペイオフ解禁が差し迫る中で、不良債権の最終
処理と経営困難農協の解消に全力を挙げること。

七 農林中央金庫は、信用事業の効率化
及び健全な運営を確保するため、中央会及び関
係省庁等と連携しつつ、責任をもって信用事業
の再編強化の指導を行うこと。

| | |
|--|--|
| <p>農林中央金庫法案</p> <p>衆議院議長 締貫 民輔殿</p> <p>参議院議長 井上 裕</p> <p>農林中央金庫法</p> <p>農林中央金庫法(大正十二年法律第四十一号)の 全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条—第七条)</p> <p>第二章 会員(第八条—第十九条)</p> <p>第三章 管理(第二十条—第五十三条)</p> <p>第四章 業務(第五十四条—第五十九条)</p> <p>第五章 農林債券(第六十条—第七十一条)</p> <p>第六章 子会社等(第七十二条—第七十三条)</p> <p>第七章 計算第七十四条—第八十一条)</p> <p>第八章 監督(第八十二条—第九十条)</p> <p>第九章 解散及び清算(第九十二条—第九十五条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> | <p>右の内閣提出案は本院において可決した。 よって国会法第八十三條により送付する。</p> <p>平成十三年六月八日</p> <p>農林中央金庫は、法人とする。</p> <p>(法人格)</p> <p>第三条 農林中央金庫は、主たる事務所を東京都 に置く。</p> <p>2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条 の規定は、農林中央金庫について準用する。</p> <p>3 農林中央金庫は、日本において從たる事務所 の設置、移転、又は廃止をしようとするとき は、主務省令で定めるところにより、主務大臣 に届け出なければならない。</p> <p>4 農林中央金庫は、外國において從たる事務所 の設置、移転、又は廃止をしようとするとき は、主務省令で定めるところにより、主務大臣 の認可を受けなければならない。</p> <p>5 農林中央金庫は、次に掲げる者にその業務を 代理させることができる。</p> <p>一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十 二号)第十条第一項第三号の事業を行ふ農業 協同組合</p> <p>二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業 を行ふ農業協同組合連合会</p> <p>三 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二 百四十二条)第十二条第一項第一号の事業を行 ふ漁業協同組合</p> <p>四 水産業協同組合法第八十七条第一項第二号 の事業を行ふ漁業協同組合連合会</p> <p>五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号</p> |
|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>農林中央金庫でない者は、その名称中に 農林中央金庫という文字を用いてはならない。 (登記)</p> <p>第六条 農林中央金庫は、政令で定めるところに より、登記をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により登記を必要とする事項は、 登記の後でなければ、第三者に対抗することができない。</p> <p>3 第一項の規定により登記した事項は、登記所 において遅滞なく公告しなければならない。 (農林中央金庫の行為等についての商法の準用)</p> <p>第七条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五 百四条から五百二十二条までの規定は農林中 央金庫の行う行為について、同法第五百二十四 条から五百一十八条までの規定は農林中央金 庫が行う売買について、同法第五百一十九条か ら五百三十四条までの規定は農林中央金庫が 平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約</p> | <p>組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同 組織のために金融の円滑を図ることにより、農 林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の發 展に資することを目的とする。</p> <p>第二条 農林中央金庫は、法人とする。</p> <p>(事務所等)</p> <p>第三条 農林中央金庫は、主たる事務所を東京都 に置く。</p> <p>2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条 の規定は、農林中央金庫について準用する。</p> <p>3 農林中央金庫は、その資本金を減少しようと するときは、主務大臣の認可を受けなければならない。 4 農林中央金庫は、主務大臣に届け出なければならない。 5 農林中央金庫は、外國において從たる事務所 の設置、移転、又は廃止をしようとするとき は、主務省令で定めるところにより、主務大臣 の認可を受けなければならない。</p> <p>6 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十 二号)第十条第一項第三号の事業を行ふ農業 協同組合</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>の事業を行う水産加工業協同組合 の事業を行う水産加工業協同組合連合会</p> <p>六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号</p> | <p>第四条 農林中央金庫の資本金は、政令で定める 額以上でなければならない。</p> <p>2 前項の政令で定める額は、百億円を下回って はならない。</p> <p>3 農林中央金庫は、その資本金を減少しようと するときは、主務大臣の認可を受けなければならない。 4 農林中央金庫は、主務大臣に届け出なければならない。 5 農林中央金庫で定めるところにより、主務大臣 の認可を受けなければならない。</p> <p>6 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号</p> |
|--|---|

について、同法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十条までの規定は農林中央金庫が行う他人間の商行為の媒介について、同法第五百五十一条から第五百五十七条まで及び第五百五十三条の規定は農林中央金庫について準用する。

第二章 会員

(会員の資格)

第八条 農林中央金庫の会員の資格を有する者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、漁業信用基金、共済水産業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、漁船保険組合、農林漁業信用基金、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、野菜供給安定基金、土地改良区、土地改良区連合及び蚕糸業、林業又は塩業に関する中小企業等協同組合であつて定款で定めるものとする。(出資)

第九条 農林中央金庫の会員(以下「会員」という。)は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならぬ。

3 会員の有する出資口数は、主務省令で定める口数を超えてはならない。

4 会員の責任は、その出資額を限度とする。

5 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて農林中央金庫に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第十条 会員は、農林中央金庫の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようするとときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

(議決権)

第十一條 会員は、各一個の議決権を有する。

2 農林中央金庫は、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、その会員に対して、当該会員を直接に構成する者の数又は当該会員を直接若しくは間接に構成する法人を構成する者の数及び当該法人の当該会員構成上の関連度に基づき、二個以上の議決権を与えることができる。

3 会員は、定款で定めるところにより、第四十七條第三項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。この場合には、他の会員でなければ、代理人となることができない。

4 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいいう。以下同じ。)により行うことができる。

5 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

6 代理人は、代理権を証する書面を農林中央金庫に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(過怠金)

第十二条 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、会員に対して過怠金を課することができる。

2 会員の資格を有する者が、農林中央金庫に加入しようとするときは、農林中央金庫は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

3 前項の予告期間は、定款で延長することができない。(脱退の自由)

第十四条 会員は、六月前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができない。

3 会員は、定款で定めるところにより、第四十七條第三項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。この場合には、他の会員でなければ、代理人となることができない。

4 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいいう。以下同じ。)により行うことができる。

5 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

6 代理人は、代理権を証する書面を農林中央金庫に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(与えなければならない義務)

一 長期間にわたつて農林中央金庫の事業を利用しない会員

二 出資の払込みその他農林中央金庫に対する義務を怠つた会員

三 前項の除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

4 会員の資格を有する者が、農林中央金庫に加入しようとするときは、農林中央金庫は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

5 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいいう。以下同じ。)により行うことができる。

6 代理人は、代理権を証する書面を農林中央金庫に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(持分の払戻しの停止)

第十五条 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。

一 会員の資格の喪失

二 解散

三 破産

四 除名

2 除名は、次の各号のいずれかに該当する会員につき、総会の議決によつてすることができない。

3 前条第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後一年間行わないときは、時効によつて消滅する。

4 前条第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後三年以内(脱退の時ににおける農林中央金庫の財産によって払戻しに係る持分を定める場合は、その時から三年以内)にこれをしなければならない。

5 前条第一項の規定による請求権は、前項の期間が経過した後一年間行わないときは、時効によつて消滅する。

6 代理人は、代理権を証する書面を農林中央金庫に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(持分の払戻しの禁止)

第十六条 会員は、脱退した会員が農林中央金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。

第十九条 農林中央金庫は、会員の脱退の場合を

除くほか、持分の払戻しをしてはならない。

第二章 管理

(定款)

第二十条 農林中央金庫は、定款を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員の資格に関する規定

五 会員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその払込みの方法

七 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

八 準備金の額及びその積立ての方法

九 業務及びその執行に関する規定

十 農林債券の発行に関する規定

十一 役員の定数及びその選任に関する規定

十二 総会及び総代会に関する規定

十三 公告の方法

(役員)

第二十一条 農林中央金庫に、役員として、理事五人以上、經營管理委員十人以上及び監事二人以上を置く。

(理事)

第二十二条 理事は、定款で定めるところにより、經營管理委員会が選任する。

2 理事は、業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

3 農林中央金庫は、定款で定めるところにより、經營管理委員会の決議をもって、農林中央金庫を代表すべき理事を定めなければならない。

4 商法第二百六十一條第一項及び第三項の規定

は、前項の理事について準用する。この場合において、同条第三項中「第二百五十八条」とあるのは、「第二百五十八条第一項」と読み替えるものとする。

(經營管理委員)

第二十三条 經營管理委員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

2 經營管理委員は、会員である法人の役員、農林水産業者又は金融に関して高い識見を有する者でなければならない。

(監事)

第二十四条 監事は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

2 監事のうち一人以上は、農林中央金庫の会員である法人の役員又は使用人以外の者であつて、その就任の前五年間農林中央金庫の理事、經營管理委員若しくは職員又はその子会社の取締役若しくは使用人でなかつたものでなければならぬ。

(役員の任期)

第二十五条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の兼職等の制限)

第二十六条 理事及び常勤の監事は、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

(監事会)

第二十七条 理事会は、農林中央金庫の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

(經營管理委員会)

第二十八条 經營管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、農林中央金庫の業務の基本

4 前項の場合において、農林中央金庫又はその子会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等のと/orする。

2 理事会は、經營管理委員会が行う前項の規定による決議の行使に従わなければならない。

3 經營管理委員会は、理事をその会議に出席させ、必要な説明を求めることができる。

4 理事会は、必要があるときは、經營管理委員会を招集することができる。

5 經營管理委員会は、理事が第三十条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

6 經營管理委員会は、理事が第二百五十九条ノ二の規定は、前項の規定による招集について準用する。

5 農林中央金庫は、監事の互選をもつて常勤の監事を定めなければならない。

6 第六項の規定による請求につき同項の総会に請求することができる。

7 經營管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

8 第六項の規定による請求において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

(監事会)

第二十九条 監事會は、この法律で別に定めるものほか、その決議をもつて、監査の方針、農林中央金庫の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

2 監事は、監事會の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監事會に報告しなければならない。

(役員の忠実義務)

第三十条 理事及び経営管理委員は、法令、定款、法令に基づいてする主務大臣の処分並びに総会及び経営管理委員会の決議を遵守し、農林中央金庫のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事又は経営管理委員がその任務を怠ったときは、その理事又は経営管理委員は、農林中央金庫に対し連帶して損害賠償の責めに任ずる。

3 理事又は経営管理委員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事又は経営管理委員は、第三者に対し連帶して損害賠償の責めに任ずる。

4 理事が第三十三条第一項又は第六十五条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、前項と同様とする。ただし、理事がその記載、登記又は公告をしたことについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

5 商法第二百六十六条规定は、監事についての規定は、第二項の理事及び経営管理委員の責任について準用する。

6 第二項から前項までの規定は、監事について準用する。この場合において、第四項中「第三項」又は第六十五条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは、「告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登記又は公告」とあるのは、「記載」と、前項において準用する商法第二百六十一条第二項中「取締役会」と

読み替えるものとする。

(理事又は経営管理委員と農林中央金庫との契約)

第三十一条 理事又は経営管理委員は、経営管理委員会の承認を受けた場合に限り、農林中央金庫と契約することができる。この場合には、民

法第一百八条の規定は、適用しない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十二条 理事は、定款を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 理事は、総会及び経営管理委員会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間從たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会員名簿には、各会員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額及びその払込みの年月日

4 会員及び農林中央金庫の債権者は、いつでも理事に対し第一項及び第二項の書類の閲覧又は贋写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の作成)

第三十三条 理事は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案及び附属明細書を作成し、理事会及び経営管理委員会の承認を受けなければならぬ。

2 前項の書類については、監事及び会計監査人

の監査を受けなければならない。ただし、事業報告書及びその附属明細書の会計監査人の監査については、会計に関する部分に限る。

3 第一項の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法は、主務省令で定める。

4 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第三条第一項から第二項まで及び第四条から第十二条までの規定は、第二項の会計監査人について準用する。この場合において、同法第三条第二項及び第三項中「取締役」とあるのは、経営管理委員と、同法第四条第二項第一号(同法第六条の四第二項において準用する場合を含む。)中「第二条」とあるのは「農林中央金庫法第二十三条第一項」と、同法第四条第二項第二項第一号中「商法第一百十一条ノ二に規定する子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社」と、同法第七条第一項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第五项中「会社」又はその子会社の取締役、監査役又は「農林中央金庫の理事、経営管理委員、監事若しくは職員又はその子会社の取締役、監査役若しくは」とあるのは「農林中央金庫法第三十二条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十二条第二項」とあるのは「農林中央金庫法第三十二条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第三十二条第四項二於テ準用するスル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第三項」と、「子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四条第二項二規定スル子会社」と読み替えるものとする。

2 理事は、前項の書類を提出した日から三週間に内に、前条第一項の附属明細書を監事會及び会計監査人に提出しなければならない。

(会計監査人の監査報告書)

第三十五条 会計監査人は、前条第一項の書類を受領した日から四週間に内に、監査報告書を監

事会及び理事に提出しなければならない。

2 商法第二百八十二条ノ三第二項(同項第八号及び第十号を除き、同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)の規定は、前項の監査報告書について準用する。この場合において、同条第二項及び第十号を除き、同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)の規定は、前項の監査報告書について準用する。この場合において、同条第二項及び第十号を除き、同項第六号、第九号及び第十一号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。)

3 「農林中央金庫法第三十二条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十二条第三項」とあるのは「農林中央金庫法第三十二条第四項二於テ準用するスル株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第三項」と、「子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四条第二項二規定スル子会社」と読み替えるものとする。

2 理事は、会計監査人に対して、第一項の監査

報告書について説明を求めることができる。

4 第一項の監査報告書の記載方法は、主務省令で定める。

(監事会の監査報告書)

第三十六条 監事は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査を終えたときは、監事會に対し、第四項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

第三十四条 理事は、通常総会の日の八週間前まで、前項において準用する商法第二百六十一条第二項中「取締役会」とあるのは「監事會」と

2

監事会は、前条第一項の監査報告書を受領し、た日から一週間以内に、監査報告書を理事に提出し、かつ、その原本を会計監査人に送付しな

ければならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の監査報告書について準用する。

(役員の解任の請求)

(役員の解任の請求)

は理事及び經營管理委員について準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ、第二百六十九条ノ「本法」とあるのは農林中央金庫法、本法と、同法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは農林中央金庫法第二十五条と読み替えるものとする。

2 民法第五十五条並びに商法第二百六十二条及び第二百七十二条の規定は理事について、司法

ひ第三百七十二条の規定に取扱い、上記
第三百七十四条、第三百七十四条の三から第三
百七十二条まで及び第三百七十八条から第三

百七十五条ノ四まで及び第二百七十一条から第二百七十九条ノ二までの規定は監事について準

用する。この場合において、民法第五十五条中二項の「不法行為」は「偽り」、一項の「過失」は「過誤」である。

「総会」とあるのは「総会若々ノ經營管理」を指すが、商法第二百七十四条第一項中「取締役」とある

るの「理事及経営管理委員」と、同条第二項中

「取締役」とあるのは、理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ三中「子会社」とあるのは

「農林中央金庫法第二十四条第三項ニ規定スル

子会社」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法第二

百七十五条ノ二中「取締役」とあるのは「理事」

と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは、理事長ハ逓當管理委員也、第一二六二

七条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第三十

九条第一項ニ於テ準用スル第二百六十七条规定
同法第二百二十八條中「取締役」ある

の「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるもの

ପ୍ରକାଶ

3 商法第一百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会、経営管理委員会及び監事会について

て、同法第一百五十九条から第二百五十九条ノ

まで、第六十條ノ一及び第六十條ノ二

平成十二年六月二十二日 衆議院会議録第四十二号 農林中央金庫法案及び同報告書

の規定は理事会及び経営管理委員会について、同法第二百六十条ノ四第三項から第五項までの規定は理事会及び監事会について準用する。この場合において、同法第二百六十条ノ三第二項中「取締役」とあるのは、理事会について準用する場合には理事、経営管理委員会について準用する場合には理事又ハ経営管理委員會」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「取締役及監査役」とあるのは、理事会について準用する場合には理事及監事、経営管理委員会について準用する場合には監事と、同法第四項中「株主又ハ親会社ノ株主」とあるのは「会員」と、同法第五項中「其ノ親会社若ハ子会社」とあるのは農林中央金庫法第二十四条第三項ニ規定スル子会社」と読み替えるものとする。

4 商法第二百五十九条第一項本文、第二百五十九条ノ一、第二百五十九条ノ三及び第二百七十四条ノ一並びに商法特例法第十八条の三第二項の規定は、監事会について準用する。この場合において、商法第二百五十九条第一項本文中「各取締役」とあるのは各監事と、同法第二百五十九条ノ二中「各取締役及監査役」とあるのは各監事と、同法第二百五十九条ノ二中「取締役及監査役」とあるのは監事と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは理事及経営管理委員と、商法特例法第十八条の三第三項ただし書中「第六条の二第二項」とあるのは農林中央金庫法第三十三条第四項において準用する第六条の二第一項」と読み替えるものとする。

(主務大臣による仮理事の選任又は総会の招集)
第四十条 役員の職務を行う者がないため遅滞にいて準用する場合には理事、経営管理委員会について準用する場合には理事又ハ経営管理委員會」と、同法第二百六十条ノ四第二項中「取締役及監査役」とあるのは、理事会について準用する場合には理事及監事、経営管理委員会について準用する場合には監事と、同法第四項中「株主又ハ親会社ノ株主」とあるのは「会員」と、同法第五項中「其ノ親会社若ハ子会社」とあるのは農林中央金庫法第二十四条第三項ニ規定スル子会社」と読み替えるものとする。

(競争関係にある者の役員等への就任禁止)
第四十二条 農林中央金庫の営む業務と実質的に競争関係にある業務(会員の営む業務を除く)を営み、又はこれに従事する者は、理事、経営管理委員、監事又は支配人になつてはならない。

(支配人の解任)
第四十三条 会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事会は、その支配人の解任の可否を決しなければならない。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定めるものを除く)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、経営管理委員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該経営管理委員に到達したも

(主務大臣による仮理事の選任又は総会の招集)
第四十四条 通常総会は、定款で定めるところに依り、毎事業年度一回招集しなければならない。
第四十五条 臨時総会は、必要があるときは、定期で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 第四十七条の規定は、前項の総会の招集について准用する。(総会の招集)
第四十六条 通常総会は、定款で定めるところに依り、理事を除く。以下この項において同じ。)を選任するための総会を招集して役員を選任させることができる。

2 第四十七条の規定は、前項の総会の招集について准用する。(会員に対する通知又は催告)
第四十七条 農林中央金庫の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所その者が別に通知又は催告を受ける場所を農林中央金庫に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前に当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前に当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前に当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前に当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

定める事項に係るもの(除く。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林中央金庫は、前項の主務省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。(総会についての商法の準用)

第五十条 商法第二百二十二条、第二百三十七条ノ一、第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、総会について準用する。

この場合において、商法第二百三十二条中「本法」とあるのは「農林中央金庫法」と、「取締役会」とあるのは「經營管理委員会」と、同法第七条第二項ノ三中「取締役」とあるのは「理事、經營管理委員」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「農林中央金庫法第四十一条」と、同法第二百四十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事及經營管理委員」と、同法第二百四十七条第一項中「取締役」とあるのは「理事、經營管理委員」と、同法第二百四十九条第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を含む。)中「株主ガ」とあるのは「会員ガ」と、同法第二百五十二条第一項中「取締役」とあるのは「理事、經營管理委員」と、同法第二百四十九条第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を含む。)中「株主ガ」とあるのは「会員ガ」と読み替えるものとする。

(総代会)

第五十二条 農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、定款をもって、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総会に関する規定(第九十二条(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定を除く。)は、総代会について準用する。

(出資一口の金額の減少)

第五十二条 農林中央金庫は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成し、かつ、農林中央金庫の債権者の閲覧に供するため、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 農林中央金庫は、前項の期間内に、債権者に対する異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公示し、かつ、農林債券の権利者預金者又は定期積金の積金者その他政令で定める債権者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下回ってはならない。

第五十三条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べたときは、農林中央金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を當む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 商法第三百八十九条の規定は、農林中央金庫の出資一口の金額の減少について準用する。この場合において、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事、經營管理委員」と読み替えるものとする。

4 銀行その他の金融機関

5 証券業者

6 地方

7 有価証券の私募の取扱い

8 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理制度の受託

9 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により當む担保附社債に関する信託業務のほか、當該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を當むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券(第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先物取引を除く。)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引(投資の目的をもつてするものに限る。)

三 有価証券の貸付け

四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下二

るため、次に掲げる業務を當るものとする。

一 会員の預金の受入れ

二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引

三 為替取引

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を當むことができる。

一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を當むことができる。

一 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を當むことができる。

の条において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債(資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもつて指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。)その他これに準する有価証券として主務省令で定めるもの(以下この号において「特定社債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

七 有価証券の私募の取扱い

八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管

理の受託

九 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により當む担保附社債に関する信託業務

十 農林漁業金融公庫その他主務大臣の指定する者の業務の代理

十一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱い

十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預

十三 両替

十四 金融先物取引等

十五 金融先物取引等の受託等

十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定

護に資するため、主務省令で定めるところにより、預金又は定期積金に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第五十八条 農林中央金庫の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、農林中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、(信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。)若しくは吸收分割をし、又は営業を譲り受けたことにより農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 農林中央金庫が子会社(主務省令で定める会社を除く。)との他の農林中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、農林中央金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の

同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、農林中央金庫及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他のこれらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 第二項の場合において、農林中央金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、農林中央金庫の信用の供与等の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他の第一項及び第二項の規定の適用に関する必要な事項は、主務省令で定める。

(特定関係者との間の取引等)

第五十九条 農林中央金庫は、その特定関係者(農林中央金庫の子会社その他の農林中央金庫と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由

がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が農林中央金庫の取引の通常の条件に照らして農林中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

(農林債券の発行)

第五章 農林債券

第六十条 農林中央金庫は、払込資本金及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額の三十倍に相当する金額を限度として、農林債券を発行することができる。

(農林債券の種別等)

第六十一条 農林債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 農林中央金庫は、農林債券を発行する場合においては、割引の方法によることができる。

(農林債券の借換発行の場合の特例)

第六十二条 農林中央金庫は、その発行した農林債券の借換えのため、一時第六十条に規定する限度を超えて農林債券を発行することができます。

(農林債券の発行方法)

第六十五条 農林債券の募集に応じようとする者は、農林債券の申込証にその引き受けようとする農林債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の農林債券の申込証は、理事が作成し、これに政令で定める事項を記載しなければならない。

(農林債券の申込証)

第六十四条 農林債券を発行する場合は、募集又は売出しの公告する

第六十六条 農林中央金庫は、売出しの方法により農林債券を発行しようとするときは、政令で定める事項を公告しなければならない。

(売出しの公告)

第六十七条 農林債券には、政令で定める事項を記載し、理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

(農林債券の記載事項)

第六十八条 理事は、主たる事務所に農林債券原簿を備えて置かなければならぬ。

2 前項の農林債券原簿には、政令で定める事項

を記載しなければならない。

3 会員及び農林中央金庫の債権者は、いつでも、理事に対し農林債券原簿の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(農林債券の消滅時効)

第六十九条 農林債券の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

(通貨及証券模造取締法の準用)

第七十条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、農林債券の模造について準用する。

(政令への委任)

第七十一条 この章に定めるもののほか、農林債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(第六章 子会社等)

(農林中央金庫の子会社の範囲等)

第七十二条 農林中央金庫は、次に掲げる会社(以下「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行のうち、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第二条第一項に規定する信託業務を當むもの
- 二 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社のうち、証券業(同条第八項各号に掲げる行為のいづれかを行ふ営業をいう。以下この条において同じ。)のほか、同法第三十四条第一項各号に掲げる業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券専門会社」という。)

二 銀行業(銀行法第二条第三項に規定する銀行をいう。)を営む外国の会社

四 証券業を営む外国の会社(前号に掲げる会社に該当するものを除く。)

五 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあっては主として農林中央金庫又はその子会社の當む業務のためにその業務を営んでいるものに限り、ロに掲げる業務を営む会社にあってはその会社が証券専門関連業務を當む会社である場合には農林中央金庫の証券子会社等が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額が農林中央金庫又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えるものに限る。)

イ 従属業務
ロ 金融関連業務

六 新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社(当該会社の株式等を、農林中央金庫の子会社のうち前号に掲げる会社で主務省令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)以外の子会社又は農林中央金庫が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものが、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定めることによる)

三 従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の當む業務に從属する業務として主務省令で定めるもの

四 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務又は証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 前項の規定は、認可対象会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

六 第四項の規定は、農林中央金庫が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときにについて準用する。

- 7 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項に規定する持株会社をいう。)で主務省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 証券専門関連業務 専ら証券業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

二 証券子会社等 農林中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社

ハ その他の会社であって、農林中央金庫の子会社である証券専門会社の子会社のうち

口 イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であって、農林中央金庫の子会社である証券専門会社の子会社のうち

主務省令で定めるもの

三 従属業務 農林中央金庫又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の當む業務に從属する業務として主務省令で定めるもの

四 金融関連業務 第五十四条第一項各号に掲げる業務又は証券業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 前項の規定は、認可対象会社が、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の主務省令で定める事由により農林中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

六 第四項の規定は、農林中央金庫が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る。)に該当する子会社としようとするときにについて準用する。

- 7 農林中央金庫は、第四項の規定により認可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる

官報(号外)

| |
|--|
| <p>会社(認可対象会社に限る)に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。</p> <p>8 農林中央金庫が認可対象会社を子会社としている場合には、理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。</p> <p>9 農林中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 第一項第五号又は第六号に掲げる会社(同項第五号の会社にあっては、主として農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。)を子会社としようとするとき(農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信託事業の再編及び強化に関する法律第十五条第一項(同法第二十七條において準用する場合を除く。))。</p> <p>二 その子会社が子会社でなくなったとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。</p> <p>10 第一項第五号又は第四項の場合において、会社が主として農林中央金庫若しくはその子会社又は農林中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。</p> <p>(農林中央金庫等による株式の取得等の制限)</p> <p>第七十三条 農林中央金庫又はその子会社は、国内の会社(前条第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超えると認められなければならない。</p> |
| <p>式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超えると認められなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、農林中央金庫又はその子会社が、担保権の実行その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、農林中央金庫又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超過して取得し、又は所有することとなるたびから一年を超えてこれを所有してはならない。</p> <p>3 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものとし、主務大臣が当該承認をするときは、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有するこことなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を超過するとき、その事業を譲り受けた日</p> |
| <p>一 農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十七條において準用する同法第十五条第一項の認可を受けて事業を譲り受けたとき、その事業を譲り受けた日</p> <p>5 主務大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を超過するとき、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。</p> <p>6 農林中央金庫又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は額の株式等は、農林中央金庫が取得し、又は所有するものとみなす。</p> <p>7 前項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。</p> |
| <p>8 第二十四条第四項の規定は、前各項の場合において農林中央金庫又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。</p> <p>第九章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第七十四条 農林中央金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。 (帳簿等に関する商法の準用)</p> <p>第七十五条 商法第三十二条から第三十六条までの規定は農林中央金庫の帳簿その他の書類について、同法第二百八十五条、第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六まで、第二百八十六条ノ三及び第二百八十六条ノ五から第二百八十七条ノ二までの規定は農林中央金庫の計算について準用する。この場合において、同法第二百八十五条中「子会社」とあるのは「農林中央金庫法第二十四条第三項二規定スル子会社」と、同法第二百八十六条ノ五中「社債」とあるのは「農林債券」と、同法第二百八十七条中「社債権者」とあるのは「農林債券ノ権利者」と、「社債」とあるのは「当該農林債券」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項の定款で定める準備金の額は、資本金の額を下回ってはならない。</p> <p>第七十六条 農林中央金庫は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の五分の以上を準備金として積み立てなければならぬ。</p> |

| | |
|---|---|
| 3 第一項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。 | 第七十七条 農林中央金庫の剩余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。 |
| 1 農林中央金庫の剩余金の配当は、事務年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。 | 第七十八条 農林中央金庫は、定期で定めるところにより、会員が出資の払込みを終わるまでに、会員に配当する剩余金をその払込みに充てることができる。 |
| 2 資本金の額 | 第七十九条 農林中央金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。 |
| 二 前条第一項の準備金の額 | (業務報告書) |
| 三 前条第一項の規定によりその事業年度に積み立てなければならない準備金の額 | 第八十条 農林中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。 |
| 四 第七十五条において準用する商法第二百八十六条ノ三の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額が前二号の準備金の合計額を超えるときは、その超過額 | 2 農林中央金庫が子会社等を有する場合には、農林中央金庫は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、農林中央金庫及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。 |
| 五 資産につき時価を付すものとした場合(第 | 3 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。 |
| 七十五条において準用する商法第二百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二項(これらの規定を同法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額 | 4 農林中央金庫は、第一項又は第二項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が農林中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。 |
| 六 資産につき時価を付すものとした場合(第 | 5 農林水産大臣は、第三項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。 |
| 七十五条において準用する商法第二百八十五条ノ一第一項ただし書及び第二項(これらの規定を同法第二百八十五条ノ五第二項及び第二百八十五条ノ六第二項において準用する場合を含む。)において、その付した時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した純資産の額 | 6 第八十五条第一項に規定する主務大臣の権限の適用に関し必要な事項は、主務省令で定められる。 |
| 八 資産の状況に関する説明書類の総覧等 | 7 内閣総理大臣は、前項の規定によりその権限を单独に行使するときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。 |
| 九 業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧等 | 8 この法律における主務省令は、農林水産省令・内閣府令とする。ただし、第八十五条第一項に規定する主務省令は、農林水産省令・内閣府令・財務省令とする。 |
| 十 業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、農林中央金庫の主たる事務所及び從たる事務所に備え置き、公衆の総覧に供しなければならない。 | 9 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。 |
| 十一 払込済出資額又は会員の農林中央金庫の事業の利用分量に応じてしなければならない。 | 10 内閣総理大臣は、第一項ただし書又は前項の規定により内閣総理大臣が単独で所管するものを除く。は、前項の規定にかかるらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれ单独に行使することを妨げない。 |
| 十二 払込済出資額に応じてする剩余金の配当の率は、主務省令で定める割合を超えてはならない。 | 11 内閣総理大臣は、第一項ただし書又は前項の規定により内閣総理大臣とするとする。 |
| 十三 農林中央金庫が子会社等を有する場合には、農林中央金庫及び当該子会社等の書類のほか、農林中央金庫及び当該子会社等の | 12 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。 |

官 報 号 外

| |
|--|
| <p>適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農林中央金庫の子会社に対し、農林中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 農林中央金庫の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。 (立入検査)</p> <p>第八十四条 主務大臣は、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農林中央金庫の事務所その他の施設に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に農林中央金庫の子会社の施設に立ち入りさせ、農林中央金庫に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農林中央金庫の子会社に対する質問及び検査について適用する。 (業務の停止等)</p> <p>第六十五条 主務大臣は、農林中央金庫の業務若</p> |
| <p>しくは財産又は農林中央金庫及びその子会社等の財産の状況に照らして、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、農林中央金庫に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、農林中央金庫の経営の健全性を確保するための改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して農林中央金庫の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは農林中央金庫の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求める命令)を除くことは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しめるときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するためには、主務省令で定める農林中央金庫又は農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときには、主務省令で定めるものでなければならない。</p> <p>(運法行為等についての処分)</p> <p>第八十六条 主務大臣は、農林中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、総会の決議を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止、解散若しくは理事、経営管理委員、監事若しくは清算人の解任を命ずることができる。</p> |
| <p>第八十七条 会員が総会員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令、定款又は法令に基づいてする主務大臣の処分に違反することを理由として、その議決の日から一月以内に、その議決の取消しを請求した場合において、主務大臣は、その違反の事實があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。</p> <p>(財務大臣への協議)</p> <p>第八十八条 主務大臣は、第八十五条第一項又は第八十六条の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は解散の命令をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議し、必要に必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>(清算事務)</p> <p>第九十条 農林中央金庫が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。</p> <p>(清算人)</p> <p>第九十一条 農林中央金庫が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。</p> <p>2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> |
| <p>二 総会の決議</p> <p>二 破産</p> <p>三 第八十六条の規定による解散の命令</p> <p>3 清算人の認可を受けた後、農林中央金庫の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。</p> <p>2 清算人は、前項の承認を求める場合には、あらかじめ、財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法について経営管理委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 清算人は、第一項の承認を得た後、農林中央金庫に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>(決算報告書)</p> <p>第九十二条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する事務の全部若しくは一部の停止、解散若しくは理事、経営管理委員、監事若しくは清算人の解任を命ずることができる。</p> <p>第九十三条 清算人は、第一項の承認を得た後、農林中央金庫に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>2 清算人は、前項の承認を得た後、農林中央金庫に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>3 清算人は、前項の承認を得た後、農林中央金庫に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>(決算報告書)</p> <p>第九十四条 清算人は、清算事務を終了した後、清算なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。</p> <p>2 清算人は、前項の承認を得た後、農林中央金庫に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>3 商法第四百三十七条规定は、第一項の承認について準用する。</p> |

規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

九 第二十四条第五項に規定する常勤の監事を定める手続をしなかつたとき。

十 第二十六条第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。

十一 第二十六条第一項(第九十五条において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反したとき。

十二 会計監査人又は一時会計監査人の職務を行なうべき者の選任手続をしなかつたとき。

十三 第三十三条第四項において準用する商法特例法(以下「準用商法特例法」という。)第六条の二第二項の規定により報告するに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十四 準用商法特例法第七条第二項の規定又は第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条第二項若しくは第二百七十五条の規定による調査を妨げたとき。

十五 第三十七条第四項において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により意見を述べるに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六 第六十五条第二項の規定、第九十三条第一項若しくは第九十四条第一項の規定、第三十九条第三項若しくは第九十五条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第一項の規定、第五十条において準用する商法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定又は第七十五条において準用する商法第二

十二条第一項の規定に違反して、農林債券の申込証、財産目録、貸借対照表、決算報告書、議事録若しくは会計帳簿を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十七 第五十条において準用する商法第二百三十七条ノ三の規定に違反して正当の理由がないのに説明をしなかつたとき。

十八 第五十二条又は第五十三条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少したとき。

十九 第五十五条の規定に違反して他の業務を営んだとき。

二十 第六十八条の規定に違反して農林債券を発行したとき。

二十一 第六十二条第二項又は第六十七条の規定に違反したとき。

二十二 第六十三条、第六十六条若しくは第七十二条第一項又は第九十五条において準用する商法第一百二十四条第三項において準用する民法第八十一条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

二十三 第八十二条第一項又は第九十五条において準用する商法第四百二十二条第一項に規定する届出若しくは公告をすることを怠り、又は不正の届出若しくは公告をしたとき。

二十四 第七十二条第一項の規定に違反して同一項目に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としたとき。

二十五 第九十五条において準用する商法第四百二十二条第一項の期間を不适当に定めたとき。

二十六 第六十五条第二項の規定、第九十三条第一項若しくは第九十四条第一項の規定、第三十九条第三項若しくは第九十五条において準用する商法第二百六十条ノ四第一項若しくは第一項の規定、第五十条において準用する商法第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定又は第七十五条において準用する商法第二

十二条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項の規定による調査を妨げたときも、より付した条件に違反したとき。

二十七 第七十六条第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかつたとき。

二十八 第七十七条の規定に違反して剰余金を処分したとき。

二十九 第八十五条第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項若しくは第八十六条の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

三十 第九十五条において準用する商法第一百二十二条第一項において準用する商法第八十一条の規定に違反して破産宣告の請求をすることを怠つたとき。

三十一 第九十五条において準用する商法第一百二十二条第一項の規定に違反して農林中央金庫の財産を分配したとき。

三十二 第九十五条において準用する商法第四百二十二条第一項の期間を不适当に定めたとき。

三十三 第九十五条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

三十四 第九十六条第一項の規定により付した条件(第三条第四項又は第七十二条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

七十七条第一項若しくは第二項に規定する者が、第三十九条第二項において準用する商法第二百七十四条ノ三第一項又は準用商法特例法第七条第三項の規定による調査を妨げたときも、前項と同様とする。

第一百二条 第四十一条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第一百二条 第五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条第二項の規定は、公布の日から施行する。

(農林中央金庫の同一性)

第一条 この法律の施行の際現に存する農林中央金庫は、改正後の農林中央金庫法(以下「新法」という。)の規定に基づく農林中央金庫として同一性をもつて存続するものとする。

(総務省設置法の適用除外)

第三条 新法の規定に基づく農林中央金庫については、改正前の農林中央金庫法(以下「旧法」という。)の規定に基づく農林中央金庫として同一性をもつて存続するものとする。

(従たる事務所に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に日本に存する農林中央金庫の従たる事務所は、新法第三条第三項の規定により主務大臣に届け出て設置された従たる事務所とみなす。

2 この法律の施行の際現に外国に存する農林中央金庫の従たる事務所は、新法第三条第四項の規定による主務大臣の認可を受けて設置された

該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象

従たる事務所とみなす。

(定款の変更に係る経過措置)

第五条 農林中央金庫は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、新法第二十条の例により、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員に係る経過措置)

第六条 施行日の前日において農林中央金庫の理事長、副理事長又は理事である者の任期は、旧法第十一条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 農林中央金庫は、施行日までに、あらかじめ、新法第二十二条及び第二十三条の例により、理事及び経営管理委員を選任しておかなければならぬ。この場合において、その選任された理事及び経営管理委員の任期は、新法第二十五条の規定にかかわらず、施行日から起算して三年を超えない範囲内において総会の決議により定める日までとする。

3 この法律の施行の際現に旧法第十一条第一項に規定する監事である者は、施行日に新法第二十四条第一項の規定により監事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新法第二十五条の規定にかかわらず、施行日から起算して二年を超えない範囲内において総会の決議により定める日までとする。

(支配人に係る経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法第八条において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第五条において準用する商法第三十

七条の規定により置かれている支配人である者は、施行日に新法第四十二条第一項の規定により支配人として置かれたものとみなす。

(会員外貸付けの認可に関する経過措置)

第八条 新法第五十四条第三項の規定は、施行日前に農林中央金庫が旧法第十四条ノ一第五号及び第六号の規定により行った貸付けについては、適用しない。

(農林債券に係る経過措置)

第九条 旧法第十七条第一項の規定により発行された農林債券は、新法第八十条の規定により発行された農林債券とみなす。

(旧法の規定に基づく処分又は手続の効力)

第十条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新法又はこれに基づく命令の相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第十四条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第一百九条第一号及び第二号を次のように改めること。

一及び一 削除

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第十五条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を削る。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第十六条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号の二を次のように改める。

三の二 農林中央金庫法(平成十三年法律

第二号)

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第十七条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十八条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第五十四条の規定は、農林中央金庫法(平成十三年法律第二号)第五十四条の規定によつて、農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第百二十二条の二を次のように改正する。

第十二条の二を次のように改める。

第十三条 削除

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第十四条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十年法律第二百二号)第五十四条の規定は、農林中央金庫法(平成十三年法律第二号)第五十四条の規定によつて、農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第百二十二条の二を次のように改める。

第十二条の二を次のように改める。

第十三条 削除

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第十四条 第百二十二条の二を次のように改める。

第十二条の二を次のように改める。

第十三条 削除

(農業近代化資金助成法の一部改正)

(漁業近代化資金助成法の一一部改正)

第十八条 漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「農林中央金庫が」を「農林中央金庫法(平成十三年法律第二号)第五十四条第三項」の規定は、「農林中央金庫が」に、「場合における当該貸付けについての農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十四条ノ二」の規定の適用については、同条第二号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ貸付」とあるのは、「貸付」とする」を「場合には、適用しない」に改める。

第十九条第三項を削る。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第十六条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号の二を次のように改める。

第十四条第一項第三号の二を次のように改める。

第十五条第一項第三号の二を次のように改める。

第十六条第一項第三号の二を次のように改める。

第十七条第一項第三号の二を次のように改める。

第十八条第一項第三号の二を次のように改める。

第十九条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十一条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十二条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十三条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十四条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十五条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十六条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十七条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十八条第一項第三号の二を次のように改める。

第二十九条第一項第三号の二を次のように改める。

第三十条第一項第三号の二を次のように改める。

第三十一条第一項第三号の二を次のように改める。

第三十二条第一項第三号の二を次のように改める。

第三十三条第一項第三号の二を次のように改める。

第三十四条第一項第三号の二を次のように改める。

第三十五条第一項第三号の二を次のように改める。

第三十六条第一項第三号の二を次のように改める。

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第二条第四項中「農林中央金庫法第五条第一項(出資者)及び二を「農林中央金庫の会員、に、出資者並びに」を「出資者及び」に改め、同条第七項中(第二十一条第二項を除く。)を削り、

「農林中央金庫及び二を「農林中央金庫の理事、に改め、農林中央金庫法第十条第二項(副理事長)又は二を削り、「若しくは」を「又は」に、並びに二を「及び」に改める。

第十四条中「第二百八十条ノ十二第一項中「取締役」とあるのは「理事」を「第二百八十条ノ十三中「取締役」とあるのは「理事」を「第二百八十条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」に、「第二百八十条ノ十三中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」に改め、「優先出資者、理事」の下に「、経営管理委員」を加える。

第二十一条第一項中「定める訴え」の下に「又

は請求」を加え、同項第三号中「理事長、副理事長、理事」を「理事、経営管理委員」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 商法第一百七十二条(株主の差止請求権)

理事の行為に対する差止請求 第三十四条第一項中「理事」を「理事(農林中央金庫にあっては、経営管理委員)」に改める。

第二十五条中「第二百三十七条ノ三中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」に、「第二百三十四条第二項及び第二項」を「第二百三十四条第二項」に改める。

「第二百三十四条第二項」を「第二百三十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」と、同条第三項に「、理事」を「、理事、経営管理委員」に、「、取締役」とあ

るには「理事」を「、取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」に改める。

第三十六条第一項中「理事が」を「理事(農林中央金庫にあっては、経営管理委員)を含む。以下この条において同じ。」が二に改め、同条第二項中「連合会等」を「農林中央金庫及び連合会等」に改める。

第三十八条第二項第一号中「資本金の最低限度等」、第十七条第一項(債券の発行限度)、第二十三条ノ二第二項(準備金の積立限度)及び第二十四条第一項第一号を「資本金」、第六十条(農林債券の発行)、第七十六条第二項(準備金の積立て)及び第七十七条第一項第一号」に改め、同条第三項第一号中「二十四条第一項」を「第七十七条第一項」に改める。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二十二条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項中「農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条」を「農林中央金庫法(平成十二年法律第二百五十八号)第二百九十六条の四第三項」

五 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)第四条第五項

三 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第十二条第三項

四 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)第二百九十六条の四第三項

五 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)第四条第五項

七 農業の流動化に関する法律及び中間法人法の一部改正

八 資産の流動化に関する法律及び中間法人法の一部改正

九 農林中央金庫法(平成十二年法律第二百五十九号)第五十四条第一項第十号を「農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十三条第一項第十号」を「農林中央金庫法(平成十二年法律第四十二号)第十五条第一項第十号」に改める。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)

第二十三条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十五条第一項第十号」を「農林中央金庫法(平成十二年法律第二百五十九号)第五十四条第一項第十号」に改める。

一 資産の流動化に関する法律第二百三十二条第一項第六号

二 中間法人法(平成十二年法律第二百五十五条第一号)

年法律第四十一年(リ)第十六条を「農林中央金庫法(平成十二年法律第二百二十一号)第五十四条第三項」に改め、「対し」の下に、同項の規定による

農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで」を加える。

(食糧管理特別会計法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条」を「農林中央金庫法(平成十三年法律第二百五十五条)」に改める。

一 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十

七号)第四条ノ二第三項

二 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第四十二条第二項

三 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第十二条第三項

四 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)第二百九十六条の四第三項

五 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)第四条第五項

七 農業の流動化に関する法律及び中間法人法の一部改正

八 資産の流動化に関する法律及び中間法人法の一部改正

九 農林中央金庫法(平成十二年法律第二百五十九号)第五十四条第一項第十号」に改める。

農林中央金庫法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における我が国の金融をめぐる情勢の変化に対応して、農林中央金庫の適正かつ効率的な業務運営を確保するための措置を講ずるとともに、現行法の片仮名混じりの文語体の法文を口語化して平易化するため、農林中央金庫法の全部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的規定の新設

農林中央金庫(以下「金庫」という。)は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融

金庫法の全部を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

2 理事会及び経営管理委員会の設置

金庫の協同組織性を踏まえて、会員である農業協同組合の代表者等から成る経営管理委員会を設置するとともに、高度な金融業務を的確に行えるよう、金融専門家から成る理事会を設置すること。

3 業務範囲の拡大

金庫は、主務大臣の認可を受けて、業種限定のない会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引の業務を行うことができる」ととする)こと。

4 施行期日

この法律は、平成十四年一月一日から施行するものとする)こと。

5 審議案の可決理由

本案は、農林中央金庫の適正かつ効率的な業務運営を確保するための措置等として妥当なもの

のと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十三年六月二十一日

農林水産委員長 堀込 征雄

衆議院議長 編貫 民輔殿

(別紙)

農林中央金庫法案に対する附帯決議

農業及び農村をめぐる情勢が大きく変化する中で、農協系統が、農業者の協同組織としての原点に立ち帰って、組合員のニーズに的確に応えながら地域農業の振興等に積極的な役割を果たしていくためには、その事業・組織の見直し等の改革の推進が重要な課題となっている。

よって政府は、両法の施行等に当たっては、農協系統がその使命を達成できるよう、左記事項の実現に向けて、その指導・監督に万全を期すべきである。

組合員の常農支援が農業協同組合の本来事業であることを十分認識の上、常農指導事業の充実、生産資材コストの大幅削減、農産物の有利販売などに全力を挙げ、組合員の農業経営基盤が確立されるよう、農協系統の取組みを強化すること。

農協系統の事業運営に当たっては、担い手のニーズに対応し、スケールメリットが生かされる生産資材価格の設定など、利用しやすい事業展開に努めること。

三 青年・女性・法人経営者等農業の担い手の意

向を組合運営に十分反映できるようにするため、これらの者の經營管理委員や理事への登用を積極的に進めること。

四 農協等において迅速かつ適正な経営判断を行い得る業務執行体制を確立し、農業者の利益の増進に資するため、常勤理事等については、学

識経験者等の積極的な起用を図ること。併せて、省令で例外的に認めることとしている兼職・兼業の範囲については極力限定し、職務に支障がなく、かつ、農業振興の上で真に必要なもの以外は認めないこととする。

五 農協等の経営の健全性を確保するため、監事による監査、中央会監査、行政検査等の体制の一層の充実を図ること。特に、中央会監査については、公認会計士を専門として行うなどにより監査法人と比し遜色のない監査を行うこと。

六 農協系統金融機関について、組合員等が安心して利用できるよう、問題農協等の早期発見・早期改善を軸とし、破綻することのない農協金融システムを早急に確立すること。また、ペイオフ解禁が差し迫る中で、不良債券の最終処理と経営困難農協の解消に全力を挙げるこ

と。

平成十三年六月一日

参議院議長 井上 栄

衆議院議長 編貫 民輔殿

(別紙)

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年六月一日

参議院議長 井上 栄

衆議院議長 編貫 民輔殿

(別紙)

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

第一条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に關し民法(明治十九年法律第八十九号)の特例を定めるものとする。

(趣旨)

第二条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に關し民法(明治十九年法律第八十九号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第三条 民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であつて、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。

ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者がその委託を受けた者を含む。以下同じ。)が、當該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行つて、電子計算機の映像面を介して締結される契約であつて、事業者又はその委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従つて消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによつてその申込み又はその承諾の意思表示を行うものをいう。

2 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいい、「事業者」とは、法人その他他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

最善を尽くすこと。

また、貸出先の拡大に伴う会員以外への資金の貸付け等については、会員への円滑な資金の融通に支障が生じることのないよう適正に行うこと。

右決議する。

明があった場合は、この限りでない。

消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかったとき。

二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行ったとき。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第四条 民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にその申込み又はその承諾の意思表示を行った電子消費者契約については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に隔地者間の契約において発した電子承諾通知については、なお従前の例による。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年の経済社会の情報化の進展にか

んがみ、消費者が行う電子消費者契約の要素に

特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関する民法の特例を定める措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

「電子消費者契約」とは、消費者と事業者との間で電磁的方法により電子計算機の映像面を介して締結される契約であって、事業者又はその委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従って消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによってその申込み又はその承諾の意思表示を行うものをいうものとする。

「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であつて、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいうものとする。

2 電子消費者契約に関する民法第九十五条た

だし書の特例

民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合は、事業者等

が消費者の意思表示を行った意思の有無について確認を求める措置を講じた場合等を除き、適用しないものとする。

これにより、このような場合には、消費者

による意思表示の無効の主張に対し、事業者等は消費者の重過失をもって反論することができないこととなる。

3 電子承諾通知に関する民法第五百二十六条等の特例

民法第五百二十六条第一項及び第五百二十一条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しないものとする。

これにより、このような場合には、申込みの承諾の通知が到達した時点が契約の成立時期となる。

4 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとするほか、所要の措置について定める。

二 議案の可決理由

本案は、電子的な方法を用いる契約の特徴を踏まえた取引ルールを策定するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本共産党提案による修正案が提出されたが、否決された。

右報告する。

平成十三年六月三十日

衆議院議長 綿貫 民輔殿
山本 有二

平成十三年六月一日

参議院議長 井上 栄
衆議院議長 綿貫 民輔殿

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一

部を次のように改正する。

第二条第一項中第十四号を第十五号とし、第十

三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標準等の他の商品又は役務を表示するものをいう。)の権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

と同一若しくは類似のドメイン名を使用する

ターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するため割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。

第五条第二項中「又は第十四号」を、「第十二号又は第十五号」に改め、同項第四号中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十五号」に改め、

同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 第二条第一項第十二号に掲げる不正競争

当該侵害に係るドメイン名の使用

第十四条を第十五条とする。

第十三条中「一に^をいざれかに」に改め、同条

第一号中「第十一号」を「第十三号」に改め、同条第

